

平成19年6月27日開会

美波町議会第2回定例会会議録

平成19年6月27日 美波町議会第2回定例会を美波町役場議場に招集された。

1、 応召議員は次のとおりである。

1 番 新矢 公宏	2 番 江本 昇	3 番 寺下 博子
5 番 久保 行徳	6 番 影山 美雄	7 番 戎野 博
8 番 春田 裕計	10 番 山本 正男	11 番 丸龍 孝敏
12 番 岩瀬 公	13 番 笹田 重信	15 番 坂口 進
16 番 北山 朝彦	17 番 川尻 竹藏	

1、 不応召議員は次のとおりである。

な し

1、 出席議員は次のとおりである。

1 番 新矢 公宏	2 番 江本 昇	3 番 寺下 博子
5 番 久保 行徳	6 番 影山 美雄	7 番 戎野 博
8 番 春田 裕計	10 番 山本 正男	11 番 丸龍 孝敏
12 番 岩瀬 公	13 番 笹田 重信	15 番 坂口 進
16 番 北山 朝彦	17 番 川尻 竹藏	

1、 欠席議員は次のとおりである。

な し

1、 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	藤井 格	副 町 長	中東 覚
収 入 役	別宮憲一郎	支 所 長	濱 浩治
総 務 課 長	影治 信良	子どもセンター長	松本 晋児
住民福祉課長	田川 仁重	税務保険課長	山路 和秀
消防防災課長	寺内 康博	企画調整課長	海司 広幸
建 設 課 長	鈴木 義勝	産業振興課長	栗林健二郎
地域振興室長	小坂 進	会 計 課 長	山田 由美
水 道 課 長	今津 秀貴	日和佐病院事務長	古字 直道
由岐病院事務長	木本 節	国民宿舎うみがめ荘支配人	岡本 照彦

教 育 長	谷崎 満則	教 育 次 長	丸岡 武
教 育 委 員 長	向山 篤宏	監 査 委 員	平松 満
教育委員会分室長	原 千代子	住民福祉室長	谷口 和江
日和佐幼稚園園長	新開貴美代	由岐保育園園長	瀧本美佐子
木岐保育園園長	服部 園子		

1、会議事件は次のとおりである。

報告第 1号	平成18年度	美波町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 2号	平成18年度	美波町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 3号	平成18年度	美波町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 4号	平成18年度	美波町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 5号		美波町国民保護計画について
議案第43号		美波町課設置条例の一部を改正する条例の制定について（条例第13号）
議案第44号		美波町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について（条例第14号）
議案第45号		美波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（条例第15号）
議案第46号		美波町救急搬送班の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第16号）
議案第47号		美波町地域包括支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条の制定について（条例第17号）
議案第48号		美波町消防団設置条例の一部を改正する条例の制定について（条例第18号）
議案第49号		専決処分報告承認について
専決第 1号		美波町税条例の一部を改正する条例の制定について
専決第 2号		美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
専決第 3号		平成18年度美波町一般会計補正予算（第4号）
専決第 4号		平成18年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
専決第 5号		平成18年度美波町老人保健事業特別会計補正予算

- (第3号)
- 専決第 6号 平成18年度美波町住宅改良資金貸付特別会計補正予算(第1号)
- 専決第 7号 平成18年度美波町国民宿舎特別会計補正予算(第3号)
- 専決第 8号 平成18年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 専決第 9号 平成18年度美波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 専決第10号 平成18年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算(第2号)
- 専決第11号 平成19年度美波町一般会計補正予算(第1号)
- 専決第12号 平成19年度美波町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第50号 平成19年度美波町一般会計補正予算(第2号)
- 議案第51号 平成19年度美波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第52号 美波町教育委員会委員の任命について
- 決議 姉妹都市

常任委員会の閉会中の継続審査申出書について

6月27日(水)

(時に08時59分)

議

長 おはようございます。

本日 平成19年 第2回美波町議会定例会が、招集されましたところ、議員各位には何かとお忙しいところご出席下さいましてありがとうございます。

只今の出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これより平成19年第2回美波町議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして諸般の報告を行います。

5月7日、美波町国民保護計画・美波町集中改革プラン・救急搬送業務等について全員協議会を開催いたしました。

5月22日・23日、東京都で、全国町村議会研修会に、正・副議長と局長が出席いたしました。

5月30日、海部郡議長会第1回定例総会開催され、議長及び局長が出席しました。

5月31日、阿佐東地域公共交通懇話会が海陽町で開催され、議長が出席しました。

6月15日、総務産業建設委員会が町村合併について、また、文教厚生委員会が在宅サービス事業等について、各委員会を開催いたしました。

6月20日、平成19年第2回議会運営委員会を開催いたしました。委員全員と、委員外議員5名が出席し、提出議案等について審議いたしました。

諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において指名いたします。

6番 影山議員、15番 坂口議員兩名を指名いたします。

日程第2 会期決定の件について議題といたします。

会期につきましては、去る6月20日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より、ご報告お願いいたします。

川尻議会運営委員長。

議会運営委員長

おはようございます。議会運営委員会報告を行います。去る6月20日、議会運営委員会を開催いたしました。委員全員の出席のもと理事者側が

ら藤井町長、中東助役、影治総務課長の出席を求め、平成19年美波町議会第2回定例会に上程予定の議案内容につきまして、慎重に審議いたしました結果、会期は本日6月27日より7月3日までの7日間に開催することに決しました。なお、一般質問の通告は本日正午までといたしておりますので、ご承知願いたいと思います。

以上、議会運営委員長報告を終わります。

議 長 お諮りいたします。本定例会の会期は 議会運営委員長の報告のとおり、本日から7月3日までの7日間とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって会期は、本日から7月3日までの7日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

議 長 日程第3 町長提案理由の説明を議題といたします。本定例会に提出されております議案は、一覧表にありますとおり、報告第1号から第5号までの報告5件及び、議案第43号から第52号までの10件、計15件であります。

これを一括して議題といたします。

藤井町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 おはようございます。

アジサイの花が色を深め、いよいよ初夏の季節となりました本日、平成19年美波町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中全員のご出席を賜りまして、ご審議をいただきますことたいへんありがたく存じているところでございます。

さて、本定例会におきまして、ご審議をお願いする議案につきましては、繰越明許費繰越計算書の報告4件と、国民保護計画の報告1件、条例の改正議案6件、専決処分の報告承認1件、平成19年度一般会計・特別会計の補正予算に関する議案2件、人事に関する議案1件の計15議案を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、合併後丸1年が経過いたしましたことと、併せて第1回定例会以降の諸般につきましてご報告を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じているところでございます。

合併してはじめてとなりました平成18年度の事務・事業の執行につきましては、繰越事業として「まちづくり交付金事業」での木岐西町避難地と須花地区避難路整備、「地域介護・福祉空間整備等補助金」での由岐福祉会のグループホーム及び東紅会の小規模多機能型居宅介護施設に対する補助金、平成19年度の合併補助金を前倒ししまして行う「地、

形図作製事業」の航空写真撮影・地形図の修正・既存公図のデジタル化につきましては、財源が県から国の方に変更になったことによる繰越、「津波避難施設等整備事業」での津波避難タワーの建設工事と敷地整備、「田井公民館改修事業」での避難階段・非常用発電機等の整備、「介護保険特別会計繰出金」での後期高齢者医療改革に伴います電算システム整備、「漁業集落排水事業特別会計繰出金」での設計に係る起債分、「公共下水道事業特別会計繰出金」での役場前管渠工事・マンホールポンプ設置工事、以上の、8つの事業を平成19年度へ繰越明許といたしておりますけれども、これらの事業を除きまして、他すべては完了し、その事業効果は着実に上がっているものと確信いたしているところでございます。

これ、偏に議員各位をはじめ関係各位のご理解とお力添えの賜と、厚くお礼を申し上げます次第でございます。

国・地方を通じた財政再建と地方分権の推進を目的としたいわゆる「三位一体の改革」に関しては、国から地方へ、その基幹税である住民税で3兆円の税源移譲が実現するなど、一定の成果を得たとの全般的な評価が示されておりますけれども、小規模町村にとってはその実感は未だ無く、ましてや平成19年度以降については、国の歳出・歳入一体改革におきまして、「2011年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する」という目標が設定され、地方交付税の在り方をはじめ、地方財政に関する更なる改革の議論がされるなど、今後の改革の動向によりましては、本町のような財政基盤が脆弱である町村は、更に厳しい行政運営を強いられる事態となることも懸念されるなど、今後も引き続き予断を許さない状況にございます。

さて、平成18年度決算の概要をご報告申し上げます。一般会計では、歳入でおよそ52億1千7百50万円、歳出では51億6百30万円、繰越明許費の一般財源分を差し引いたいわゆる実質収支額は、9千200万円程度の黒字となる見込みでございます。

また、11の特別会計のうち8つの特別会計におきましては、概ね健全な運営ができていますが、国民宿舎特別会計、漁業集落排水事業特別会計では、一般会計からの運営費の繰り入れを行っております。

運営費（不採算繰入額）は、国民宿舎特別会計で1,000万円、漁業集落排水事業特別会計で186万円となっております。

病院事業会計では、医師不足の問題からの入院患者の減少や医療事情の変化とか複数看護師の退職に伴う退職負担金により、医業収支においては、2億5百60万円の経常損失といたしましたが、経営基盤強化対策補填金として、2億2百70万円の繰り入れを行い、総事業収益で9億7万円、総事業費用では9億5百1万円となり、総事業収支で4億93万円の経常損失となっております。

次に、美波町民待望の地域高規格道路「阿南安芸自動車道」日和佐道路の北河内から由岐インターまでの開通式が、ご承知のように5月12日執り行われました。

当日は午前から大勢の町民も参加し、開通を祝うウォーキング、もち投げ等のイベントに引き続き、午後からは開通式、夕方からはその供用が開始され、これにより日和佐・由岐間の所要時間が半分に短縮されるなど、高規格の道路のありがたさ、重要性を実感しているところであります。

このことにより、合併後の当町における町内間の交流一体性が高まり、喜ばしい限りであり、今後おおいに活用をしていきたいと思っておりますし、また、一日も早い全線ルートの建設促進に努めていきたいと考えておるところでもございます。

次に、国土交通省港湾局が進めております港の景観・自然・歴史・文化遺産・食・レクリエーションなどの様々な資源を活用し、港を核とした住民参加型による賑わい空間や、交流の場の創出に向けた「みなとまちづくり」への取り組みへの支援としてのいわゆる「みなとオアシス」への登録に、当町としても取り組んできておったところでございますが、この度「みなとの賑わい創出担い手育成支援事業」のモデル事業として全国21市町村が選定され、そのなかでこのほど、徳島県では日和佐港及び大浜海岸のこの一帯を「美波みなとの賑わい創出担い手育成事業」として選ばれたところでございます。

今後、「美波みなとづくり協議会」を設立し、各種団体と連携を取りながら、定期的、または継続的な活動を展開し、地域における指導者を育成すると共に、港及び大浜海岸を中心とした地域の活性化、地域づくりにおける人材の育成、地域資源の発掘と有効利用等の活動に取り組むことといたしております。

次に、南阿波サンライン「モビレジ」の活用についてでございますが、この施設につきましては、すでにご高承のとおり昭和47年に県観光協会が設置したもので、短期滞在向けの貸別荘として活用されてきておりましたが、利用客の減少等に伴い、平成17年3月に旧日和佐町に移管され、以後、土地・建物について美波町の財産として管理をしているところでございます。

施設は管理棟となるセントラルハウス、貸別荘となる宿泊棟10棟、テニスコートを兼ねた広場、駐車場などがございます。

この件3月議会で所管を国民宿舎うみがめ荘の経営傘下に入れ、うみがめ荘の分館として位置づけることを、すでに申し上げたところでございます。

このことから、県の取り組む「団塊の世代」対策を踏まえ、「移住交流支援センター」を設置することとしており、農林漁業の「おためし体験」

活動に取り組む予定であります。

この「おためし体験」等のため地域を訪れる滞在者の利便性を図るため、安価に利用できる宿泊施設として、モビレジの再生を検討していたところ、このほど国の施策でございます「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」というのがございまして、その対象として認められ、それを活用して今回その改装を行うこととなりましたので、今回の補正予算に計上をさせていただいているところでございます。

都市と地域の交流促進事業といたしまして、来る10月6日～7日に大阪市の協力をいただきまして、またNPO団体との連携のもと、大阪府が所有する帆船「あこがれ」を恵比須浜岸壁に接岸させ、地元住民と大阪市民との交流を計画いたしております。

交流の具体的な事業内容につきましては、目下、産業振興課と大阪府の関係者との間で煮詰めているところでございますが、今わかっている主なことは、大阪市内の若い女性が帆船にたくさん乗船参加することから、地元の若い男性との出会いの場づくりイベント、あるいは地元小学生の帆船での宿泊体験イベント、地元物産の販売促進等を検討いたしているところでございます。

このことは、大都市住民との交流により、将来において宿泊滞在、いわゆるステイとか定住に結びつくようなそういう遠方の視点に立って、今後継続して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、『集中改革プラン』につきましては、5月7日の全員協議会ですすでにご説明させていただいたとおり、昨年度、課及び室を越えた役場職員10名のメンバーからなるプロジェクトチームを立ち上げ、今後の行財政改革の中で早急にかつ集中して取り組むべき重点項目について検討・協議を行い、本年3月30日に策定し、同日付で町のホームページにて、これを公表すると共にその内容を窓口で配布いたしております。今後、このプランをもとに持続可能な財政構造への転換を図り、自主的で主体的なまちづくりに取り組んでいく所存であります。

この『集中改革プラン』によりまして、4月から5月にかけて組織機構の見直しとして、各課・各室の組織機構の改革及び事務事業についてヒアリングを行い、原案を作成すると共に、6月7日には外部委員10名からなる「組織機構の見直し検討委員会」を組織し、その委員会に諮問、その答申をもとに今議会に組織機構・事務事業の変更を提案させていただいております。

そしてまた、今回の提案に留まらず、10名の委員におかれては、今年度一杯かけてコンスタントにご議論を頂くこととなっておりますので、課題として残された項目について、早い機会の見直し検討をいたすことといたしております。

また、今日の変化の激しい事態に備え、簡素で効率的で、しかも柔軟に

対応できるような、固定的な組織にこだわることなく、タイムリーなプロジェクトチームを編成するなどの取り組みも引き続き行うことといたしております。

次に、合併後美波町内には公的機関として、2病院・1診療所が存在することとなりましたが、これらの医療機関は医師の確保、近隣病院の整備や道路交通情の変化など、運営面、経営面での課題も多く、早急な対応が必要となっていることから、美波町内におけるこれら病院をはじめとする公的機関の体制の在り方について、有識者・住民代表・病院部局・町当局の委員15名からなる、「医療体制整備検討委員会」を6月12日に立ち上げたところであります。

検討委員会には今後数回ぐらいご審議を頂き、今年度を目処に答申的なものを出していただくことといたしているところでございます。

また、県の方におかれては「南部圏域医療問題協議会」を昨年度に引き続き、平成19年度も改めてこれを立ち上げることにいたしてありまして、南部総合県民局の所管区域における地域医療の機能分担や、相互連携体制の構築等、南部圏域の医療を取り巻く諸課題について協議を行うこととなっております。いずれにいたしましても、両協議会の判断を見つめたうえで、当町としても近いうちに判断を決したいと思っております。

次に、合併後丸1年が経過したことから、いわゆる公共的団体について合併時に統合ができずに、調整方針として町村合併後統合するとした諸団体並びに諸行事の統一化、その状況についてご報告申し上げます。

まず、住民福祉関係社会福祉協議会、高齢者クラブ連合会については合併と同時に統合ができおり、民生児童委員協議会、遺族会、身体障害者会についても、合併の年の夏までに統合ができしております。

産業関係の観光協会につきましては、平成18年度は連合組織として活動を行ってききましたが、本年4月に美波町観光協会として設立総会を行い、すでにスタートをいたしております。

また、商工会につきましては、合併時の申し合わせにより3年以内、つまり平成20年4月の合併を目標に掲げ、両商工会の役員さんを中心に合併委員会を設け、協議を重ねてきておるようであります。

近々、すなわち来月早々にも合併にかかる調印を行うこととなっておりますので、予定どおり来年4月には美波町商工会が発足することとなります。

漁業協同組合につきましては、県及び県漁連の担当者からの情報によりますと、去る6月5日に県内1漁協への合併方針について説明を受けております。

県内には39の漁協がございますが、その4分の3の30漁協以上が参加する場合は、徳島県1県に、徳島県内に1漁協というかたちで合併することと相成りますけれども、その賛成が得られてない場合には、県漁

連・信漁連を含めた合併が達成にならず、合併予定漁協が改めて財務・運営などについて検討し直し、対応を決定することになるとのことです。

なお、単協の合併への参加の意思決定期限は、この8月20日までと仄聞いたしております。

猟友会につきましては、昨年の夏に統合が行われております。

諸団体の一番多い教育関係につきましても、概ね統合が図れてございます。すなわち婦人会、体育協会、文化協会、スポーツ少年団、青少年健全育成協議会、PTA連合会につきましては、その年の夏までに統合ができておりますし、諸行事についても遺族会が実施してきておりました戦没者慰霊祭・追悼式につきましても、今年度から統一し、美波町戦没者追悼式として開催することといたしておりますし、成人式についても1月3日に統一して行うことといたしております。

このことから、合併後の団体等の統合も順調に図られていると考えているところでございます。

次に、3月の第1回定例会以降の町政の動きについて申し上げます。

はじめに総務関係でございますが、6月15日の総務産業建設委員会においてご説明申し上げましたとおり、「平成の大合併」で未合併の徳島県内14市町村の再編構想づくりを進めている「県市町村合併推進審議会」の第7回会合が去る5月31日開催され、その事務局から東部圏域・南部圏域の町村合併パターンの素案が提示されました。

南部圏域では未合併の牟岐町の関係から、隣接の海陽町と当町との海部郡三町合併案が示されており、審議会では同素案への意見を県民から「パブリックコメント」として募って、最終案を決定し、知事に答申することと予定いたしております。

この件につきましては、住民の意思を尊重することとなりますけれども、その意思表示の方法としては、いわゆる「パブリックコメント」しかありませんので、委員会開催後、町といたしましては、町内会及び各種団体等に県から受けた資料等を配付いたしておるところでございます。

また、その後におきまして、県の審議会の会長名で町長宛てに6月20日付けで、その返答を7月6日までに町長としての、素案についての意見を求められているところでございますが、目下わたくしは今思索中でございます。

次に、企画調整関係でございますが、地域づくり推進事業につきましては、庁内において地域づくり関係条例についての検討会を立ち上げて、現行の条例の内容とか、新たな条例についての検討をはじめしております。また、コミュニティバスの導入につきましても、県南部総合県民局と連携、また指導を仰ぎながら検討協議を行っている最中でありまして、既存路線の利用状況なども調査すべく南部バス、阿南バスとも協議中で

ございます。

地上波デジタル化への対応につきましては、平成19年度に海部郡3町で予定いたしております、いわゆる地域インターネット事業について、5月初旬に補助金の内定をいただき、海陽町を代表幹事として5月末に補助金の交付申請を行ったところでございます。

次に支所における企画調整関係でございますが、「まちづくり交付金事業」のうち由岐西部地区において、繰越承認をいただいております3件の工事のうち、木岐西町避難地整備工事第1工区及び第2工区につきましては、竣工し供用を開始いたしております。

残る東由岐の須花避難路整備工事につきましては、資材の入手難、専門下請け業者の事業量、現場条件等からその進捗が遅れ、予定いたしておりました今月末の竣工は難しく、近隣住民の方々や町内会関係者にたいへんご心配をかけておりますけれども、工期を再度延伸させていただくことといたしております。

次に、住民福祉関係でございますが、訪問介護大手「コムスン」による介護事業所指定の不正取得の問題につきましては、6月15日の文教厚生委員会においてご説明申し上げましたように、厚生労働省は6月5日時点で不正手段による指定申請をしたことを確認し、「コムスン」に対し、平成23年12月7日までの5年間、事業所の新規指定と更新を認めない方針を決定しております。

これは人材派遣業「グッドウィル・グループ」が運営する「コムスン」における介護事業所指定の不正取得問題でございますが、東京都4ヶ所、岡山・青森・群馬・兵庫の全国8事業所において、勤務していない訪問介護員を勤務しているかのように虚偽申請をし、介護事業所の指定を不正取得していたことによるものであります。

「グッドウィル・グループ」は事業継続を狙い、子会社の日本シルバーサービスに全事業を譲渡する方針を決めましたけれども、社会的批判を受け継続困難と判断し、「コムスン」だけでなくグループ内すべての介護事業を、同業他社へ一括譲渡が優先的に検討されております。

美波町内にあります「コムスン」の日和佐ケアセンターを利用しております住民は、訪問看護25名、訪問入浴介護1名、居宅介護支援5名の方々がそれぞれのサービスを利用されております。

このことから利用者の安全を確保するため、住民福祉課内に相談窓口を設置したことを6月12日に個別案内をいたしたところでございます。

次に、いわゆる年金問題についてでございますが、ご承知のように、約10年前に基礎年金番号が導入され、年金記録を一人一口とする作業に入りましたが、その際、基礎年金番号導入以前に就職や転職、結婚による改姓などによって、一人が数口の年金記録を保有していましたので、約日本全体で3億口の年金記録が存在することとなったわけです。

この約3億口の年金記録のうち、約1億口は基礎年金番号が付けられ、残り約2億口のうち約1億5千万口を基礎年金番号に名寄せした結果、現在は約5千万口の未確認の年金記録が残っており、このことが問題となっているわけであります。

原因には社会保険庁に蔓延する諸問題からのずさんな体質があるようでございますが、国は基礎年金番号への統合が済んでいない、いわゆる約5千万口の名寄せは、今後1年間で完了させると申しておりますし、特に、現在60歳以上と思われる方の記録約2千8百80万口を、現在年金を受けている約3千万人の方と突き合わせを行い、同一人物かどうかの確認作業を優先的に進め、その結果、同一人物と思われる方には平成20年10月までに、それ以外の方にも平成21年3月までに、加入履歴を通知することとしており、記録漏れがないかのチェックが可能になるようにするといわれているところでございます。

この件に関し、国民年金保険料の徴収が市町村から社会保険事務所に移った、平成14年4月以降、市町村に名簿の保管義務はありませんけれども、当美波町におきましては、昭和36年4月から平成14年3月までの保険料納付記録である「被保険者名簿」は当町は現在も保管をいたしております。

また、住民の方々からの問い合わせにつきましても、窓口での相談に応じるとともに、社会保険事務所に確認するなどの対応をいたしているところでございます。

次に、消費生活及び地球温暖化防止などの環境問題の立場から、美波町内では、7月1日から県内初のレジ袋の有料化を推進することとなりました。

これは町内「消費者協会」や「レジ袋有料化推進実行委員会」が協議を重ね、町内のスーパーや食料品店に協力を求めてきた結果のものでございまして、住民自らの手でゴミの量を減らすとともに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減しようとする運動でもあることから、美波町としても、この運動を後援をすることとしたものであります。

今後は町内で買い物袋を持参していないお客様に対し、有料で、一枚5円程度のレジ袋を販売することとなり、この運動を海部郡内の各量販店へも呼びかけし、今秋、秋ぐらいまでの実現を目指すことといたしております。

次に、産業振興関係でございしますが、海部郡3町で構成する「南阿波よくばり体験推進協議会」が、昨年からは修学旅行団の受け入れを推進してきておりますが、5月には広島・滋賀両県内の中学生の修学旅行団2校を受け入れ、うち1校につきましては本町での宿泊となり、体験では定置網漁とか博物館でのウミガメの甲羅洗い、林業体験としての間伐などの作業を通じて、海部郡の良さをPRしたところでございます。

「美波うみがめフェスティバル」につきましては、4月16日に第1回運営委員会を開催し、7月14日には「第44回うみがめ祭り」を、翌15日に「第8回ひわさうみがめトライアスロン」を開催することとし、その後の実行委員会等で準備を進めているところでございます。

次に、県営中山間総合整備事業として、町内山河内かが谷で事業を進めておりました農村公園の整備事業についてでございますが、公園広場の整地、園内管理道、駐車場の造成等が第2工事として繰越事業となっておりますが、この7月の中頃には完成予定となっております、現在公園広場の整地、園内道路の舗装工事などの最終段階工事を迎えております。この農村公園は事業主体が県でありますので、施設は県有財産となりますが、完成後は当町に譲与される予定と伺っておりますので、譲与後は町としてこれを指定管理を視野に入れております関係から、条例案等の検討もいたしているところでございます。

また、この農村公園の名称についてでございますが、過日、県から協議がございまして、その名称をですね、玉厨子山にちなんで、「玉厨子農村公園」ではどうかと提案しておるところでございます。すなわち、当公園から玉厨子山が一望でき、かつ玉厨子というのは長宗我部の物語にもありますように、たいへん由緒ある史実に富んだことなどもあって、「玉厨子山農村公園」ではどうかと、こう申し上げているところでございます。

次に、支所における産業振興関係でございますが、宝くじ助成金で実施予定のいわゆる「歩き遍路サポート施設整備事業」につきましては、県南部総合県民局・県土整備部及び企画振興部の委員が決定したことから、早いうちに箇所・内容を決める検討委員会を開催し、具体的な内容の着手に入りたいと考えております。

前年度に施行し指定管理を予定しております、「新山村振興農林漁業特別対策事業」による伊座利地区の地域資源活用総合交流促進施設、「まちづくり交付金事業」による東由岐の地域防災拠点施設につきましては、施設の使い方や、年間必要経費等のいわゆる実証的な面、どれぐらいかかるかというようなことに、検証に時間を要するという事情もございまして、現在、由岐商工会と指定管理の方向で、協議を進めております「由岐ふれあいホール“ぽっぽマリン”」とともにですね、次の定例会に上程いたしたいと考えておりますので、今しばらくの間、伊座利地区と東由岐につきましては、時間をご猶予願いたいとお願いするものでございます。

田井ノ浜海水浴場につきましては、観光協会、田井ノ浜海水浴場連絡協議会におきまして、7月1日に海水浴場開きを開催し、8月26日まで開設することといたしております。

「ふるさと由岐まつり」については、8月15日由岐支所前グラウンド

を会場といたして開催すべく、準備を進めているところでございます。次に、建設関係についてでございますが、はじめに公共下水道についてご報告を申し上げます。

繰越工事で施工しております本村地区の管渠工事第1分割は、県道日和佐小野線沿いの役場、東町駐在所、小学校付近までの山側の開削工事は完了し、マンホールポンプ工事は5月に発注し、県道沿いの奥河町公民館までの管渠工事第2分割は6月に発注いたしております。

次に、県工事の主なものについて申し上げます。道路関係では繰越をしておりました赤松由岐線での、北河内字久望での局部改良工事、日和佐小野線における西の地山の神での高規格道路関連での局部改良工事、厄除け橋の橋梁修繕工事、日和佐牟岐線での交通安全対策事業につきましては、共々完了したと報告を受けております。

ただ、赤松由岐線における赤松野田での測量設計委託につきましては、工期が9月までかかると聞いております。

河川・砂防関係では繰越をいたしております奥潟川統合河川整備事業の千羽口橋上流の左岸側及び樋門下部工事及び日和佐川河川特殊改良工事の張コン、ブロック製作は7月完了と聞いております。

急傾斜地崩壊対策事業で実施しております中由岐の老朽化した法面改修と避難階段新設工事に伴う工事用道路は、4月に着手し12月までの予定で発注がされております。

漁港・港湾関係で、由岐漁港臨港道路の望籠橋架け替え工事、阿部漁港のマイナス2メートルの維持浚渫、日和佐港の寺込川吐き出し部の港湾維持の矢板等根固め工事につきましては、共に6月末に完了予定、恵比須浜防波堤先端部消波の80トンテトラの工事につきましては、9月完了と伺っております。

次に、支所における建設関係についてでございますが、志和岐漁業集落排水事業で繰越とした終末処理場の設計につきましては、コストの面でいろんな方式について慎重に検討を重ねておるところでございますが、平成19年度に実施予定の管路敷設工事につきましては、工事に先立って実施する家屋調査の申し込みを受けており、その調査の準備を進めているところでございます。

伊座利漁港沖の防波堤につきましては、県の継ぎ足し補助が削減される可能性が高まってきており、結果として計画期間内に完成できないという心配があり、80トン型合掌ブロックから100トン型の消波ブロックに変更することで施行単価を低減し、完成に持ち込むことができないかどうか、計画の変更も視野に入れ、検討をいたしているところでございます。

このことは地元負担も関係することから、もう少し煮詰めた段階で関係者との協議をいたすこととしております。

次に、消防防災関係についてでございますが、地域高規格道路「日和佐道路」の一部開通に伴いまして、海部消防組合では由岐地区を救急救命士による救急搬送範囲に組み入れることとなりましたので、由岐搬送班の在り方及び業務の見直しについて、4月に由岐地区2カ所にて住民説明会を行った結果、存続の要望もあることから、当面救急業務の補完という位置づけから、町の単独の事業の一つとして搬送班を置くことといたしました。今後搬送班の在り方について、これは各年度毎に検証を加えることといたしております。

次に、「子どもセンター」の関係でございますが、由岐・日和佐地区の保育園及び幼稚園につきましては、平成21年度から22年度を目処に「認定こども園」の指定を受けるべく準備を進めております。

就学前の子どもの教育及び保育は勿論、保護者に対する子育て支援についても総合的に提供できる施設として、地域における少子化対策として健やかな子どもの育成環境を整えるためには、施設整備と併せて、連携する職員の意識改革も必要でありますので、月1～2回程度を目処に、保育士、幼稚園教諭とか児童館職員による意見・情報交換としての職員会議の開催をセンター長に命じているところであります。

次に、教育関係でございますが、その任期が1年となっております教育委員会の教育委員長及び職務代理者でございますが、5月の定例教育委員会におきまして、委員の互選により、向山委員長・牧野職務代理者は再任といたしてございます。

また、任期満了となっております谷崎茂一氏につきましては、引き続き教育委員をお願いいたしたく、議案を今定例会に上程させていただいております。

学校関係での日和佐小学校改築の設計業務の進捗状況でございますが、より質の高い建築設計を可能にするプロポーザル方式による業者選定を進めているところでございます。

現在、8業者に技術提案書の提出を要請してございまして、7月下旬にヒアリングを行い、設計業者を特定することといたしております。

本年10月27日及び28日に本町で開催予定の国民文化祭「きらり輝く大道芸」の進捗状況についてでございますが、4月25日に開催いたしました実行委員会におきまして、事業計画等のご承認をいただき、いよいよ本番に向けたイベント等も含め、機運の醸成に取り組んでいるところでございます。

事業の目的とするところの文化の交流・発信、ひいては地域文化の振興に資するという観点、より効果的なものとするため、町民の皆さまのご支援、ご協力をお願いを申し上げる次第であります。

うみがめ博物館では、この4月から臨時職員としてではありますけれども、海洋自然科学の博士課程を修了した学芸員を雇用し、その知識に基

づく専門的な研究と併せて、社会教育施設としての教育要素を発信する一貫としまして、県内の小学校への同氏による出前授業等を行っているところでございます。

図書・資料館においても、4月からは民間的な発想で運営を行う考えから、正規の職員を置かずに、非常勤職・臨時職員で対応いたしております。

特に、諸般の事情から2階の資料室・ギャラリー・視聴覚室の活用については、有効に活用できていないというご指摘がありましたが、会場・機器等の整備を行い、6月から展覧会を開催しており、今後についても定期的な展覧会を計画していきたいと考えております。

次に、支所における教育関係についてでございますが、「B & G海洋センター」の修繕工事につきましては、5月12日から鉄骨梁接合部の修繕、プール屋根壁の膜体取り替え等について工事を行い、7月1日のオープンに向けて現在最終段階を迎えているところであり、オープン後は有資格、スポーツ指導の指導員の資格、有資格者の職員を配置し、より水泳教室の充実を図ると共に、新規教室などにも取り組み、新しい教室、親しみやすい地域のスポーツ拠点、交流拠点としての施設としたいと考えております。

以上「諸般の報告」といたします。

議員各位のご理解をお願い申し上げる次第でございます。

続きまして、本定例会に提案し、ご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

はじめに、報告第1号は「平成18年度美波町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。このことにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越明許費にかかる歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、繰越計算書を調整し、議会に報告することとなっておりますので、報告するものでございます。

一般会計では、8件の繰り越しがありましたので報告するものであります。

「まちづくり交付金事業」は、木岐西町避難地・須花地区避難路について、残土処分等の調整に不測の時間を要し、発注・着手が遅れたことによる工事費の繰り越しであります。

「地域介護・福祉空間整備等補助金」は、グループホームに対する補助金・小規模多機能型居宅介護施設に対する補助金であり、由岐福祉会「ねんりん」のグループホームの完成がずれ込んだためと、東紅会の事業所建設予定地が農地転用の手続きが必要であるため、補助金の繰り越しとなったものであります。

「介護保険特別会計繰出金」は、後期高齢者医療改革に伴うシステム整

備について、時間的な要因から繰り越したものであります。

「漁業集落排水事業特別会計繰出金」は、志和岐地区の処理場の処理方法検討に不測の時間を要したことから、設計にかかる起債分の繰り越しをしたものであります。

「地形図作成事業」は、航空撮影・地形図の修正・既存公図のデジタル化について、財源の振替があり、県から国に変更となったことによる繰り越しであります。

「公共下水道事業特別会計繰出金」は、下水道施設の耐震設計基準改定見直しのため、工事発注が遅れたことによる、役場前の管渠工事とマンホールポンプ取り付け工事の繰り越しであります。

「田井公民館改修事業」は、事業採択に不測の時間を要したことから、避難階段・非常用発電機等の設置の繰り越しであります。

「津波避難施設等整備事業」は、津波避難タワーの建設工事、敷地整備で補助金の前倒しの関係によるものでございまして、それぞれの事業を平成19年度に繰り越したものでございます。

報告第2号から第4号につきましては、報告第1号での「漁業集落排水事業特別会計」「公共下水道事業特別会計会計」「介護保険事業特別会計」の各特別会計へ一般会計からの、繰出金にかかる繰越計算書でございます。

次に、報告第5号は「美波町国民保護計画について」であります。5月7日の全員協議会でご説明をさせていただいたとおり、国が定める「国民の保護に関する基本方針」に基づいて、市町村が作成する計画であり、国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救助などに関する事項、平素の備えや訓練に関する事項などを定めたものでございます。

本町におきましても、美波町国民保護計画を作成しましたので、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項」の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

次に、議案第43号は「美波町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。このことにつきましては、集中改革プランにより、4月から組織機構の見直し作業を行い、また、外部委員による「組織機構の見直し検討委員会」にも検討をしていただき、その結果、本庁の総務課と企画調整課を統合し「総務企画課」とするものであります。併せて各課の事務分掌についても見直しを行いましたので、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第44号は「美波町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。この議案につきましても議案第43号と同じく、組織機構の見直しにより、支所の総務室と住民福祉室を統合し、窓口業務の一本化を図った「住民室」とするものであります。

併せて各室の事務分掌についても見直しを行いましたので、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第45号は「美波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」であります。組織機構の見直しにより、課の名称が変更なることに伴い、総務産業建設常任委員会の所管する課名称の一部を改正するものでございます。

次に、議案第46号は「美波町救急搬送班の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地域高規格道路「日和佐道路」の部分開通により、由岐地区全体が海部消防組合の業務範囲となりました。

救急搬送班は、今まで海部消防組合の業務の一部を担ってきましたが、今後は従来の救急業務の補完という位置づけから、地方自治法でいう地域における単独施策として、搬送業務を行うこととなりますので、その趣旨・区分を明確にするため、「救急搬送班」から「搬送班」に名称を変更することから、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第47号は「美波町地域包括支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。現在、役場内にある地域包括支援センターの事務スペースが手狭であること、また、相談事業においてプライバシーの保護が困難な状況であることから、日和佐公民館1階の老人福祉センターの一画へ、単独の事務所として移転するものでございます。

このため、条例中の位置、住所を変更するための、条例の一部改正でございます。

次に、議案第48号は「美波町消防団設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。平成19年3月末をもって副団長2名が退団したため、副団長の定数を2名減じて「6人以内」に、減じた2名分については団員の定数に加え「247人」とするもので、団員総数については「320人」に変更はありませんが、定数内容の変更に伴う条例の一部改正でございます。

次に、議案第49号は「専決処分報告の承認」をお願いするものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、条例の一部改正、平成18年度の一般会計並びに特別会計、平成19年度の一般会計並びに特別会計の、併せて12件の専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

先ず、専決第1号は、「美波町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、いわゆる法人所得課税における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益にかかる軽減税率の

適用期限を1年延長するほか、非課税等特別措置の整理合理化等の措置を講じるため、地方税法の改正が行われ、この改正を受けて、関連する町税条例を改正したものでございます。

改正の概要につきましては、地方自治法の改正に伴い吏員制度が廃止されたことによる改正、信託法の制定に伴う新たな累計の信託等に対応するための引用条項の追加、たばこ税率の改正、住宅のバリアフリー改修にかかる固定資産税の特別措置の創設、複合利用鉄軌道用地の評価の特別規定の追加、上場株式等を譲渡した場合の株式等の譲渡所得等にかかる町民税の課税の特例延長、特定中小会社が発行した株式にかかる譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例に該当する特定株式の取得期間の延長、日本国内の居住者が租税条例の相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合に規定に基づき一定の金額を控除するといった改正でございます。

専決第2号は「美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、地方税法の一部を改正する法律において、国民健康保険税の基礎課税額にかかる課税限度額が、現行の53万円から56万円に引き上げられたことによる改正であります。

今回の引き上げは、平成9年度以来10年ぶりの引き上げとなります。専決第3号から第10号までは、「平成18年度の一般会計及び特別会計の補正予算」であります。

これは、それぞれの事務事業の完了等によりまして、歳入・歳出予算で、補助金、起債、事業費等が確定したことによる、予算調整が主なものとなっております。

専決第3号の一般会計補正予算につきましては、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ224,447千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を5,294,477千円といたしております。

歳出の主なものでは、基金費で財政調整基金費積立金249,999千円、減債基金費積立金169,271千円、ふるさと振興基金積立金999千円、病院建設基金積立金999千円の積み立て追加をいたしております。

各費目・事業とも、それぞれ最終調整を行い、基金費を除き、全体としては減額した補正予算として、専決処分をさせていただいております。なお、専決第4号から第10号までの、7件の特別会計専決補正予算がありますが、前段申し上げましたように、事務事業の完了精算等による、調整した予算が主なものとなっておりますので、説明を省略しますが、よろしくお願いを申し上げます。

次に、専決第11号は、「平成19年度の一般会計補正予算」ですが、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ1,200千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を4,461,200千円といたしております。

これは、医療対策援助金、海外研修支援援助金ですが、1,200千円の追加で、渡航時期が5月1日となっておりますので、専決処分をさせていただきます。

専決第12号は、「平成19年度の老人保健事業特別会計補正予算について」であります。歳入・歳出予算の総額にそれぞれ11,359千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を1,300,105千円といたしております。

これは会計年度経過後に歳入が歳出に不足しましたので、繰り上げ充用をするものでございます。この措置は出納整理期間中にすることとなっております関係から、5月23日に専決処分をさせていただきました。次に、議案第50号は「平成19年度美波町一般会計補正予算について」であります。歳入・歳出予算の総額にそれぞれ50,615千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を4,511,815千円といたしております。

今回の補正での歳出について、主なものを中心にご説明をいたします。

10ページの企画費で、「みなとの賑わい創出担い手支援事業」に2,000千円と、「健やかコミュニティモデル地区育成事業」に1,850千円を、「まちづくり交付金事業」として1,700千円を、また、社会福祉総務費で、地域包括支援センターの移転に伴う工事費として2,934千円を計上いたしております。

11ページの障害者福祉費で、障害者福祉システム作成委託料他として4,152千円を、保健衛生総務費で、医療対策援助金他として4,230千円を計上いたしております。

12ページの林業振興費で、サンライン内にあるモビレージの改修費として5,500千円を計上、13ページの公園費で、国文祭メイン会場の竜宮公園のトイレの改修費に3,000千円を計上いたしております。

14ページの由岐小学校費で、夜間照明灯の修繕費他に2,106千円を計上いたしております。

以上が今回の補正予算における主な歳出でございます。

なお、これらの歳出に充てる主な財源といたしましては、特定財源といたしましては、国・県支出金で12,357千円、宝くじ助成とかあるいは負担金のその他財源として8,659千円、一般財源として29,599千円を充てることといたしております。

次に、議案第51号は「平成19年度美波町介護保険事業特別会計補正予算」であります。歳入・歳出予算の総額にそれぞれ1,285千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を1,033,579千円といたしております。

地域包括支援センターを老人福祉センターへの移転に伴い、事務所の消

耗品及び備品購入にかかる経費に関連した補正予算でございます。
次に、議案第52号は「美波町教育委員会委員の任命について」であります。

教育委員のうち谷崎茂一氏の任期が5月29日で満了しているため、同氏を再任いたしたいので、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案いたしております、議案の主だったものの概要をご説明申し上げますが、現在取り組んでおります『美波町集中改革プラン』での主要事項での未だ着手項目についての実施体制づくりが、急務となっておりますので、早いうちに取り組むことと、毎年数値目標等の進捗・達成度合いを検証し、適宜、プラン内容の見直しに努めていかなければならないと考えているところでございます。

さて、今回、県市町村合併推進審議会から示された「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」でも、お示しがありますが、その内容において、現時点においてさえ、東部圏域と南部圏域では、財政力格差が顕著に表れております。更に、県下平均のスピードよりも加速する少子・高齢化に伴い、増大する医療・介護・保健等の行政需要に対応して、持続可能な自主・自立の地域の構築をしていくためには、南部圏域では容易ならざる課題が予測されているところであります。

過去に促らわれず、将来の夢と希望を見据えて、遠方の視点に立って、行政と住民が一体になって、まさに生き残りをかけて、事務事業の「選択と集中」を図り、この激変に取り組んでいかなければならないと考えておるところでございますので、議員各位におかれましては、さまざまな角度からの合併素案のみならず、その他の生き残りをかけての事務事業についてのご意見・ご提言・ご指導をお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、諸般の報告並びに提案説明といたします。
なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、なにとぞ原案どおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明といたします。長くなりました。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続いて、日程第4 委員長報告を議題といたします。

閉会中の所管事務等の調査について、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

江本総務産業建設常任委員長。

総務産業建設委員長 閉会中の総務産業建設常任委員会について報告いたします。

6月15日に町村合併について、委員会を開催いたしました。

町長より、現在、合併新法による合併構想について、県が「自主的な市町村の合併推進に関する構想」策定に向けた審議状況等の説明がありま

した。

合併新法においては、県は、平成17年7月に条例設置し、構想策定に向け、市町村や県下の各界層の代表者12名からなる「徳島縣市町村合併推進協議会」において同年8月に第1回審議会を開催され、以来これまでに、7回審議会を開催しております。

構想作成の目的は、市町村が、総合的な行政主体として、その規模・能力、その拡充を図り、行政課題への適切な対応、地域の特性や資源を最大限に活用した「戦略的な合併」に自主的に取り組むため、構想を作成されております。

その構想対象市町村は、主として、旧法下で合併が行われなかった14市町村とするとなっており、そこに牟岐町が含まれております。

「構想対象市町村の組み合わせ案」として、南部県域での構想作成における県の基本的な方針として海部郡3町、海陽町、牟岐町、美波町の構想と位置づけております。案は一件のみでございます。

また、審議会では、「自主的な市町村の合併推進に関する構想」素案としてでございますが、審議会における検討の一環として広く県民の意見を聴くため、「構想素案パブリック・コメント」の募集を開始しております。募集期間は、平成19年6月9日から7月9日となっております。

7月後半以降に、「第8回徳島縣市町村合併推進審議会」を開催し、審議会において構想案が成案となった後、審議会は、構想案を知事に答申し、県は、答申を受けた後、知事を本部長とする「徳島縣市町村合併支援本部」において検討を加えた上、「自主的な市町村の合併推進に関する構想」を策定するというなどの報告・説明がございました。

委員会の委員及び委員外議員の意見として、合併して、合併のまだ1年ほどの効果の検証が十分行われていない。また、新法では、何の特例もないというさまざまな意見の中、今後住民と合併についての効果等について、対話するなり検証しなければならないという意見、その他、枠組みにしても大きな「中核都市」を考えた枠組みを考えていくべきでないかという、その中で海部郡3町の枠組みでは、現在、財政状況、標準財政規模・公債費比率・経常収支比率・地方債現在高・積立金残高、それを考えると財政運営は、不可能ではあるというような考えにたっており、10年、15年先を見据えた合併を、考えていくべきではないかと意見がございました。

県が意見を募集している件については、住民の皆さんに対して、多くの意見を頂くため、「パブリックコメント」の募集の資料、意見提出用紙の配付及び周知を行い、審議委員会に対して、意見の提出お願いするところでございます。

団体といたしましては、各種団体で、漁業組合・婦人会・消費者協会等に説明をお願いいたすところでございます。

また、各議員におかれましても、意見の提出をするということで委員会を閉じたところでございます。

以上をもちまして、総務産業建設委員長報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

続きまして、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

北山文教厚生常任委員長。

文教厚生委員長 議員の皆様、議会閉会中の委員会活動についてご報告申し上げ、合わせて住民の皆様、ご報告申し上げたことにいたしたいと思っております。

去る6月15日、理事者より藤井町長をはじめ中東副町長、別宮収入役、浜由岐支所長、影冶総務課長、田川住民福祉課長、谷口住民福祉室長、藤井包括支援センター長、及び担当2名が出席。また、多数の委員外議員の出席を受け、委員全員出席のもと文教厚生委員会を開催しました。今回付議された事件としましては、今、新聞・テレビなどの報道で巷を賑わしている2点を議題としました。

1点目は、訪問介護の大手企業でありますコムスンが、介護事業の不正行為により厚生労働省から行政処分を受けた問題で、美波町内にも事業所がある関係上、利用されている住民方は将来に不安を抱いていると思っております。

田川住民福祉課長より、不正行為発覚からの経緯について説明があり、厚生労働省は、6月5日時点で不正手段による指定申請したことを確認し、コムスンに対し、平成23年12月7日までの5年間、不正のあった事業所による指定・更新を認めないとする規定を適用した。それに対し、コムスン側は処分逃れとも言える廃業届けを提出したが、厚生労働省は看板の掛け替えにすぎないとして譲渡の凍結を指導した。そこで、親会社のグットウィル・グループは、社会的批判を受け、継続困難と判断し、コムスンだけでなくグループ内すべての介護事業を、同業他社への一括譲渡が検討されています。いずれにしても、来年4月以降の事業撤退が決まったようで、7月の末にはコムスンより譲渡計画が町に提出されるとの説明がありました。

また、美波町内にある事業所の概要及び今後の見通しについては、美波町には「コムスン日和佐ケアセンター」があり、従業員数は11人で、うち美波町在住が4人、阿南市1名、牟岐町3名、海陽町2名、那賀町1名で、サービス利用者数は、訪問介護が25名のうち介護予防が6名、深夜・夜間利用が1名、訪問入浴介護が1名、居宅介護支援が5名あり、コムスンが事業から撤退した場合、コムスン以外の町内事業所で利用者の受け入れは可能であるが、夜間の訪問介護については、サービスを提供していない関係上、今後検討するとのことでした。

また、町としては6月7日に相談窓口を住民福祉課に設置し、利用者へは個別周知及び「広報みなみ」への掲載を予定しているとの説明があり

ました。

委員からは、夜間・深夜の利用者の今後の対応について、また、利用者に対する不当な扱いについての質問があり、理事者からは、夜間・深夜については、今はできていないが、町内の事業者で考えていくと連絡を受けており、町としても、対処してもらえるように働きかけていくとの答弁でした。

また、不当な扱いについては、町に指定権限のある新たに創設された「地域密着型サービス」の中で、指導監査などによりチェックをし、また県の指定する事業については、県を通じて要望すると答弁がありました。

2点目は、社会保険庁の年金記録の不備問題で、平成14年4月以前、国民年金保険料の徴収を市町村が行っていた関係上、国民年金の保険料納付記録である「被保険者名簿」の保管の有無が、住民へのサービスの観点から重要と思います。

近隣の町村で、被保険者名簿を破棄していることをうけ、美波町の状況について説明を求めました。

担当課からは、国民年金保険料の徴収が、市町村から社会保険事務所に移った平成14年4月以降、市町村に名簿の保管義務はないが、旧日和佐町、旧由岐町とも昭和36年4月から平成14年3月までの記録は保管しており、現在までの相談件数は10件との報告がありました。

委員からは、他町村で本人の名簿を無料提供していることについて、町のサービスについての質問がありました。

理事者からは、必要があれば提供し、また、過去、町内に存在した会社の情報についても、できるだけ提供していきたいとの答弁がありました。

最後に、当委員会からは、両議題について、少しでも住民の不安を解消するために、迅速に対処するとともに、速やかに情報を提供することを要望しました。

以上で、文教厚生委員会報告を終わります。

議

長 ありがとうございます。以上で、各常任委員長の報告が終わります。以上で、委員長報告を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれで散会します。ご苦勞でした。

(時に10時25分)

7月2日(月)

(時に09時00分)

- 議 長 おはようございます。
只今の出席議員は全員です。
定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。
日程第1 「一般質問」を行います。
一般質問の通告者は6名です。
3番寺下議員の一般質問を許可いたします。寺下議員。
- 3 番 議 員 3 番 寺下。おはようございます。
わたしの方からは大きく2点について、質問させていただきます。
まず、1点めに、過疎化の進む美波町の現状と、若者の定住施策についてですが、今回の機構改革により、また、新たな枠組みでの住民サービスがなされていくことだと思えます。3月30日に策定された『集中改革プラン』によって、今後職員数が確実に減少するといった中で、第一に機構改革は、美波町の現状に合致した課で構成されることが必須であると考えますし、理事者を筆頭に個々の職員が、将来を見据えた方向性を、きちんと共通認識する必要があると思えます。
また、いろいろな施策を考える際には、特に若者施策については、もっと住民ニーズをとらえることが、魅力ある「まちづくり」につながるのではないのでしょうか。
また、違った視点から考えますと、地方分権の流れから、住民に身近な行政は、自らの判断と責任のもとに行えるような取り組みが位置付けられていることから、これからの町づくりには、行政からの一方通行ではなく、住民自身も担い手であるという当事者意識が、必要であると考えます。
自分達も美波町を支えている、住民の一人であるという意識。
一人ひとりがこの意識を持って、本気でこの町の将来を考えたら、住民ニーズに応えた、いいまちづくりが自然とできてくるような気がします。意識付けは、一方的な押し付けでは決して継続することはありません。本人が気付くことが必要です。今後、必ず出てくるであろう合併問題にしても、他人事意識が無関心を生み、この無関心が、行政にとって一番こわい壁であるのではないかとわたしは考えます。
現在、地方財政の財政難は、どんな立場の人であっても認識している状況であると思われませんが、お金が無いからできないのではなく、お金は無いけれど、どうすれば住民ニーズに一步でも近づけるだろうと、お互いの知恵をしぼって歩み寄る姿勢が、今後の地方行政には必要だと思えます。

そんな中で、過疎化は、今後ますます加速することは確実であると思われ
ますが、美波町の現状と定住について、どのような対策を考えられて
いるのか、お伺いしたいと思います。

2点めに、美波町医療対策援助基金についてですが、平成18年12月
21日、ちょうど12月定例議会の開会中であったと思いますが、徳島
大学医学部と日和佐病院医局間で試験施行として、ライブ手術が行われ
ました。

このようなライブ手術に関し、6月6日付徳島新聞に、愛知県の病院で
「ライブ手術」形式で手術がなされ、手術を受けた男性患者が亡くなっ
たという記事がありました。

その後設置された調査委員会では、「今後どういう方向性でいくのか再検
討が必要である」というようなことでありましたが、美波町としての今
後の方向性や取り組みについてお伺いしたいと思います。

また、今回一般会計補正で追加補正がありますが、どのように生かされ
ていくのかについてもお聞きしたいと思います。

以上、2点についてよろしくお願いいいたします。

議 長
企画調整課長

企画調整課長

失礼します。寺下議員のご質問の1点め。過疎化対策についてお答えい
たします。

まず、最初に美波町の現状でございますが、議員ご指摘のとおり、美波
町の過疎化は急速に進んでおります。人口におきましては、美波町誕生
時の昨年、平成18年3月31日には 8,848人だったものが、本
年度、1年後の本年3月31日には 8,751人と、97人の減少と
なっています。また、過去5年間を見ても、平成15年、これは
旧由岐町・旧日和佐町の合計でございますが、平成15年には 9,2
82人、同じく16に年は 9,160人、17年には 8,986人
と、この5年間で 531人も人口が減少しております。

また、65歳以上の高齢化率をみても、平成15年3月には34.
2%だったものが、本年3月には37.2%と3ポイント上昇してあり
ます。この増加率についても、年々増加傾向にございます。

逆に、15歳以下の年少人口につきましては、平成15年3月には 1,
061人だったものが、平成19年3月には 921人と、140人
の減となっております。率にいたしましても、年少人口の占める割合は、
平成15年の11.4%から、平成19年では10.5%と約1ポイン
トの減となっております。

一方、世帯数につきましては、平成15年3月末での 3,617世帯
に対して、本年平成19年3月末では 3,623世帯と、ほぼ横這い
となっております。このことから、高齢者の一人暮らしが増えていると
考えられ、少子高齢化、過疎化が進んでいると考えられます。

この過疎化対策につきましては、昨年6月議会でご承認いただきました「過疎地域自立促進計画」及び「辺地に係る総合整備計画」に基づき、産業振興の基盤整備や交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境整備、福祉、医療、教育等の事業を進めております。

しかしながら、先に申しましたように、人口の減少に歯止めをかけるような有効な対策には、まだなっていないように思われますが、引き続き現行の対策について検証を加えながら、少しでも人口流出を抑えられるように、取り組んでまいりたいと考えております。

また、若者の定住施策につきましても、旧由岐町で実施しておりました過疎対策事業や地域づくり事業などを美波町でも引継ぎ、事業展開をしておりますが、まだまだ有効な手立てにはなっておりません。今後、各関係機関と連携を取りながら、子育て環境の整備などを進めていかなければならないものと考えております。以上でございます

議 長
日和佐病院事務長

病院事務長。

わたしの方からは、の美波町医療対策援助基金について 徳大医学部と日和佐病院医局間で試験施行として、ライブ手術が行われているが、今後のスケジュール等についてはどうなっているかについて、ご答弁申し上げます。

医師不足に悩む地方医療支援策の一環として、美波町医療対策援助基金条例」を平成18年6月に制定し、その一つ、共同研究援助基金として、徳大第一外科との間において、外科医療を支援する遠隔医療システム構築を18年度から20年度の3ヶ年を目処に、実施運用できるように、現在取り組んでおるところです。

平成18年度の実績といたしましては、平成18年12月21日において、徳大病院と日和佐病院をNTTのデジタル通信回線、いわゆるISDNで結びまして、画像の伝送状況を把握するための、試験運用を実施いたしております。内容といたしましては、徳大病院で、大阪医科大学の奥田準二助教授が、直腸がんの摘出手術を行う様子を、リアルタイムで日和佐病院に画像送信し、日和佐病院では、臨時設置したパソコンを使い、海部郡の各病院に勤務する外科医師らが集い、画像と音声をチェックしたところでございます。

今後、平成19年度の運用試行スケジュールにつきましては、「遠隔ビデオ会議」これは「がん診療に対する複数科の共同カンファレンスの中継」などがございます。また、「ライブ手術セミナー」また、「内視鏡検査を中継したテレカンファレンス」顕微鏡を利用した遠隔病理テレカンファレンス」などを開催予定といたしております。

平成20年度の予定といたしましては、「遠隔ビデオ会議」、「ライブ手術セミナー」1年に4回程度行う予定と聞いております。

また「内視鏡検査を中継したテレカンファレンス」顕微鏡を利用した遠

隔病理テレカンファレンス」は、日常診療には随時必要であることから、その都度開催予定といたしております。

このシステムの構築により、地方の病院に居ながら大学病院の手術が見られるなど、医師の研修に役立つとともに、医療技術の向上など、医師が勤務したい魅力ある病院づくりができるものと考えております。

なお、19年度において予定いたしております「ライブ手術セミナー」の開催日程が決まりましたら、議員各位にも、またご案内申し上げますので、ご来席いただけたらと思います。以上です。

議 長
3 番 議 員

寺下議員。

自席から失礼します。さまざまな事業を推進されていることは理解いたしましたが、シビアな話になります。が、過疎化に対しては、住民ニーズがある程度満たされて初めて、わたし達はここに住んでいたいと自然に考えるものだとわたしは考えます。

そのニーズは、現場を知らないことには見つけられるはずもありません。今必要なのは、住宅確保なのか、働く場なのか、子育てのしやすい教育環境なのか。都会のような生活の便利さなのか。充実した趣味・余暇の場なのか。医療・福祉などの充実した生活環境なのか。それら住民ニーズは、時代と共に変化するものであるし、ニーズを把握しないまま進めた施策は、一時は目玉となっても、あとあと無駄に終わってしまうこともあるかもしれません。

現在の地方行政には、無駄にできるものなど一つもないはず。時間も、お金も、人材も、限られた中で最大限の効果をあげることが、地方切り捨てだという言葉も出る中で、生き残りをかけた体制づくりなのではないのでしょうか。

また、子ども達の現状を考えると、進学によって、まず、町外へ、そして県外へと移動せざるを得ない現況であることは事実です。一旦出てしまった子達であっても、ふるさとだと誇れる田舎の良さは、「戻れる場所」があるということなのではないかと思えます。

この「戻れる場所」には、何らかの魅力がなければ、どこでも一緒ということになってしまいます。だからこそ、住民ニーズを把握することが必要になるのです。

それらを担当する部署が、今回の機構改革により設置されているのか。また、新しい組織の中で、定住支援策として、求人情報や空き家情報、子育てや生活支援の助成制度など、今後どのようにアプローチしていくのかについて、再度お伺いしたいと思います。

2点めの、医療対策援助基金については、病院の医師確保という大きな課題のうち、医師の研修目的に備えるための設置であったと理解しております。病院については、病院の建設というハード面は合併協議事項の大きな柱でもあり、今後の重要課題でありますけれども、何よりもこの

全国的な医師不足の現状で、地方の医師不足は深刻化しており、美波町においても、最重要課題ではないかと考えております。南部医療圏域との連携もあると思いますが、町としてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思っております。

議 長
企画調整課長

企画調整課長。

寺下議員の再問にお答えします。

住民ニーズの把握ということで、まず第1点めでございますが、現在、平成19年度末に策定予定の「総合計画」におきまして、本年2月に町民アンケート等を実施いたしまして、それを基礎資料といたしまして、ニーズの把握をしていきたい。今後、職員のワーキングであるとか、いろんなその策定にあたる段階での過程で、住民ニーズの把握に、再度把握をしていきたいと考えております。

また、機構改革で、現行の担当部署がなくなるのではないかとということでございますが、そのまま議案にもありますとおり、そのまま引き継ぐということで、今現行の企画調整課が持つておる勤務事業につきましては、新たな課に引き継ぐということで、なくなるということではないと考えております。

また、事業につきましても、そのまま引き継いで、空き家情報、雇用対策につきましては、まだ、現段階では、なかなか効果というのが見えてきておりませんが、今後取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長
由岐病院事務長

由岐病院事務長。

医師不足の問題は、毎日のように新聞等で報道されておりますように、全国的な地方と都市の偏在、それから、地方における医師不足が叫ばれております。美波町の病院につきましては、徳島大学との関係がたいへん大事なものでありますので、この徳島大学との関係を密にしまして、今後の医師確保について、検討していきたいと思っております。以上です。

議 長
3 番 議 員

寺下議員。

今後の対策等については、がんばっていただきたいと思うんですけども、過疎化、少子・高齢化につきまして、産業の開発とか、雇用の充実とか、世間でも言われているんですけども、産業にしても、「まちづくり」にしても、「後継者の育成」が今後のネックになると、わたしは考えます。

今は、これまでの歴史を、脈々とつくり上げて来られた方々のおかげの賜物であって、その方達もだんだんと高齢化した時に、さあ、これからどうしよう...では、衰退の一途をたどります。「後継者の育成」には、若者の定住が必須であり、そのためにも、住民自身が自立という考えのもと、将来を切り拓いていくことが必要になるのではないのでしょうか。

自立については、まず、町全体の意識改革から始めなければならないと思います。

具体的な例でいいますと、徳島県内においても、上勝町では、過去22年間に、Uターン者50名、Iターン者92名という実績をあげており、この合計142名は、人口全体の約7%に値します。人口2,000人余りの町が、光り輝いている理由は、自立に向けた知恵と行動力と個々の努力の結果ではないでしょうか。

安易な資金補助を見直して、自立のノウハウを提供する。スタートは行政主導でなければ、現実、住民の努力だけでは、知識も経験も積み上げるのに限界があります。そのうえで、産業、雇用の課題も含め、以前に町長は深層水の話もされていましたが、地域ビジネスを興し、持続させる支援策が、行政に、今後求められてくると思うのですが、どのように考えておられるのか、より具体的な方法について、お伺いしたいと思います。

長 町長。

長 お名指しでございましたので、自席から答弁させていただきます。

過疎・高齢対策については、それは議員ご指摘の通りでございますが、これは昔から言うように「過疎につける薬無い」と言うんですが、人間、産業っていうのは、どうしても、そのそれぞれの生活、産業生活日常生活を行ううえにおいて、快適な状況を求めて移動するっていうのは、これは人類の共通の心理だろうと思います。

長年にわたって、旧由岐町におかれても、旧日和佐町におかれても、県下過疎町村においても、過去40年間、道無き所に道を入れ、あるいは生活環境の整備に相当な金を突っ込んでまいりました。過疎は今に始まったことではありません。40年も前に、軽自動車が入らない道、いっぱいありました。それは市町村だけでなく、県事業においても過疎代行事業と称して、県が建て替えて、山のてっぺんまで、あるいはもうたいていの所まで入れていった。一生懸命がんばってきたわけですが、その40年過去からかかってきた法律に基づいて、法律の名称変わって、いろいろ市町村も必死になって、町民の方々もやってきたのは事実であります。

また、農村においては「農村工業導入」と称して、いろんな縫製工場等々、金型の機械、あるいは自動車部品のハーネスと、そういうようなことで展開していった。しかし、それらが定着して芽生えて、人の定住する以上に、それらの各地域に展開してきた事業が、急進な、いわゆる工業化、そして高度な商業化、そして、高度なそのネットワーク化、そして、世界の国境を股にかけて、いわゆるボーダレスになってきたことに耐えられないということで、今日になってきております。

こういう中で、わたし達は、まあそれぞれが自立してやっていくには、

行政として、地域住民の要望に応えるための行政主体そのものが、もう人的にも財的にも行き詰まって、この合併があったわけでございます。そういう中で、新美波町となって13か月、一生懸命やっているとあります。

議員が、そのときにあたって、まずは、「住民意識」がいちばん大事なんだと。しかし、そうは言っても、この過疎の中では、行政がイニシアチブを、まずは取って、そして官が先に行って、民が来るような形でないと、知恵もアイデアも無いわと、こういうような趣旨のご指摘であったと思います。

そうではないとはいう面もあります。漁業振興にいたしましても、農業振興にしても、林業にしても、それぞれが自助努力によってですね、研究開発をし、マーケットを調査して。例えば、木材加工でもですね、ただ製材すればいい、半切にすればいい、四切にすればいい、板にすればいいではなくて、これを今度は加工すると。加工も、ただ、しといてやってくるのを待つんではなくて、攻めるといふ、行政でやってるいわゆる企業もあります。漁業についても然りです。いろいろもう、言うとも長くなりますが、一生懸命しております。

一口に言って、まあ産業興しっていうのは、もちろん、その自らが自発的にやるもので。ただ、こういうこの社会基盤の整備しとらんところは、どうしても民活っていても、民間が進出しやすい条件整備を公共的にするという、わたしはよく言われていた、あの民活民活言うんですが、民間が活力を発揮する前提である、港であり、港湾であり、道路っていうのが、なんにもできなくて、民間にいらっしゃいって、ほんなこととはできないと。

したがって、民間活力というのは、都市部では言い得る概念であって、やりやすいことですが、やっぱり議員ご指摘の通り、わたしのような過疎では、やはり行政がある程度ですね、本来でしたら民間の自助努力で成すべきなんですが、民間がそこで活躍しやすい基盤整備、インフラ整備。それは、行政がやっぱり前へ出ないかんのではないかと。例えばベンチャービジネスであっても、最近の。それだってやっぱり、それを育てるという役所の立場。しかし、その役所が財政がやっていけないものですから、たいへん合併しておると。ま、そういう中で非常に難しい問題であります。長くなりました。

要点は、官と民が一緒になって、住民と行政が一緒になって、やらなきゃならないと思っております。特に過疎については、行政改革で過疎とか、辺地とかは、やっておる企画調整課がなくなるかいうけども、美波町においてはですね、保健福祉部においても、総務課においても、建設課においても、過疎と人口が減っていきよるといふことを、どのように道路の面から、漁協の面から、林業の面から、いわば全体の組織が過

疎対策課であります。町長以下そうです。ですから、過疎対策を一生懸命する課やいう、そんな万能なことはあり得るはずがありません。

議員ご指摘の通り、その確かに中心になる部署は企画調整課をなくしますけれども、わたくしの考え方は、それぞれの分野が、それを束ねたのが、過疎自立のこの前ご承認いただいた計画であります。これを緻密にやっていきたいと思っております。

さて、具体的にもう一つあったと思います。いわゆる地域資源を産業政策をやることしか、過疎は無いだろうと。その産業には、とりあえず大きな県内にある、圏域外にある企業を誘致するって言ったって、それは一朝一夕にいくもんじゃない。そこで、わたくしは就任当初から考えておりますのは、地域にある地域資源を活用すると。取り急ぎは、抽象的なことは省略します。

わたくしは「海洋資源、海」と思っております。秋頃には、いっぺんどこを使用かということ、今考えております。それは、すでにその水、当たるや当たらんやわからん、その海千山千のお話でなくて、まず、その今京阪に在住のNPO、本県とゆかりのある人、数人グループでございしますが、これがとりあえずですね、今健康にいい水ですね、今「道の駅」にも、ちょっとぼつぼつ。一応、そういうネットワークを作っております、もうすでに、量販店でぼつぼつ。役場にも試飲、試しに飲むやつを置いてありますが、あれのは、別の水を使ってるわけです。室戸の深層水。それをこの日和佐で、日和佐地区日和佐浦か、由岐浦か、まあ適地を探しますけれども、今のところ外ノ牟井を考えております。それを近くやろうとしております。

今、ものを掘ってから、マーケットを探すんでなくて、すでにマーケットのあるやつが、今言うた通りでして、それをここで、まあ300メートルか400メートル程度の地下でいけると思うんですが、それも、こういう手元財政的に軟弱なわたしでもございしますので、そこを官と民でPFI方式でいくか、多少わたしの方が、官が前に出て行ってやるかは、これは大体秋頃に、大体決定したいと思っております。

その暁には、今の室戸深層水を中心として、展開している或る商品名、商品名ちょっと言うわけにいかんから、申し上げますが、そこで、地元でこれやると。で、その地元でやるのも、徳島市に在住しとるんですが、今すでに室戸深層水を使って商品化している、その中に入っとる、その中をやってるのを、徳島県内の代理店、これは大手の方で、まあ県内的には大手の方で。それはその向こうのNPOで進めていただいておって、町として異存は無いかというのは、これは結構な話なんで、わたしの方は、雇用とその税収がありゃいいんでというようなことで、今進めてる最中です。詳細は申し上げられませんが、大体秋頃には、もう大体地点を固めたいと思っております。

で、それは深層水の話でありまして、じつはねらいは、「にがり」であります。この東南海、特にこの海部、由岐、この日和佐沖の海水は、まあこれは学問的にはないんですが、個別的な実証経験の中から、深層水の中の成分がですね、カリウムとかマグネシウムとかの比が、他域よりもまあ良いというようなことに着目いたしまして、その深層水をもうひとつ、20分の1か25分の1ぐらいの、まあ一定の方式に基づいて凝縮されたものが「にがり」であります。「にがり」は、医学民生その他、産業バイオ等々には欠かせない、まあ一品であります。こういうお話をしますと、海岸線ずいぶん競争相手が出ますんで、あんまり具体的に申し上げられませんが、ねらいはそこにあります。で、それで付加価値をつけた商品を出すことによって、できたら地元で、この汲み上げてですね、もう想像していただいている、雇用と税収効果を高めてやっていくということ、具体化を、今進めてございます。

それと次に、もうひとつは抽象論だけでなく、具体的には、あのう県が今お勧めしております団塊の世代の受入のセンターを、窓口せいとこういうことありますけども、わたくしは、あのうわたくしはっていうのはたいへん僭越なんですけど、団塊の世代っていうのは、年取る取らんとも限りません。

60で素晴らしいその生活を都会で展開してですね、そして故郷へ、いや故郷ではないにしても農村地帯へと。こういうようなことが、マーケットとしてはいろいろ世間言われておりますけれども。問題点は、その団塊の世代を受け入れてもですね、あとあと2年か3年すると、国民健康保険の被保険者になっていただくわけでありまして、医療費とかそういうようなことの問題を考えなきゃいかんだろうと思ってる。ただ、頭数揃えても、ここへ来て、寝たきりになられたんでは困ると。こういうような考え方でありまして、それじゃあここへ来て元気に働いていただいで、産業興しをしていただくようなその団塊の世代が無いとも言えません。そういうようなことはひとつあるんですが、団塊の世代は、これは、もう野放しで受け入れるっていうんでなくて、やっぱりこれは厳選を加えなきゃいけないと考えております。

もう一つは、具体的に、当町で副町長と二人で、トップ外交を、今していることがひとつございます。それは、いわゆる、先生もご存知と思いますが、大阪市の保健福祉部との関連で進めてることあります。これはあの、ご存知のように法律になりますが、「ホームレス」ですね、都会の。「ホームレス」につきましては、「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法」というのができまして、今、国・県、まあ大阪の場合は府ですけども。国と府とそれと市がですね、この法律に基づきまして、「ホームレス」の自立支援に、一生懸命取り組んでいるところ、東京ももちろんでございます。

これについて、実はどのようかっていうようなことで、実はこれも先ほどの深層水に絡んだNPOとの介在して、この間も保健福祉部あるいは市長後室のえらいのと、わたしと副町長とふたりでトップ外交やってきたところで。できたら、これはわたしの方には、空き家つまり公的空き家。老人ホームの跡地等々があります。そこらも視察していただいたうえで。視察はもう済んどんですけども。そういうことを考えております。そのときに、実はこれに、いわゆるワーキングチェックをせないかん。ただ、来てますね、就労をさせるということでございますし、ただ、役場のお金を持ち出してですね、そういうことを助成するわけにはいきません。

で、その「ホームレス」というとたいへんイメージが悪うございますが、実は、いわゆる国がやっております「再チャレンジ法」に基づいて、いわゆる30歳にして、ちょっとした弾みでサラ金に凝って、まあ破産宣告した優秀な技術者もおると。あるいは公共事業に参加して、故郷へ帰り損ねた50代がいっぱいおるわけですし。で、実はまあ、住所もきちっと把握できると。血液型もきちっとできておると。りっぱな思想を持っておると。実は大阪市には、それが今2,000人とおる。あんまり抽象、長くなるんですけども、具体を言わないと、こういうことは進みませんので。

実はそういうお話を、実は進めてございまして、で、ただ、一方的に受け入れたんではいかなので。もう一つは、まあ、いわゆる身体検査がひとつ、わたしは、当町としては望むと。もう一つは、今の大阪市が厚生労働省の補助金を受けて、この法律用いてやっておる部分について、やっぱり共同関与のもとで、住所はこっちへ移すと。こういうようなことで、まあ塊として50人一発受けて、農村地帯のあるいは漁村地帯の作業がリストアップできるかどうか。それを年内にも固めて、来年の1月末には、大阪市の予算に繁栄できるようにできないかなあと、考えておるところでございます。

最後に、そういうようなことで過疎対策については、もう抽象論は、もう度が過ぎとんで、もう時間済んどんで。体を動かして、具体的なことで10人でも20人でも、やっていこうと。で、塊としてやるのは、今の「ホームレス対策」と「団塊世代」であります。

したがって、その空き家情報をまとめて、ほんな担当しなくてもですね、すでに、もう旧日和佐町内でもですね、もう空き家をもうきれいに個人です、リストアップしてですね、そしてやって、この間も過日も館山においで、その潜りの専門の人が一世帯がですね、老人60歳夫婦と20歳の女子大生抱えた二人、4人が添乗していた。実はすでに、役場がそういう部署が無くて、そういう提案がありまして、この間も引き合わせていただいた。

まあ、そういうようなことも、ひとつ大事にしながらいくんですが、基本的に役場として塊のある仕事、目に見える仕事としては、今の「ホームレス」。「ホームレス」という言葉、今ちょっと名称考えておりますんでね。あの移住対策を考えているところでございます。

そしてもうひとつは、県の団塊の世代の受け入れの窓口も、合わせてやろうということで。この間知事さんがこちらにお越しのときに、「ちょっとそんなことを考えとんですけどもね、応援ください」とこう言ったとこで。

最後に、医療の問題であります。病院問題については、所信でも述べさせてもらいましたが、ここはほっとけない課題であります。それは、建てる建てないの問題なくて、医師確保の問題。やっぱりその過疎高齢のこの当地域で、いちばん大事なことは、いわゆる医療体制の確保だと。その心配が無いということです。安心して子どもが育てられるという教育問題。この2点がまあいちばん問題だと思っております。

病院につきましては、過般、識者を含めて、美波町の医療体制の検討会を立ち上げておると。で、いろんな角度から。それはもう、ただお医者さんが、病院建ててほしいという需用方でなくて、供給方側に回ってる委員もおりますので、活発な議論を願って、大体年度、年内にはひとつ方向性を固めて。一方、県の方でもですね、「医療対策協議会」がこの7月の中旬から立ち上げていこうとしております。

いずれにしても、小さい8,500といよったんが、今は今日時点で8,300の人口です。年々、毎日、人が減っていく中で、どのように2つの病院と1診療所を維持してやっていくかって。また、その美波町自身が、南部の医療圏域の中で揺れ動いております。すなわち、県立海部病院いかにすべきかと。海陽町立病院と、美波町にある2病院1診療所。それをやっぱり県の広範な立場から、いろいろまた議論を進んでるところです。

ただ、いろいろ言われても、わたしは基本的には、8,000が、これおそらく7,000、6,000となっていくと思います。その中で高度医療は別として、老人あるいは緊急のですね、ほんとに病院があったら、医者がおったら、救えたであろう命っていうんが、それをこの状態は、どうしても、この無くなったためにということが起こらんように、医療体制の確保は最低限していきたいと。そのときにこれは、どっちが先だとか言たって、手元を見なきゃいかんので、よく町民なり、のニーズは考えますけども。これはやっていけると、10年20年経ってもやっていけるという確信のもと、で、町立ではやっていけんと考えた場合には、町民の皆さん方と相談し、議会の先生方とも諮ってですね、これをどういう、民間の資金を入れた病院経営でできるかどうかということまで含めてですね、やっていききたいと思っております。その場合に、いちばん大

事なことは、今ですね、医療が、全部患者がよそへ逃げていくと、こういう実態も考えなきゃならないと。長くなりました。

したがいまして、過疎対策につきましては、抽象論。まあ長いこと、過去もやってきたと、過去ほってあったわけでない。しかし、その結果として、その一生懸命過疎・辺地対策をして、定住して芽生える以上にですね、世の中の進歩が激しい。こういうことを申し上げると。しかし、放置するわけにはいかない。

わたしどもは、そうかといって合併協議の中でも言っておるし、誰が考えてもですね、8,000人の町ですね、小学校、中学校が11校も10校もあって、それで病院が3つもあってですね、そしていっぱい施設があって、やっていけるはずがないと。これは言いにくい言葉でございますが、この中で町民がどういうふうに、何を選んで、この分はお金がかかってもしようということは、もうやっていかなきゃならないと。いわば、過疎対策・少子化対策は、全町挙げて取り組むと。一生懸命やっていくつもりであります。ぜひひとつ、長くなりましたけども、具体も進めておるところでございますので。

12月議会には、その地下資源のことと、病院もほぼ返答が出ると。で、それは、出たら押し付けるのではなくて、それでいかがかと、そういうことを、先生方をはじめ町民の方々に問うチャンスを大いに使ってですね、ご理解のあるものにして、美波町が合併でいろんなことはあるかもしれないませんが、とりあえずはそういうことやると。本当に長くなったんですが、抽象論で放ってないということだけを、申し上げたい一心でありました。長くなりましたが、以上、長くなった答弁でご了承願いたいと思います。

議 長 寺下議員。
3 番 議員

町長の答弁で、今後の考え方も良くわかりましたし、さまざまな取り組みを推進していただきたいと思います。ただ今聞きました、「ホームレス自立支援」についても、また今後、進み具合を機会のあるごと教えていただきたいと思います。

また、議員個々においても、真剣に住民ニーズをくみ取る努力を重ねることが、町づくりの一助となると思いますし、町幹部だけでなく、町職員自らが率先して、当事者意識をもって、知恵をしぼり頑張る姿が、住民へのいい刺激にもなるのではないかと思います。

今後とも、この財政難に対し、個々が危機感を持って、住民と行政が一体感を持って、取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、わたしの一般質問を終わります。

議 長
17 番 議員

以上で、通告1番 3番 寺下議員の一般質問は終了しました。
続いて、通告2番 17番 川尻議員の一般質問を許可いたします。
おはようございます。それでは、わたくし年金問題と地域高規格道路日

和佐道路につきまして、質問をさせていただきます。その前に、昨日の田井ノ浜の海水浴場開きにご出席をしていただきまして、観光協会、わたしも会員のひとりで、皆さま方にたいへんお世話になりました。ありがとうございました。

それでは、ただ今から一般質問をさせていただきます。

今、年金問題は大きな社会問題となり、わたし達国民に重大な不安と不信を与えました。平成9年1月1日、約10年前に基礎年金番号導入、年金記録を一人一口とする作業に入る中で、現在5,000万口の未確認が残っており、原因は、社会保険庁に、いろいろな良くない体質があるようですが、この社会保険庁の年金記録不備問題に対しまして、本町での窓口での対応は充分なされておられるのか、お伺いをいたします。当初の時に、厚生委員長の委員会報告の中でも、6月15日でしたか、まあ10件ほどあったという報告も受けております。現在どのようになっているのかお伺いいたします。

2点めの、高規格道路日和佐道路、全長 9.3メートルの先月5月12日、一般国道55号日和佐道路、由岐インター美波町北河内 6.2キロ、一般県道由岐港線 420メートルの開通式が行われ、午後4時30分より一般供用が開始されました。高規格全通、全線開通までに約3~4年かかるようですが、早期完成に努力していただきたいと願っておる次第でございます。

安全運転についてですが、由岐インター付近にて、開通直後から約1か月間で、逆走しかけた車が110台あったと。大きな事故にはならなかったのですが、6月の26日に、わたくしも、あの高規格道路由岐インターを通りました時に、逆走防止の進行方向を示す横断幕等が設置されました。今後も啓発を続けていくべきではないかということをお願いいたします。

また、道路内にですね、動物の侵入によるドライバーの安全対策。由岐港線と日和佐小野線交差点での信号の設置についての考えをお伺いいたします。

また、トンネル内の火災、車による火災事故に対する消防団の対応はどうなっておられるのか。災害時の道路緊急避難道の管理体制対応はどのようになっているのか。

また、時間の短縮はもとより、この高規格道路をですね、経済産業観光等、地域活性化に、どのように発展活用させていこうと考えておられるのかお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

議 長
住民福祉課長

住民福祉課長。

川尻議員の年金問題についてお答え申し上げます。

現在、大きな社会問題となっています社会保険庁の宙に浮いたり消えたり、また、見つからなかったりしている年金記録のずさん管理問題につ

きましては、去る6月15日の文教厚生委員会、また、町長諸般の報告でも申し上げましたように、これは平成9年に基礎年金番号制度が導入された際、記録の統合が不十分だったため、約5,000万件もの「宙に浮いた年金記録」が残り、問題となっているものでございます。

美波町におきましては、国民年金保険料の徴収が、市町村から社会保険事務所に移った平成14年4月以降、市町村に名簿の保管義務はございませんが、昭和36年4月から平成14年3月までの保険料納付記録である「被保険者名簿」は保管ができてございます。

住民の方からの問い合わせにつきましては、本庁・支所とも電話による問い合わせや、窓口での相談に対しまして、徳島南社会保険事務所とも連絡を取りながら、対応しております。

文教厚生委員会以後、これまでに合計で約40件の問い合わせがございまして、これらに対しまして、国民年金保険料納付記録の照会、また、厚生年金保険被保険者加入期間の照会を、社会保険事務所に申し出るご案内をいたしております。

これらの申し出をしますと、社会保険事務所から本人宛に、納付記録や被保険者記録照会回答票などが送られてきます。送付されてきました記録におきまして、国民年金の場合、不明な点がありましたら、町で保管している「被保険者名簿」とも照合するようにしてございます。

また、今月の17日には美波町役場におきまして、徳島南社会保険事務所により、年金記録相談に係ります臨時窓口の設置が予定されてございますので、住民の方々には、回覧板や町内放送などで周知することにしております。以上でございます。

議 長 消防防災課長
消防防災課長

消防防災課長。

高規格道路についてのうち、交通安全対策、災害時の対応についてお答えいたします。日和佐道路の交通安全対策につきましては、日和佐道路が料金所のない自動車専用道路であることから、原動機付自転車や、自転車、歩行者の誤進入がおこらないよう、供用開始前に国土交通省日和佐国道出張所及び牟岐警察署による「日和佐道路説明会」を由岐、日和佐両地区で開催し、その後、町内会への回覧板による周知を行っています。

供用開始後は、一般県道由岐港線から、日和佐道路由岐IC出口への逆走誤進入が多発したことから、逆走誤進入防止に向けた町内放送を行い、「広報5月号」におきましても、日和佐道路について掲載したところです。この間、道路管理者であります日和佐国道出張所におきましては、ガードマンの配置延長と、逆走誤進入者からの聞き取り調査に努め、案内標識の追加設置や路面表示の変更を行っています。ガードマンの配置を終了した6月13日午後5時以降、逆走誤進入は発生していない状況と聞いています。逆走誤進入につきましては、「広報6月号」にもチラ

シを入れて、注意をお願いすることとしています。

動物の日和佐道路内進入につきましては、防護柵により対応されていますが、山間を通過する道路ですので、走行中は運転だけでなく、動物との遭遇にも注意を払う必要があります。今後、特に動物の進入が多発する区間がありましたら、道路管理者にその旨をお伝えして、対策を要望してまいりますし、日和佐道路を利用する中で、安全走行に必要な対策がありましたら、併せて要望してまいります。災害時の対応につきましては、供用開始前の5月7日に、国土交通省徳島河川国道事務所、海部消防組合及び徳島県牟岐警察署による車両事故を想定した合同防災訓練が実施され、本町消防団も参加しております。

日和佐道路で交通事故が発生した場合は、海部消防組合により、人命救護、消火活動を実施することとなりますが、海部消防組合日和佐出張所には、水槽付きポンプ車が配備されていないことから、本町消防団へも応援要請があると思われま。

本町消防団としましては、管轄区域内において、火災が発生した場合、出場し、消防作業を実施しますが、トンネル内で火災が発生している場合は、トンネル内に進入することなく、団員の安全を確保できる位置で、消防作業を補助することとしています。詳細につきましては、後日予定されております、海部消防組合と消防団幹部の協議により、調整することとしています。以上です。

議 長 地域振興室長
地域振興室長

地域振興室長。

わたくしの方からは、川尻議員の高規格道路に関します2点めの質問であります「経済・産業・観光等、地域活性化のために、どのように活用できると考えているのか」という部分に関しまして、答弁をさせていただきます。

地域高規格道路・日和佐道路の計画が具体化したしました頃に、国土交通省が作成・配布したパンフレットに、その整備効果の大項目といたしまして、次の2点が示されておりました。

まず、第1点めは「道路網機能等の改善」でありまして、第2点めとしましては、「時間短縮により地域交流が活性化する」というような項目でございます。

1点めの項目につきましては、一般国道55号からの道路網の機能向上と共に、交通事故の減少や走行性の向上、異常気象時等における輸送路の確保という内容でありまして、全線開通すれば、日和佐以南から阿南方面へ向かう通勤や物資輸送等につきまして、効果が発揮されるであろうことは自明の理でございます。

2点めの項目につきましては、「社会生活圏の拡大」「産業経済の発展」「観光地としての発展」という小項目が挙げられておりました、それぞれに「地域間の結びつきが強化され、人的、物的交流圏が拡大し、交流

が促進される」「農林水産物の販路拡大が期待される」「室戸阿南海岸国定公園等の観光地へ観光客を誘引しやすくなる」というようなものでございました。

ちょうどこのパンフレットが作成された頃、旧由岐町時代でございますが、その頃にわたくし自身が担当しまして行いました講演会に、今は「観光カリスマ」として知られております愛媛県双海町の若松進一氏をお招きしたことがございました。その講演の最後の方で、彼が語った言葉に「道ができて、町が元気になるのではない。道を活かした町が元気になるのだ。」というくだりがございまして、今もその言葉が耳に残っております。

その後、旧由岐町としましては、小さな自治を大切にして、地域力を強化して、地域の環境を守り育てつつ、地域にある資源を見つめ直し、地域内外の交流を促進することで、少人数でも元気な「地域」、そして全体としての「まち」を創っていくという、そういう試みをしてまいりました。

それらをご承知のとおり、まだ「産業」と言えるレベルには達しておりませんが、まだまだ発展途上の域を出るものではございませんが、物産に着目した「産直市」あるいは「漁協通販」、環境や産業に着目した「体験型交流事業」等の定着と広がり、さらにそれに関わる「人々」の増加とその「人々」の自立的な成長の中で、今も進化を続けている最中であると感じております。

地域高規格道路につきましては、現在、まだ部分開通の状況でありまして、商圈や通勤圏であります阿南・徳島方面からの集客という点に関しましては、全線開通を待たなければ、なかなか期待が持てない部分がございますけれども、現在の部分開通であるという今の状況であるからこそ、由岐地区の方への車両の流入量が増えているという感じもいたしております。

この部分開通の時であるからこそ、全線開通後に、より流入量が増えるような「下地」づくりを考えていくべき時期というふうに考えておりまして、今までに「まち」の中に育ててまいりました「資源」を、より多くの方に認知していただきまして、後々「道を活かした町」になるように、住民と共に考えながら取り組んでいくべきであろうというふうに考えております。以上、総論的な答弁で申し訳ございませんが、答弁とさせていただきます。

議 長
17番議員

川尻議員

1番めの、年金問題につきましては、先ほど課長からもご説明がありましたように、充分対応がされておるように、町内におきましても、その後40件ほどあったとのことで、まあ充分対応ができておるようなお話でございました。

また、7月の17日ですか、広報に載っておりましたが、徳島南社会保険事務所が来てですね、本町に来て、そういうふうな説明会をもつということで、そういうふうなお助けも、できるところはしていただきたらと思っております。

この年金問題につきましては、かけた者がですね、かけた方が、当然ながら受け取る老後の生活の基礎となる年金でございますので、そういうふうな社会保険庁のずさんなことです、かけた人にやはりそういうふうな給付が受けられないような状態は、これはあってはならないことです。そういうことをですね、徹底して、まあこれは政府の話なんです、やっていただきたいと。

安倍総理も、今参議院選挙で「わたしが責任もってやります」というようなことも言っておるようですが、当然のことであってですね、やっぱり、国民に不安と不信を与えて、やっぱり安心感を与えるのが、これやっぱり政治の、行財政の政治の信用問題にも関わると。国民から国民年金に対する、離れていき、若者がかけなくなるというんも、ひとつにこういう社会保険庁の不備があった点も、ひとつでなかろうかと思えます。まあそういう点で、美波町におきましては、そういう保険に対する問い合わせ等相談があった限りは、充分対応していただきたと思えます。

続きましてですね、高規格道路の件につきまして、防災課長からのご質問も、ああご答弁もございました。わたしも当初、海部消防組合と牟岐警察署の合同訓練には、まあちょっと参加させてもらたんですけども、まだ、こう充分な連携を取れた練り合わせができておらないということをおわたし思っておりました。

さっきの答弁で4日にですか、まあ最終的なすり合わせをするということで、そう申しておりましたんで、その時にきっちりした、やっぱり役割分担を決めなくてはならないのではないかと。やはりあの高速で走っておりますのでね。70キロから80キロいう高速の中で、やはり緊急事態が生じた時に、構内での車の火災事故、また周辺の山林の火災にしてもですね、ポンプ車が無いということで、美波町消防団はポンプ車を持っておりますので、出動要請等があっても、やはりそこらへんの詰め合わせをきっちりやっていく必要があると。消防団員にやっぱり怪我をさせてはならないというのが、これ当然のことだと思いますので、そこらの練り合わせを充分にしていただきたと思えます。

続きまして、産業・経済・観光の面について、小坂地域振興室長からのご答弁がございました。この件につきましては、旧由岐町が取り組んできた「まちづくり」に対するご答弁もあったかと。当然、この高規格道路は、まあ時間の短縮、異常気象時の解消とか、当然そういうことが、当初の目的であったかとは思いますが、やはりこの画期的な地域高規格

道路を我が町がですね、活用しては、するのが当然であるということで、わたくしも質問をさせていただきましたが、まあ答弁では、旧町がやっておったことと、当然当り前のような、まああの誰が考えてもというようにご答弁で、将来的にこの美波町を、この高規格道路をどう活かすのかという、まあ大きなこう、まあごっつい広くなって答が出しにくいかもと思うんですけども。まあそのあたりをね、またちょっと町長にお聞かせ願いたいんですけど。

長 町長。

長 ご指名ですけど、なかなか難しい問題で。あのう小坂室長がお答えしたことは、単に旧由岐時代の構想でなくて、新町になりまして、あの高規格道路についての今後の考え方は一緒だと思っております。ただ、あえて再答弁を求めた背景には、また、ご質問の議員の思いもあろうかと思えます。

やはりこの高規格道路、この設計速度が80キロというのは、この南の方では初めてですね。しかもこれが、有料ではないと。有料ではない。非常にそういう意味では、もうほんとに画期的と。大体都市部からこう道がついてくるんですが、この由岐の方からかかったというのは、旧由岐町、国道網に恵まれなかった由岐町行政のみならず、町民の方々の思い、熱意と、連動した日和佐の方々の一生懸命、熱望の結果だと思っております。そういう意味では、ほんとにこっちからスタートしていると。これはよかった。

まだ、全線開通ではありませんので、今後のことと思いますが。高速自動車道というのは、大量のものを大量高速でこう、物を動かすということでございますので、一般生活道とちょっと違った、たいへんその産業生活を意識した高速ネット、あるいは医療の迅速確保という観点から。で、あえての質問であります。問題はあそこにインターも作っておるところでございますので、大量で高速で、それに向くようなものをですね、そのやっぱりその地域として形成していく必要があると思えます。ただ、A点からB点早くなったというだけでは、それはどこも一緒ですから。だから、早くなってもそこは基地であると。

ちょうど、わたしはよう思うんですが、志和岐のトンネルが抜けたときに、県の末席におったんです。あれはひじょうにインパクトがありましたね。トラックを横付けして、水の滴る鮮魚をパーっと大量に出したと。あのたった僅かのトンネルでありましたが。で、ああいうこれの大型版でございますので。

ご質問に、もう端的にお答えしますと、先ほど室長が講演会の末尾に言ったように、この道に助けられるんでなくて、我々がこの道を活用するという意味においては、大量高速時代に、消費地、あるいは海外に持って行くために、行く、光るものをつくると。

ただ、今あのうここやるとしたら、やっぱりなんですね、生鮮ものですね。やっぱり魚族の振興を図っていくと。最近、たいへん一生懸命漁業振興にされてる方に申し訳ないんですが、魚も捕れなくなった。天候のせいだろうか。乱獲が悪いんだと。海の栄養である川から餌が流れて来なくなった。いろいろご議論はあるんだけど、実証してるところはありません。したがって、日本のその海洋資源ていうのが、どんどん狭まって、もう外国の魚がここの商店で。

実は、この際やはり大量高速時代の起点ができたんだから、そこで資産地を形成すると。資産は何かっていったら、わたしは漁業資源だと思っております。そしてそれも、そのまま一次製品のそのまま出すんでなくて、それをもうひとつ、この県南部は加工をしていこうと。付加価値を高めて出そうという、そのことをしなきゃならないと考えております。水揚げ、ネットで上がった魚を、そのまま消費地に出すことも、そのままでも需用があればそれでいいんですが、やはり生鮮業以外の、海藻については、医薬品とか医療には欠かせないものがあると。例えばテングサであります。そのままむしって、そのまま売るんでなくて。それを一次加工、二次加工するというのを協働して起こすと。

後継がおらなくても、みんなでするという知恵。先ほどの議員の質問にもありましたように、あの「彩産業」は決して誰かが教えつけたものでもないし、補助金つくからしたものではない。ぜひ、そういう自らがやってみよう。そこで、行政もどないなるんだと。漁協もどうすると。農協もどうすると。そういうことが大事だと。

一口に言って、大量高速時代の素晴らしい道路ができました。全通されてからじゃあ遅い。今からその種を蒔くべきだと。今、漁師は魚が捕れない、後継者がおらんと、悔やみを言うんでなくて、この際どうすると。まあ、漁協も合併を目指して、一生懸命今苦労してるようですけども。この際、合併はして、漁協の単協は支所になったとしても、それをこの町では、どないするんだと。我々はこういうアイディアがあるけど、これ、どうするかっていうことについて、大いに考える時だと思っております。光る拠点づくりが大事であると。それも生鮮をすぐ出すのではなくて、加工して付加価値を高めることによって、地域の光るブランドで、1銭でも1円でも多く所得を稼いでいくと。雇用に結びつかなくても、所得を、その地場で稼ぐと。そういうことが大事だと考えておるところであります。

それにつきましても、大口をたたくようでございますが、まずは、やっぱりその業にあたっての人が一番よく知ってるわけですから、そういう漁協とか、そういう方々の知恵を出し合って。できたら今後は、漁師だけでなく、1次、例えば野菜と組むと。農協と組むと。森林組合とも組んでみると。果樹を揃えてみると。そういうような複合製品をやって

いくこと。そういうことをした場合に、例えば大阪の市場で漁協から行っきよるやつを、ほんなら役場がっていうのは、今もそういうように、わたしらの7人グループのネットワークで、いろんな産業政策、ホテル対策、あるいはさっきの「ホームレス」対策、これもやっぱり、知恵っていうのは井戸の中に入り込んで、旧来にとられる概念でなくて、いろいろホームページも開いてみたり、よそで何が売れてるかというようにやってみて。

で、できたら物真似でない方がいいです。できたら物真似でない。この魚作ってる塩はね、特殊な塩なんだとか。そういうようなことで、目に見えない鮮度であるとか、加工であるとか、あるいは1次産物だけでなく2次3次とも。あるいは先端とも。できたらその中にですね、紙に印刷した紙でなしに、きょう日のことですから、ふたを開けたら、由岐のなんとか音頭でもいいんですよ。あの1節が鳴るようなことちょっとやったって、800円か500円でできるんですね、ソノシートみたいななん入れたら。例えば、そういうようにしてやるというようなことをして、いわゆるなんぼ宣伝するよりも、みんなが気にしてくれるような「ものづくり」が大事だと思っております。解説が多くなりました。

1点は、全通開通、これはおそらく10年ぐらいにはできるでしょう、徳島まで。ぜひ今の段階から、そういう光るものを大量高速時代に乗るものをつくるべきだと。こういうふうに思っております。行政としても微力ですけども一生懸命やると。それにはいろんな壁を越えて、みんながやるべきだと。

その点については、由岐はすでにそういうこと、失敗で、いろいろそしりも受けたことはあるかもしれませんが、あの失敗もですね、決して失敗で非難し合うんでなしに。あのオゾンでしたか、ああいうことを。失敗はやってみたから、失敗であって。何もせんやつは失敗もないです。何もしないで失敗した人っていうのは、何もしない人に比べたら、優れた先駆者だと思っております。ぜひ、あれを後悔するのではなくて、あれを「てこ」にして進むという、この際、気概が大事だと思っております。

議長 建設課長。

建設課長 由岐インターへ下りて、県道由岐港線から日和佐小野線への交差点への信号機設置の要望の件についてでございます。現在、白線による停止線が表示されております。車によりましては、「一旦停止」せずにそのまま走り抜ける車が見受けられます。表示がわかりにくいこともあろうかと思いますが、その対策として、路面に大きく「止まれ」と表示することを、まず、要望してみたいと考えております。その状況によりまして、信号機設置を検討いたしまして、要望してもいいのではないかと考えております。以上でございます。

議 長 川尻議員。
17番議員 年金につきましては、まあ充分よろしく願いをいたします。
それと高規格道路につきましては、いわゆる車専用道路でありますので、やはり高速で走っておるので、やはり事故のないようにですね、やっぱり配慮できる所は、国交省なり、いろいろまあ、県道であれば県と、まあ由岐港線の件であります。まあ、十分に相談をしていただいて、とにかく事故の無いようにしていただきたいと思います。以上で終わります。

議 長 川尻議員、答弁もれはありませんか。

17番議員 はい。

議 長 以上で、川尻議員の一般質問を終了しました。続いて、16番北山議員の一般質問に移りたいと思いますが、時間も長けてきますので、小休を15分いたします。

(時に10時10分)

(時に10時25分)

議 長 再開いたします。

16番議員 続いて16番 北山議員の一般質問を許可いたします。北山議員。
議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。
わたしは、大きく4点について質問をします。分かりやすいご答弁をお願いいたします。

質問事項第1、『美波町集中改革プラン』について。

その中には「行政改革の目的」として、「これからの地方自治は、地域の自己決定・自己責任の理念に基づいた自主・自立・住民参画によるまちづくりが求められ、これまでの行財政体質から脱却し、持続可能な財政構造への転換を図るよう改革の取組みを積極的に進める」とあり、「推進の基本方針」では、「将来を見極めた効果的なまちづくりの施策を住民との協働により展開し、堅実な財政運営に努めるため、重要項目に数値目標を掲げ、財政状況に応じた事務・事業の必要性を検証し、各施策の取捨選択を行う」とあります。そこでお聞きをします。

1点、住民に対する周知についてですが、提案理由の説明の中で、「『集中改革プラン』については、本年3月30日に策定し、同日付で町のホームページにて公表するとともに窓口で配布している」と言っていました。また、今配られている「広報みなみ」には、「『美波町集中改革プラン』公表しています。『集中改革プラン』は、平成21年度までの行政改革の取組みを定めた改革です。『集中改革プラン』の内容は『美波町ホームページ』もしくは役場総務課・支所総務室の窓口でご覧いただけま

す」と掲載されていますが、住民への周知が十分にできていると考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

2点、「集中改革プラン」の「今後の推進体制」の中で「幅広い意見をプランに反映するよう努める」とありますが、具体的にどうしようと考えているのか。

今回、外部委員10名による「組織機構の見直し検討委員会」が組織され、諮問・答申のもと、議会に組織機構・事務事業の変更の提案がされていますが、「美波町集中改革プラン」全体についてはどうするのか。本文からは、「副町長を『集中改革プラン』推進本部長とする各種事務事業推進プロジェクトチームにおいて、毎年数値目標等の進捗・達成度合いを検証し、適宜、プラン内容の見直しに努める」というように、庁舎内での検討が中心のように感じますが、わたしは、行財政改革の進捗状況及び見直しの内容について、町民の立場から調査審議し、新たな改革に向けての提言を行う組織を作る必要があると思いますが、作る意思はあるのかどうか、お聞かせください。

3点、「行政改革大綱」について。旧の両町共に「行政改革大綱」を策定し改革に努めてきたと思います。旧由岐町では、「行政改革推進委員会」これは庁舎外の委員で、が毎年、実施計画の検討及び実施内容についてチェックをし、年々改革の成果は現れていたと思います。

今回、平成17年3月、「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」が総務省から示され、各自治体は「行財政大綱」の見直しとともに、数値目標を明示した『集中改革プラン』の策定及び公表を行うことになったと思いますが、5月7日の全員協議会で、議員からは具体性に欠けると指摘があり、町長も認めていたように、「見直し」「検討」「検証」などの言葉が並んでいるだけで、何をどう改革するのが、わからない。わたしは、旧の由岐町「行政改革大綱」よりも具体性の無いものになっていると思います。国は、「合併した二つの行政改革大綱を見直し、具体的な数値目標を明示した『集中改革プラン』を策定する」となっているように思いますが、美波町の「行財政大綱」については、どうなっているのか。見直し、策定されているのかお聞かせください。質問項目第2、「美波町総合計画」についてお聞きします。

3月議会で、2月に実施した「美波町総合計画」策定のためのアンケート調査について、現在分析を行っているという報告がありましたが、アンケートについては、婦人会などの協力を得て、町民アンケート、中学生アンケート、町出身者アンケートを実施した結果は、公表するべきであると思いますが、するのか、しないのか。お聞かせ願いたいと思います。また、その結果をどういう集約しているのか。その計画の内容については、どのようになるのか。予算は、18年度9月議会で予算化されましたが、いつ完成するのかお聞かせをいただきたいと思います。

質問事項第3、行政に対しての町民の意見を聴く手立てについて。
提案理由の説明でも触れていましたが、4月に「由岐搬送班のあり方及び事業の見直し」についての住民説明会が由岐地区2箇所で行われ、存続について強い要望があり、福祉施策の一環として搬送班を置くことになりました。当時町民の間では、搬送班がなくなるという将来への不安で混乱していましたが、町長の英断により収集した経過がありました。そこでお聞きをします。

1点め、合併して一年が経ち、「地域懇談会」の開催について、考えてもいいのではないかと。町長も公約の一つに掲げられていたと聞きますが、考えをお聞かせください。

また、合併後の初議会で、町民に対しての広報や説明の方法について、「地元に出向いて説明を行う出前、あるいは出張講座と呼ばれている説明会は、今まで行ってきたことはないが今後検討する」と総務課長が答弁されていました。手立てはいろいろあると思いますが、考えをお聞かせください。

2点め、由岐支所の町長室の利用について。現在は、会議の時とか、選挙の期日前投票ぐらいにしか利用されていませんが、月のうち何日かを由岐支所の町長室で執務をし、旧由岐町の現状や町民の生の声を聞いてもらえるよう提言いたします。

行政のトップが支所で執務をするということは、隣町の新生阿南市の市長が「住民は、長年慣れ親しんできた役場が支所になり、一抹の寂しさと不安や戸惑いの解消と、両町住民の一体感を一日も早く築き上げる上からも重要」と、合併後すぐ手掛けられ、住民からも好評であると聞いています。本年からは、旧市の過疎地域で「移動市長室」を、現在開いていると聞きます。

町長は、昨年同僚議員が行った「支所機能の強化」についての一般質問の中で、「助役、今は副町長ですが、助役・収入役・教育長の特別職のネットワークを強化し、三役がそれぞれ定期的、あるいは随時支所に赴いて、本庁と支所における問題の把握とか、認識の程度の希薄が無いように、常に意思疎通を図るような徹底行動を取りたい。」と答弁されていますが、最高責任者である町長が、現場に赴く意味の大きさは、他のものとは比較にならないと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

質問事項第4、不審電話問題について。

先日、美波町教育委員会分室より「児童・生徒の安全確保についてお願い」由岐駐在所より「駐在所速報」ということで回覧が回されておりましたが、最近、由岐地区内で小・中学生宅をねらった卑劣な不審電話が頻繁にあると聞きますが、美波町全体ではどうなのか。他町村ではどうなのか。

また、現在住民の方による、不審者や子供の安全などに気を配る「歩け

歩けパトロール隊」「ワンワンパトロール隊」や、児童・生徒の登下校時を見守る「子供安全見守り隊」を結成し、活動をしていただいております。そこで、教育委員会としては、今回の問題に対し、どのように対応されているのか、お聞かせを願いたいと思います。

以上4点について、ご答弁お願いいたします。

長 町長。

長 自席からご答弁することをお許しく下さい。北山議員さんの3問めの、いわゆる「地域懇談会」あるいは俗に言う出前役場と。こういうようなことをすることによって、住民の声を聞き、それでその声をもとにして、これからの行財政を執行にするにあたって大事なことはないかのご提言。それは、もう確と、もう当然のことだと思っております。

執行機関のみならず、議会はあくまで住民のニーズ、あるいは要望といったようなもの、それも個人的欲求でなくて、こういう時代にお互いが制約された税財源の中で、厳しい時代の中で、生存を永續させていくためには、安全に、ぜひ大事なことでありと考えております。

これも先々般、議会でもそれぞれ、山本議員であられたと思いますが、「地域懇談会」をしてはどうかということで。弁解になりますが、この必要性はもっともだと考えております。合併後1年でですね、もう毎日、実は400日余り、わたし就任以来、やっとなんですが、まあ極端なことを言いますと、これ弁解になるようでございますが、土日もほとんど休まず、たいへん、まあやってきたわけでございまして。

懇談会は、ただ町長がふらりと行って、車座的なことをやるのもあるけども、そうではなくて、やっぱり町長も変わるし、しかし、町長の方針のもとで、組織的に旧両町の職員の切磋琢磨して、全体が町民の声を聞くという仕組みも大事でありますから、当然わたくしが赴いて、説明したり、お聞きする。そしてまた、今の行政の考え方と。そうするとやっぱり、何人かで組んで行くということになってきますので。そういう組織的な、建設で、あるいは福祉であったり、医療であったり、そういうスタッフの何人かで共々行くと。そこで、まあリーダーとして、どういうふうに束ねて議論するんだという、セッティングされた中で、「地域懇談会」を開催すべきだと考えております。

もともと、このことは早くやるべきだったんですが。弁解になりましたが、1年間、諸行事あるいは合併の詳細について、まあ日夜奮闘して、弁解になりますが、今日まで開催ができておりません。これはなるべく早くですね、やってみたいと考えております。

次に、旧由岐町の支所の町長室の利用について、お隣りの首長の例を掲げておるようでございます。もちろん支所の町長室はそのまま、諸会合で適当に利用しているということでございます。議員提案は、月のうち何日かを、由岐の町長室で座って仕事してはどうかというご提案で、

たいへんまあありがたく、わたしも、まあそういう雰囲気を変えたところでお仕事はしたいんですが、なかなか難しいですね。1日拘束されて。お隣の市長さんは今日も橘かどっかへ、明日はどっかとか書いておりますけれども、執務というよりも、あそこに座ってですね、まあ支所の職員ともよく議論するというのも大事だと。これはもう、いいご提案で、そうわたしは望みたいと思っております。

で、実は美波町の町長というだけでなく、それだけ365日何があるかって、わたしも今手帳見て分析するんですが、実はこれは、お答えはとにかく、これはぜひそういう日を。ただ、15日なら15日、10日なら10日という日をかためてやるということは難しいと思いますね。で、これは実施するようにしたいと思う。

ただ、美波町自身としてでなくて、実は海部3町の世話役的なことで、行事がずいぶん、会がずいぶん。そういう任務を今この6月から帯びたこと。それから、「広域連合」という、こう後期高齢者のこれもですね、監査ということで、年にいっぺん行きゃあええっていうんでなくて、その定例監査をやるという指名を、実は町村長の中でひとり選ばれております。まあ、そういうふうなことで、役場本来の行政以外に、その他の団体のこともなっております。しかし、わたくしは美波の町長でありますし、できたら町行政優先なんですけど、そういう大きい枠組みの中での職務も帯びてる面もありますので。

何月何日、大体月央で一回とか、月末で一回とか、定めることはできませんけども、いいお話なので、これはもうぜひ、それはもう当然、支所のみならず、あるいは子ども認定園にも行ったり、赤松の小学校ふらりと行ったりすることもいいだろうと思っております。ご答弁として、日を特定できませんけども、わたくし自身が支所で何日かをとってということは、付随的な日でお許しをいただけるんならやっていきたいと。こう思っております。これはすぐにでもできることでございますので、日程のつく限りやっていきたいと思っております。

前段の地域懇談会につきましては、いわゆる美波町としての執行部は、ある程度地域の人とやっていく。町内会を中心として、相談相手としてどうだろうか。こういうテーマが無い、あるいはテーマの有無に関わらず、そういうことやってはどうか。一応各町内会自治会を通じてですね、こういうことを考えてるということ、企画調整課を早速に。まあ、今までも模索しよんですけど。で、そういうことをやっていったらどうか。あるいは町内会と連携で、行政と行ってやると。いやもう、行政が主導でやるかと。方法論は今後あるだろうと思っております。そうやっていきたいと思っております。

それからもう一つ、わたしに対する答弁ではないんですが、あと企画調整課長がお答えすると思うんですが、実は「総合計画」についてであり

ます。合併をして1年がなりますわけですから、市町村計画あるいは「総合計画」というか、そういうものを策定すべく、一昨年昨年からコンサルタントを指定、選んでですね、いろんな住民の考え方を把握する方法、それはまあ、アンケート。それをまとめる方法。それからニーズをまとめる。こういう作業をしているところでございます。

実はわたくしがお答えしたいのは、実は10か年の計画で思っておりました。ところが、合併町村あるいは合併してもまだ、不適正規模と国・県から思われてる町村にあっては、10年の「総合計画」というのは、今の町村の自治の枠組みそのものが、揺れ動いてるっていう状態を鑑みまして、当初、「総合計画」を昨年合併した直ちに考えていたのは、10か年ぐらいで一つのタームを設定し、それに基づく理念、「まちづくり」の理念、そしてそれに到る具体的な施策。こう考えておったところではありますが、このところ、いろいろ合併町村、あるいは2合併町村、あるいは合併済み不適正規模町村等々の実状を、いろいろ全国的に把握したところ、やっぱり10年という長さでの新町計画っていうのは、なかなか難しい面があると。やっぱり町自身でやっていく自主自立であってもですね、上位の県・国の方針・方向、そういうものを受けながら展開する市町村行政でありますから、今揺れ動いておる段階で、10年というのは、長きに失するということもございまして、以下課長が答弁する中身には無いかもしれませんが、基本的な考え方としては、美波町の「総合計画」は、今後課長が答弁するであろうっていうのは、タームをですね、5年ぐらいに。いわゆる絵に餅を描くんでなくて、餅に絵を描くという考え方があります。俗な言葉で言うと。

そうでありませんと、7月から、10月、ああ8月には示されるであろう、あとあとご質問もあるんですが、市町村の枠組みについて、特に海部町については、一つのパターンが示されてることもあってですね、「総合計画」は、だからそういうことも考慮して、5年の実施計画と。こういうようなことで方向が変わったということもあってですね、当「総合計画」策定の具体的な実務の受けるコンサルタントにしてもですね、やっぱり思想統一。で、そこらの思想統一をですね。過般、先月でしたか、わたしと副町長と、まあ受ける側がどういうふうな考え方でいくかということで、そこがまあ基本的に変わるとということ。

ちょっとここで、わたくしから、これお尋ねではないんですが、5か年ぐらい、理念は持っておると。しかし、それに向かう具体的な施策実現の内容については5年、こういうように考えております。そういうようなことにブレイクダウンしたために、担当とすれば若干時間が要しておるんだろうと、こう思っております。以上3点、わたくしから自席からお答えさせていただきます。

議

長 総務課長。

総務課長 それでは、わたくしの方からは、『美波町集中改革プラン』について、町民に対する周知と、それと「幅広い意見をプランに反映するために努める」とあるが、どうするのか。庁外組織などを作る意思はあるか。ということにつきまして、ご答弁させていただきます。

『美波町集中改革プラン』についてでありますけれども、本年3月30日に町のホームページで公表いたしましたし、5月7日に開催いたしました、町議会の全員協議会において、ご報告いたしましたところであります。町民に対する周知につきましては、先ほど議員おっしゃられたとおり「町のホームページ」とそれと「6月号の広報みなみ」に掲載するという方法で行っております。

それから、町長提案理由の中でもありましたように、本庁支所の窓口で配布も行うというようなことで行っております。

次に、「幅広い意見をプランに反映するよう」ということでございますけれども、『集中改革プラン』につきましては、4つのサイクルを考慮しておりまして、「計画策定」それから「実施」、「検証」、「見直し」というような4つのサイクルに基づきまして、点検を行いつつ見直しを行うということにいたしております。このサイクルの中の時系列であります、「検証」と「見直し」の間で、幅広い意見を反映する何らかの仕組みや方法を考えていきたいというふうに考えております。

次に、庁外組織などを作る意思はあるかということですが、現在、新たに新組織を作ることには考えておりませんで、本年5月に発足しました、外部委員による「組織機構の見直し検討委員会」を有効に活用していきたいというふうに考えております。

それから、まあ通告にはありませんでしたけれども、「行革大綱」の件についてでございますが、「行革大綱」につきましては、旧町、旧由岐町・旧日和佐町ともに「行革大綱」を策定いたしております。旧の由岐町では平成14年度から平成18年度までの5か年計画、旧の日和佐町につきましては平成12年度から平成16年度までの5か年計画というふうになっております。

今回の『集中改革プラン』を作成するにあたりまして、「行政改革大綱」と『集中改革プラン』どのように違うかということがあります。それで、「行政改革大綱」の改革の基本理念、それから具体的方策と今回の『集中改革プラン』の行革の目的推進の基本方針、それと行革推進の主要事項を検討いたしましたところ、「行革大綱」と『集中改革プラン』といたしますのは、中身の項目立てにつきましては、ほぼ同じでございます。

具体的方策をちょっと時間をお借りしまして読み上げますと、「行革大綱」の場合は、1番から9番までございまして、事務事業の見直し、2番が組織機構の簡素合理化、3番が定員管理及び給与の適正化、4番人材育成確保、5番情報化の推進と行政サービスの向上、6番公正の確保

と透明性の向上、7番財政の健全化、8番公共施設の設置及び管理運営、9番広域行政となっております。

それに比べまして、『集中改革プラン』につきましては、「行革大綱」の1番の事務事業の見直しはそのまま入っておりますし、組織機構の見直しも入っております。3番の定員管理及び給与の適正化も挙げております。それから、4番の人材の育成確保につきましては、「行革大綱」の中では、人材育成基本方針の制定というふうに謳われておりまして、それにつきましては、つくられておりまして、更新していくわけなんですけれども、まあ継続中と。それから5番めの、情報化の推進と行政サービスの向上の中身は何かといいますと、パソコンについて1人1台、それから、庁内LAN電算システムの構築というようなことをごさしましたので、これはまあできているなということをごさいます。それから、6番めの、公正の確保と透明性の向上につきましては、情報公開条例の制定というふうに謳われておりまして、それにつきましても、旧町同士で、すでにできているということをごさいます。それから9番めの、広域行政につきましては、町村合併のことが謳われておりまして、これにつきましても、合併とともに終わったということをごさいます、

「行政改革大綱」と『集中改革プラン』のそれぞれの具体的方策、また主要事項につきましては、ほぼ同じということがあります。

それで、合併して間もないということでもありましたが、『集中改革プラン』は平成18年の末までにつくらなければならないというふうに定めておりまして、「行革大綱」新しい町での「行革大綱」はできておりませんが、『集中改革プラン』がイコール「行政改革大綱」というんではありませんけれども、内容については、ほぼ同じというふうに考えております。以上です。

議 長 企画調整課長
企画調整課長

企画調整課長。

「総合計画」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、完成はいつなのかということをごさいますが、先ほど町長からもありましたように、多少手直しする部分ができきておりますが、19年度中の策定を目指しておりますので、この19年度末には、議会の皆さまにもお示しして、完成を目指しております。概要版につきましては、各戸に配布したいと考えております。

それから、アンケートでございますが、アンケートはどうなっていくのかということをごさいますが、これはどう計画に生かすのかということと受け止めております。このアンケートにつきましては、町全体、地区別それから年代別、分野別などの観点から、町民意識としての「まちの課題や方向性」を分析して、基本構想や基本計画の各分野の施策を検討する上での基礎資料といたしたい。また、「まちづくり」を進めていく上での、特に力を入れて取り組むべき重要プロジェクト事業を検討す

る際の基礎資料として、「総合計画」の中で活用していきたいと考えております。

また、そのアンケートそのものの中身について、公表すべきでないかという議員のご意見でございますが、わたくしもその分析をもとにした、その概要版を各世帯に公表していくというふうに考えておりましたが、そのアンケート分析についても、これはあの公表してもいいのではないかと考えております。

ただ、分析結果につきましては、かなりのボリュームがございますので、公表の仕方について、ちょっと少し検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

教育長。

不審電話問題についてお答えをいたします。町内におきまして、これまでに、赤松地区2軒の家庭に20件以上、無言電話も含めてでございますが、それから由岐地区におきましては、3家庭の家に30件以上の異常な着信がございました。複数の児童・生徒に何らかの通話を要求した事実が生じております。いずれも大事に至っておりませんが、万一犯人が直接行動に及ばないよう万全の手段を講じる必要を痛感いたしております。

委員会といたしましては、関係機関との迅速的確な連携のもと、詳細な実態把握に努め、それを公表しつつ、学校・家庭・地域が一体となって、安全確保体制確立へ向けた、たゆまぬ努力を継続することが、事件発生防止への基本と捉え、諸策を講じてまいります。

具体的には、不審電話の事象があった場合、家庭から、まず、学校への速報。学校は直ちに関係機関へ連絡の上、事実確認と情報収集にあたること。教育委員会は、学校から詳しく実情を把握し、町内の園・小学校・中学校に通知、同時に警察健全育成センターと緊密な連携を取り、事実を全校周知すべく、チラシ等の回覧を予定いたしております。

園・学校におきましては、常にあらゆる機会を捉えて、子ども達の年代に応じた具体的な指導を、全体的・個別的に実施いたしておりますが、さらに全校集会・学級指導・個別指導について、工夫と充実を図っております。

また、学校独自の広報誌を作成し配布、町教育委員会・PTA・警察・健全育成センターとの連携が常時幅広く行われるよう、毎月の定例園長校長会において、事例を中心とした詳細な情報交換を行い、緊急時における対応策についての共通理解を図っている現状でございます。

冒頭申し上げましたとおり、この種の電話には、毅然とした応答により、犯人に隙を与えぬ適切な対応が迫られ、家庭と園・学校の、より決め細やかな連携を求めて、事故の未然防止に努めるべく念じております。

なお、町青少協にも、平素格段の特段のご支援とご協力を賜っており、

今後、さらに連携を密にしながら進んでまいります。

子どもの安全対策につきましては、日頃町民の皆さまからいただいております温かいご理解とご支援に感謝申し上げますとともに、町ぐるみの子どもを守る運動が、より進展いたしますよう、教育委員会として最善を尽くす所存でありますので、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

議 長
16番議員

北山議員。

それでは、自席より再問をさせていただきたいと思います。

質問事項第1の『美波町集中改革プラン』について。

1点めの、町民に対する周知について、充分できているとお考えですかと聞いたんですが。充分周知はできていると、そう理解していいんですか。

わたしは、そのようには感じられません。と言いますのも、先ほど質問でも言いましたけれど、「ホームページに掲載する」このホームページはどれだけの住民が見ているのか。そこらのところは充分把握されているのか。また、「窓口に置いている」これも、どれだけの町民の方が見ていると判断しておられるのか。そこらの把握の仕方というんか、ちゃんとした根拠をもって、すべての住民の方が知っていただいております。ということで、はじめて周知ができた、わたくしは思うんですけど。当然、担当課ではそこらの理解ができておるのかどうか。できておるとするのであれば、再度答弁をお願いしたいと思います。

2点め、2点めの町民の立場から提言を行う組織を作る意思は有るのかという問いに対しても、作る意思があると理解していいんですか。作る意思は無いんですか。どっちなんですか。作るのか、作らないのか、という単純な質問だったんですけど。まあそこらのところ、あの再度聞きたいと思います。

次に、3点めの「行財政大綱」についてですが、総務課長はいろいろ『集中プラン』と「大綱」の内容が同じなんだというような、そういう答弁をなさっていったように思いますけれども、わたしが質問した内容っていうんは、そういうことを伺ったのではありません。

国の示されておる17年3月の「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」ということについては、各自治体は「行財政大綱」の見直しとともに、数値目標を明示した『集中改革プラン』。わたしは、旧町で行ってきた「行財政大綱」これを新町で合併して、それを二つ合わせて、それが、総務課長の言う基本理念になると思います。

そして、それをなお一歩前に進んだ数値目標を掲げるのが、集中的に改革をするプラン、どういう内容のものをするのか。一歩進んだものが『集中改革プラン』だと理解をしておる、しています。ということからしたら、「大綱」と『集中改革プラン』これはセットで作るべきものではない

のかと思います。そうであるならば、やはりちゃんと「大綱」を作って、それに基づいて、一步進んだ『集中改革プラン』をつくる必要があったのではないかと。

今の『集中改革プラン』は、ただ単に見直しとか、検討とか、検証というような、ましてその上に「その他」とか。これは、行政のやる気というんですか、行政が、これからこうやるんだというような行政の「意気込み」を示すものだと、わたしは理解しております。旧町の時の「大綱」でもそう理解しておりました。そこらのところについて、もう一度、答弁をお願いしたいと思います。

次に、質問事項第2の「美波町総合計画」について。アンケートを実施した結果を公表するべきではないのかと。まず、そういう質問をしておりました。それには、課長より、概要版を出そうと考えていたので結果についての公表は控えておったが、当然出しますというような答弁をいただきました。方法についてはお任せしますので、やはりちゃんと町民にアンケートを取ったその結果については、こうでしたよというように、町民に知らせるのが道理だと、わたくしは思いますので、できるだけ早く、方法は任せますので、公表をしていただきたいと思います。

それと、いつ完成するのかという問題については、町長も10年の計画、当初10年の計画だったものを、まあ5年ぐらいにするということで、いろいろ遅れていたとかいうようなご答弁もありましたが、美波町の「総合計画」っていうのは、美波町すべての行政について、これからの指針になると思います。

18年度に合併をして、19年度の末までに合併して、2年経ってはじめて5年の計画ができる。あと3年か、ないように思うんです。何も計画も無しに、この2年間を過ごしているような感じがいたします。できるだけ早くこれを作っていただいて、町民に美波町はこういうことで行くんだというような、「今現在アンケートの結果を計画に反映するその作業をしておる」というような答弁もありましたが、その具体的な事柄、全然わたし達には感じられませんし、途中何かできたのであれば、途中経過報告でも町民に知らせるなり、議会で報告いただけるなり、していただきたいと思います。そこらについて、再度答弁をお願いしたいと思います。

次に、質問事項第3 町民の意見を聞く手立てについて。これについては「地域懇談会」、これは、町長はあのたいへん前向きな答弁をしていただいたと思います。わたしも、テーマなど決めるのであれば、決めてもいいし、そこらの方策については町長に任せますので、できるだけ早い段階で、できれば、いつ頃ぐらいにやろうと考えておるっていうんがありましたら、ご披露していただけた方が、ありがたいなあと思うんですけど。よろしく願いいたします。

それと、由岐支所の町長室の利用について ですが、これは当然、たいへんお忙しい町長ではありますんで、日にちの指定、これは当然できないと思います。隣町の阿南の市長さんあたりも、「空いた時に行くんだ、行く日にちは町民にも知らせないんだ」しかし、市長が旧的那賀支所、羽ノ浦支所に行っているという噂を聞いて、今、徳新などに掲載されている市長の行動っていうんですか、あすこらを見た住民は、何にも知らされてなくても、自分らがそれを見て、支所に集まってくるように聞いております。これは、町長は、すぐにでもやるというようなたいへん前向きな答弁でありましたので、町長の行動に期待をいたしたいと思います。

第4点めの、不審電話の件についてですが、教育長より、教育委員会のいろいろな取り組みについて、ご答弁がありました。赤松地区で2件、由岐地区で3件の不審電話があった。それに対して、いろんな考えられる手立てを行っていただいておりますというような答弁がありました。

一つだけ答弁もれになっておると思うんですが、他町村の状況はどのようなのか。これは美波町だけなのか。他町村にそういう事例が無いのであれば、なんかちょっと引っかかることがあるような感じがいたします。そこらのところどうなのか。再度答弁をしていただきたいと思います。

それと、旧の由岐町では、防犯対策の面から有効ということで、防犯ブザーを一部有料で配布をしていますが、住民の方への音の周知ができていない、携帯していない子どもがいる、携帯しているが電池が切れているなど、まさかの時に有効に働かない可能性が考えられますが、そこらの指導について、どのように考えているのか。

また、旧の日和佐町の子ども達はどうされているのか。ご答弁をお願いしたいと思います。

議
町

長 町長。

長 開催についての具体的な考え方を申し上げておきます。

秋頃からですね、これはまあ懸案であったわけですが、本年秋以降から、計画的に実施したいと考えております。それで、そうですね、これは「地域懇談会」ですので、一応、今、町内会、つまり自治組織をいろいろ検討しよるので、町内会がこの来る7月7日の美波町の連合会ですね、30ぐらいありますけども、その時にもう年内計画的に「地域懇談会」やろうと思うんだと。大体、方法っていうのはどうかっていうんで。箇所数・日程等については、町内会をちょっと相談相手に、じっくりとさせていただく。

最初の「地域懇談会」ですから、こういう合併の枠組みとか、何とかかんとか、こう騒動いっきょうときですから、病院問題、いろいろ出るだろうと思いますが、無テーマでどうだろうかと、こういうようなことを、7日の日に相談をして。いずれにしましても、わたしの意中にあるもの

は、秋以降から計画的に実施していきたいと考えております。
今のところ頭にしておるのは、無差別テーマで、ひとつ考えて生きたい
と思っております。基本的には、たいへんこんなことを言うのは、失礼
なんですけれども、今までのように、なんかその行政、行政っていうの
は、我々は、もう受けるのではなくて、やっぱりどっかの大統領が言っ
たように、やっぱり「自分達も地域のために何ができるんだ」という
ことをですね、真剣に問いかけているようなことも、期待をしております。

そういうことで、秋から計画的に実施したいと。具体の相談は7月7日
の町内会の会合を、今予定をいたしておりますので、その場でやってい
きたいと考えております。以上です。

議 長
総 務 課 長

影治総務課長。

わたくしの方からは『集中改革プラン』関係でございますが、まず、充
分周知ができていくかという、「充分」というところの取り方はございま
すが、なかなかまあ100%皆さんが、これはできているというのは難
しいかとは思いますが、ホームページでいいのかというような、
ちょっとニュアンス的なところがあるのかなというのもありましたので、
あれですけれども。

この2月、3月にかけてまして、美波町の「地域情報化基本計画」とい
うのを作っておりますが、その時に町民アンケートを行っております。
そのアンケートの中は、「ご家庭にパソコンは何台ありますか」というの
と、「インターネットはしていますか」というような、まあアンケートが
ございまして、回収率は約70%でございますが、ご家庭に「パソコン
がある」と答えた方は、約45%いらっしゃいます。それから「インタ
ーネットをしていますか」ということについて、まあ「している」とい
うのは40%いらっしゃいます。

あと、その「窓口に置いただけでいいのか」というようなことでござい
ましたけれども、窓口に置いたっていうだけじゃなくて、前段に「広報
みなみ」の中に、各戸配布の広報で「置いてあります」というふう
に書かしていただいておりますので、それから押し量っていただけたらと
いうふうに思います。

それから、庁外組織を作る意思はあるかというのは、先ほどご答弁した
とおりでございますが、新たに新組織を作ることは考えていませんで、
本年5月に発足しました外部委員による「組織機構の見直し検討委員会」
を有効に活用させていただくというようなことでございます。

それから、まあ質問用紙にはございませんが、3点めということで、「行
革大綱」のことを申されておりますが、議員おっしゃるように「行革大
綱」と『集中改革プラン』というのは、わたしが先ほど申しましたよう
に、違うというのはもう認識しております。

ただ、まあ合併後1年間といいますか、数ヶ月の間に『集中改革プラン』は、どうしても作らなくてはいけないというような事情にありました。で、先ほど申しましたように、内容を見てみますと、理念が違うんでないかというようなことですけれども、「行政改革大綱」の理念というのは、由岐町の、まあ行革の大綱の理念を4つ見てみますと、地方分権への対応・健全財政の確保・行政事務の簡素、効率化・住民から信頼される行政へというような項目でなかったかなと思っております。

『集中改革プラン』の行革の目的、それから、推進の基本方針につきましても、分権型社会への自主自立、持続可能な財政構造への転換、住民との協働、各施策の取捨選択重点化というところで、まあよく似てるのではないかと。

そもそも論からいきますと、平成17年に生まれた、新行革方針によりまして、「行革大綱」はもちろんあるだろうという前提の中で、国はそれをなおかつ見直しし、そしてその行革の中で、さらに集中的にやらなくてはいけないものを、数値を決めるようなかたちで『集中改革プラン』を作りなさいと。5年間の『集中改革プラン』を、平成17年からの分を作りなさいというような、まあ通達であったと思います。

それであのう、議員おっしゃるようなその「行革大綱」と、それから「大綱」があってはじめて『集中改革プラン』というふうに、国からの指針はなっとんですけれども、合併後、まあ間もなかったということもあって、

「大綱」自身ができおりません。ですから、「大綱」と『集中改革プラン』中身を、まあ『集中改革プラン』をつくる時に、精査といいますか見てみたところ、先ほどご答弁させていただいたとおりでありましたので、要は行政改革をどのように進めるかっていうことで、期間につきましても、美波町は、まあ4年間になっておりますが、その中で行革を進めるという指針、それからどうやってやっていくかっていうプランにつきましては、この『集中改革プラン』で対応させていただきたいなと思っております。どうしても「行革大綱」作れというようなことでありますならば、その「行革大綱」も、また作っていかうかなと思っております。

他町のことになりますけれども、同時期に合併しました、他の公共団体では、この『集中改革プラン』を合わせて「行革大綱」というような位置付けにしまして、年度計画を付けて作っているということもございしますので、この『集中改革プラン』に手を入れまして、「行革大綱」を作るといってもできるかなと。

また、全然違う角度からの「行革大綱」を作るといっているのであれば、まあそれ相応の時間も必要かなというふうには思っております。以上です。

議長
長
企画調整課長

海司企画調整課長。

「総合計画」でございますが、計画の年度でございますが、今回策定を

予定しております「総合計画」につきましては、平成20年度からの5か年計画ということで、計画しております。当初は20年度から、10か年ということ計画しておったんですが、先ほど町長からもございましたように、5か年を目処にということで、来年度からの計画になります。

また、その都度の経過につきまして、議会への報告ということでございますが、審議会というのがございまして、その中には議長、それから総務産業建設委員長が、委員として加わっていただいておりますので、議会の方々へは、委員さんを通じて、ご周知いただけるものと考えておりますが、大きな変換というか、舵が大きく変わってきたようなことがございましたら、この議会の場で、またご報告をいたしたいと思っております。以上でございます。

議 長
教 育 長

谷崎教育長。

お答えいたします。他町村の状況についてでございますが、まあこの不審電話の情報を得て、教育委員会として、健全育成センターそれから牟岐警察署、まあ由岐駐在所なんですけれども、数回足を運ばさせていただきました。そういう中で、健全育成センターでの情報というようなことで確認をいたしましたところ、この不審電話については、美波町だけということで、他町には無いようでございます。赤松地区と由岐地区だけということです。

そういう中で、話が逸れるかもわからないんですけども、赤松の場合には、由岐と同じように4月頃から、こういう電話がどんどん入るようになってきました。赤松地区におきましては、5月7日に保護者の家庭だけでなしに、赤松小学校の方で広報を作成いたしまして、赤松の全家庭に配布いたしました。それが効果があったのかどうか、わかりませんが、5月7日以降、不審電話は今のところ止まっておる現状でございます。

それから2点めの、旧由岐町の防犯対策としてっていうようなことで、防犯ブザーの話がでていたと思うんですけども、由岐地区・日和佐地区の小学生全員には、防犯ブザーは配布されております。議員ご指摘のとおり、中にはもう無くした子どもとか、電池切れってというのは確かにございまして、前の週なんですけれども、由岐中学校におきましては、子ども達に対して、そういう現実がございまして、購入するかしないかというようなことで、子ども達全員に話をしたというようなことで、何名かが購入希望を出してきているという、そういう動きも実際にしてございます。

そういうようなことで、議員のおっしゃるとおり、再度今日ですね、これが終わりましたら、町内の小・中学校、幼稚園に対しまして、再度この防犯ブザーについての携帯・利用の仕方等を、各園・各学校で徹底す

るようにということ、再度、話をしたいと思っております。
それと、まあ話が、今出ていない話なんですけれども、一つの動きとしてお話をしたいんですけれども。これも先月の6月27日。わたしも教育委員会として、育成センター、警察、青少協等にいろいろ、こうお願いをして行ったんですけれども、そういう中で、育成センターには、補導員さんが各地区にあります。それから、青少協の方達も、各地方でほんとうによくやっていただいております。そういう中で、お願いとして、町の青少協の方、それから健全育成センターの方をお願いしたのは、補導員さん、青少協の方達が、姿を見せていただけたらどうかと。例えば、回っていただくとか、立哨をしていただけないだろうかというようなお願いをしましたところ、6月の確か27日から由岐地区におきまして、補導員さん、青少協の皆さん方の動きがあります。車でパトロールをしたりとか、そういうようなことをやってくれて、実際におります。わたくし事なんですけれども、わたし自身も27、28日、まあ2日間なんですけれども、実態どうなっているかっていうことと、パトロール兼ねて、由岐地区の方を回らせていただきました。

そういうようないろんな関係機関のご協力を得ながら、前に進んでいるところでございます。

なお、やはり何を言っても、まだ不十分な点もございます。そういうようなことで、今後ご指導ご支援いただければ、ありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 北山議員。

16番議員 それでは、再々問をさせていただきます。

質問事項第1の『美波町集中改革プラン』について。

理事者は充分周知ができていると。インターネットを見ている方が45%ですか、アンケートを取って、70%の人の回答のうち45%の方が、まあインターネットをやっているんだというような答弁。

それから、窓口に置いているだけでないんだと。「広報みなみ」でも「置いていますよ」ということを掲載しているというような答弁ありましたが、わたしは、やはりこの『集中改革プラン』というのは、町行政の職員の皆さまのやる気というのか、心意気を示すものだと思いますので、100%といかないにしても、100%に近いだけ、住民の人に見てもらった作業をするのが必要でなからうか。その作業が、充分周知をしていることにつながっていくのではないかと思いますので、今後、少し考え方を改めていただけたらと思います。

2点めの、町民の立場から提言を行う組織を作ることについて。

まあ、最初の答弁で、先日「提案理由の説明」の中で言っていた外部委員さんを、全体についてもしていただくんで、新たに作らずに、その人達にやってもらうんだというような答弁をしていたというような、答弁

ありました。わたしは、まああのそういう組織を流用するというんですか、その人達にやってもらうということも、一つの案とは、まあ思うんですけど、その委員の構成について、少し伺いたいと思います。

わたしは、旧町で「行政改革の大綱」をチェックされていた「行政改革懇談会」や「行政改革推進委員会」の委員で、旧町の改革の内容を熟知している方に、当然お願いをする必要があるんでないか。

また、町政への住民参画の推進及び透明性の向上という観点から、町民からの公募枠を作り、参画してもらう必要があると思います。本町では、公募という手段をとっていませんが、一般的には公募というのは常識になってきたように思いますので、今ある外部委員さんをお願いするのわかりやすいけど、それに含めて、やはり旧町でがんばっていただいた委員さん、また、住民の皆さまのいろんな住民の皆さまの意見を聞くという観点から、公募枠を作り、住民にちゃんと公募をして、その方に委員に入ってもらえばいいと思いますが、その一点について、お聞かせを願いたいと思います。

また、幅広い意見をプランに反映させ、住民の参画を推進するためには、製作形成過程に、町民の意見を反映させる機会を積極的に設ける必要があるんじゃないかと思います。そのためには、各種計画の立案過程での「パブリックコメント」を実施し、結果を報告する「パブリックコメント」制度の導入が必要と思いますが、今後の取り組みとして、こういう制度を考えていく気持ちはあるのか、ないのか。そこらについても、再度答弁をしていただきたいと思います。

それと、3点めの「行財政改革の大綱」についてですが、少しわたくしの認識と、総務課長の認識には、やはりちょっと、ずれがあるんでないかなとそう感じます。わたしは、先ほどから何回も言うように、どうしても作れというんなら作りますと、そういう問題ではないと思うんですよ。この「行財政改革の大綱」なり、『集中改革プラン』なりっていうのは、やはり行政の、行政に携わっている方、その人達がこのようにして変えていくんだというようなことを、自ら発案するものだと、わたしは認識をしておりますので、どうしてもわたしが「作れ」と言うんだったら「作ります」そのような答弁は、全然あたらなないと思います。

それと「大綱」と「プラン」の違うんは、わかっているんだと。しかし、国から18年度中に作れと言われたから、「大綱」でなしに『集中改革プラン』にしたんだと。まあ中身が同じようなものだからと。これは、先ほど総務課長もおっしゃってあったように、まず「大綱」があって、その中で、これから集中的にこういうことをやらなければならないということについて「大綱」の概要があって、それになおかつ、これは重要だから集中的にやらなければならないということを『集中改革プラン』として、指名していくものだと思います。

そういうことからしたら、やはりまず、「大綱」をちゃんと作って、それに則って、これからはこういうことが、当然集中的にやるべき問題だと。そういうことで『集中改革プラン』ができていくべきと、わたしは思います。

時間が無いから『集中改革プラン』にしたんだというような答弁がありました。例えば時間が無くても、やっぱりちゃんとしたことをやっていただきたいと。そうでなければ、何か今回の『集中改革プラン』の内容を見ますと、これは手前味噌のように聞こえますが、旧の由岐町の「行政改革の大綱」よりも、具体性の無いものになっているように思います。まあそこらについては、今後、いろいろまた検討をしていただきたいと。思います。

2点めの美波町「総合計画」についてですが、これは課長より20年度の5か年計画だと、わたしが言った18年度から2年少なくなるという議論にはあたらないというような答弁がございました。しかし、やはりその過程も、できるまでの過程も当然必要で、重要だと思いますので、今後いろんな、町民にアンケートを取った関係上、できるだけやっぱり町民に、その過程を知らせていく努力をしていただきたいと、お願いをいたしたいと。思います。

次に、質問事項第3「町政懇談会」については、これは、町長も秋以降、町内会と相談をして、テーマは決めずにやっていくというような答弁でありましたので、期待をして、見守っていきたいと。思います。

4点めの、不審電話の件につきましてでございますが、他町村でそういう事例は無く、赤松地区で対応していただいたことが、効を奏したのか、それ以後、赤松地区では不審電話が無くなったというような答弁がありました。なんかちょっと、こう奥歯にものもの、はざかったような感じもいたしますけど。まあ、それはそれで、結果良ければ...ということで、これからもいろいろの対応をお願いしたいと。思います。

それと、防犯ブザーについては、日和佐町も配布をされておって、旧の由岐町と同じような問題点があるので、再度、本日指導をしていただけると。いう答弁をいただきました。この問題については、新聞やテレビなどでいろんな報道されていますように、児童とか生徒に関わる悲惨な事件が後を絶ちません。美波町の子どもが、このような事件の被害者にならないように、教育委員会としても最大限の手立てを講じていただきたいと。思います。

答弁は、第1点めの『集中改革プラン』について考えがありましたら、答弁をお願いしたいと。思います。

議
町

長 町長。

長 「組織機構の見直し検討委員会」について。その委員はですね、これは町長として、これは執行機関としてです。わたくしが最高を考えて、委

員を選んだものでございまして。それに、それはすなわちその町の行政を長いことやってきた経過を知っとう人もいいけど、なかなかもう、今いちばん大事なことは、過去にとらわれず、過去にとらわれていたら、借金が払えんです。財政、今パンクしとんです。97.2%という経常収支比率であります。なかなかですね…。

で、合併協議の最後の議会で、わたしが会長受けたんですが、兵庫さんのあとで。こんだけ合併してやっていけないのに合併したのに、この課、課、課ってなんだってという議論が多かったんです。そういうようなことでもございまして。つまり、財政的に、地域住民の要望に答えるべく、いろんなことをやっていく行財政能力が無いから、合併したわけで。合併の効果を早く出さなければなりません。

で、そこで、組織機構の見直し検討する場合に、確かに町の由来をよく知ってる人のご議論もあるけれども、今は、大外科的な手術をしなければなりません。その時に、土地の人もいいんですけど、わたし達も、これ課長同士が、これもいろいろみんな一生懸命やってきた。昨日までは良かった。10年前までは良かったんだと。なお、続けてやらなきゃならないんだけど、続けていく金が無い。そういうことでありますんで、習熟した人がいい答弁を書けるとは、それは必ずしも言えませんし、外部だから、そらぞらしいとも言えません。

そこで、いろいろと、どういう、機構検討の委員会は、実は町内だけでやればよかったんですが、どうだろうということで、わたしもこれは一存でやっておりません。幹部にですね、どうだろうと、そうかと言うて、よそからですね、ばーんと、そのまあ小さい町で公共施設が多すぎるじゃないの、あれもこれも欲しい欲しいって、やっていけないじゃないのと。こういう議論もある。

そこで、考えたのが外部委員として有識者3名選びました。そして、町内からは、2, 4, 6, 7人選びました。それぞれは教育について、あるいは福祉について、あるいはベンチャービジネス、あるいは金融について、採用させていただいております。

なお、この検討委員会はコンスタントにやっていきます。とりあえず、組織条例で1課、1室を無くすという案を出しておりますけど、これにとどまらないぞと。今の財政の、美波町の財政状況は、「これではとてもできないだろう」という委員からのご発想でございまして、もう何回もやっていくということで、とりあえずは、今回出しておることで、行革やっております。

で、ついてはその委員についてはですね、これにこだわるものでございませませんが、この委員会で必要あるときは、呼び出すことになっておりますので、で、ぜひそういう方が、例えば北山議員さんのように、非常にお詳しい人は、そのご見解を持ち込むような方法も考えてみたいと思

っております。

公募だからええと。必ずしもいいことはない。やっぱり、その公募も一つの方法なんですけども、それよりはやっぱり、本当ならば、この美波町が合併してできたんだから、自分達でどの部分を切ろうよと。財政破綻しとる寸前、どこを選択するっていうことを言うてくれる自信の人を。その人だったら、外部であろうが内部であろうがいいと思うと。銭が無いのに銭を使う議論は、もう終わりました。

ご提言の公募するかについては、今のところ考えておりません。とりあえず、この委員の中で、そういうご意見のあったことを伝えてですね、外部のですね、意見ももっと入れようよと。こういうようなことがあった場合には、その要綱にもそういうのがありますので、そのように考えていきたいと思っております。

いずれにしましても、影治の総務課長の答弁しました、『集中改革プラン』というのは、「まちづくり計画」と違ってですね、国がですね、交付税を削減すると。三位一体改革をどんどんやっていかないかんと。国税の一部を、3兆円地方へ渡したけども、補助金ぶち切ったと。なおいっそうですね、交付税制度を改革せないかんと。

ほんで旧町も一生懸命やった。やったって、数値が出とらんのです。今度出したのはですね、具体的に言いますと、美波町の職員数の抑制を、県下で市町村で、平成16年から、こう11,960人有るのを1,000人ぐらい減らすんですかね。そういう数値目標があってですね、財政力が無くて、交付税依存であってですね、人件費は、ラスパイレスこそ国と比較して、まあまあちゃらちゃらいっきよるけど、なお、ほららにおる中小企業と比べたら、役場の方がうんと給料高いじゃないかと。こういう議論も受けて、改革やれと言っとなんですが、まだ人件費には手をつけておりません、うちは。ですからね、ひじょうにその外部性も公募もええんですけども、やっぱりそこは、あのう、なかなか、こう相談をしながらですね、どないぞしていこうとがんばっておるので。

実は、この今いちばん国から言われてるラインとしての、財政の再建計画出せというのが『集中改革プラン』であります。で、この骨子は先生ご承知のように、職員は採用しない。それで、平成22年4月1日時点で一般行政職で94人にすると。今まではですね、6人辞めたら1人雇うんだという、合併協議ではそんな議論があったというんですよ。合併協議の時は、6人辞めたら1人採用するって。人口は増えるという予定だったんかと。3日に1人、人口が減っていっきよんののに、6人辞めたら1人って、人口べた減りやのに、6人辞めたら1人採用したら、美波町はつぶれると。こういうようなご議論も、幹部で非常に熱心に議論していただきました。したがってそのルールも止めたと。

ただ、残念に思いますことは、こういうふうに『集中改革プラン』で

すね、22年までに採用はしない、そして補充も行わないという数字を、厳しい数字を入れております。で、職員はこれについては、今度も課が減ります。そういうようなことで幹部も必死になっておると。

その中で外部から来て、いろいろこう行革やっていただく時に、わたしたちの給料に比べたら、まだ美波町は、というまあ、そういうご意見もあるやわからん。「美波町かわいそうに、わたしがお金あげる」という委員は無いにしても。だから、その理論でなくて、何ができるかの議論をして欲しいんです。ですからね、その外部入れたけん、民主制でいいかってたって、自分の町は、自分の町で、自主的に腹切れないかんですから。

できたらそういう意味ですすね、ご意見は聞きたいけども、外部の新聞広告ですてすね、やるんならば、むしろ、今日こういう議会でこういうご意見があったので、ぜひ、そういう外部性ということをやっとるけど、いや、おれは外部じゃないかと。

そういう意味、で識者3人はすすね、徳島県のシンクタンクの理事長であります。1人は本町出身の大学教授をし、大学経営に詳しく、ご存知だと思いますけども、旧赤松出身の大学の教授もした人であります。もう1人の方は、行政の省にあたって南部県民局長、これはまあ商工振興とかいろんな関係。あと町内から、任意といたしましては、旧由岐町、旧由岐町というのにこだわったんではないんですが、四宮治義さん。これは、防災面からのご見解。小林さんという女性の方は、交流文化の側面。ベンチャービジネス経営者としては、岡本さんという産業系代表。また、「JAかいふ」の本店の経営管理にあたり、現「JAかいふ」代表の山下さん、これはまあ合理化やってきた人、農業面。それから、石本っていう金融機関。川西さんという女性代表で、これは由岐の方、女性。山下さんという福祉の具体的な実務やってる。まあ一応、こういう方あります。

これが、すべて「美波町の組織機構の見直し」について、十全の知識ある方だとは思っておりませんけれども。しかし、たいへん失礼けれども、そういう分野からの、非常に見識あるご見解を問うております。決して、これについては、案、諮問素案をもって臨んでおりません。フリーに言っていたいております。

非常に厳しいお話をしてくれました。やっぱり、せっかく続いてきた美波町をするためには、例えばすすね、今言うたらんけども、建設課とか産業課というのは同じような技術系の部分については、どないか一緒にならんかとか。あるいは病院というのも、これは、あっちもこっちも欲しいだろうけども、今病院建てたって、医者無いはどないするんだとか。非常に建設的な、決して遜色のない委員であったと。わたくしも、終日聞かせていただいております。

なお、こういうことはご承知の上で、北山委員のご意見であろうと思いますが、ぜひまたこの委員会の中にですね、いやあもう人の推薦でなしに、わしが。ひとつ呼んでくれと、見解述べるということがあればですね、ぜひ、わたくしの方から会長に申し上げて、優秀なご見識をご披露願いたくも存じているところでございます。

ぜひひとつ、長くなりましたけども。ぜひ、皆わたしの気持ちをね。人に言われて、財政の中をやられて、再建団体になられて、そんなことでなしに、できることなら話し合いでこう、上手くこう生き長らえていきたいなああと。こういう気持ちでおるんです。ですから、この際はせいぜい外部意識で一生懸命、あのうやっておるところで、どうぞひとつ、長くなりましたけど、長いご質問に、長いご答弁でたいへん恐縮なんです。が、あ、いや、失礼しました。あのう、よろしくご理解を賜りたいと思います。

議 長

北山議員。

1 6 番 議員

本当に長い答弁でありました。が、あのう最初の、町長が決めたのだからと、いかにもわたしが決めたんだから最良だというようなニュアンスの、なんか言い方だったんかなあというような感じがいたしました。町長は、ちょっとやっぱり、わたしの質問を理解されてないように思います。

わたしは、その外部の委員さんの公募っていうのは、町政への町民の参画の推進という観点から、町民からの公募枠、これをやった方がいいんじゃないかと。そういうことを提案しておるわけなんです。外部のもんには町の中を混ぜ繰られるというような、まあこれ言葉、語弊がありますけども、そういう意味ではなく、やはりあの、町民が町政に参画をしている、午前中にも同僚議員からも、そういう意見があったように思います。

これからは、まあ、これ最後のことになりますんで、もう終わりになりますけど、やはり町長ももう少し柔軟に考えていただいて、今後内容については、また、機会あるごとに議論をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。これでわたしの一般質問は終わります。

議 長

(時に 1 1 時 5 9 分)

(時に 1 2 時 5 9 分)

議 長

一般質問を再開いたします。通告 4 番 山本議員の一般質問を許可いたします。山本議員。

10番議員 10番 山本。大きく分けて3点質したいと思います。

まず、1点めに合併構想案について。この問題については、水面下ではいろいろ議論されていたと思いますが、「青天の霹靂」とでもいうか、正直急に浮上してきた感があり、隣町のことと考えていたが、平成17年4月1日から合併新法が施行され、市町村合併は、分権形成社会における地域の総合的な行政主体の形成において、最も効果的な手段であり、財政難への対応策といった視点だけでなしに、地域が有する特性や、資源を最大限に活用した戦略的な視点が必要であるといわれており、未合併14市町村を構想対象市町村と位置付け、新法の期限を平成22年3月31日までとする方針を策定している。

先般、総務産業建設委員会でも説明をいただきましたが、改めて不透明なところもありますので、お聞きしたいと思います。

まず、はじめに簡潔に申し上げたいと思います。この案、あくまでも案ではございますが、海部郡3町合併案に対して、町のトップとして、どのような見解を持っており、なおかつ今後、この案についてどのように取り組んでいながら、住民の意見・考えをどのような形で集約していくのか。

また、必要に応じては住民アンケート等の実施を考えていき、数値的なものも示すことが必要となってくると、ではないかという点と。

最後に、これからの美波町はどうあるべきかというトータル的なビジョンも併せて伺いたいと思います。

なお、提案説明によりますと、総務委員会後、県審議会会長から町長に意見を求められているとのことですが、構想対象市町村の組み合わせを検討する上で、その相手先となる「美波町・海陽町を構想対象市町村と位置付ける」と、但し書きがありながら、案ができるまで意見聴取がなく、今となって意見を聞くとは、審議会の落ち度であり、自主的な合併と言いながら、勧告等もあるという締め付けであり、戦略的な構想が求められています。取り組み方により、町を大きく左右する。まさに決断の時であり、先ほどの答弁でも、午前中の答弁でも、町民との対話を持つということではありますが、町民的議論を踏まえながら、「先見の明」をもっての判断を仰ぎたいと思います。

次、大きく分けての2点めでございます。

救急搬送員について。このことについては、決議こそしていないが、決定事項との認識を持っており、一転、業務継続ということで、わたくし自身もこの問題の答弁もいただいており、実に不本意であり、空手形をもらったようなものです。結果として検証するなら、もう少し議会でも議論の場が欲しかったようで、拙速、見切り発車的であったのではないかと云わざるを得ないでしょう。しかし、闊達に考えて、搬送班として継続運営するのであれば、次の点について伺いたい。

まず、はじめに、議案にも上程されていますが、現在まで「救急搬送班」として運営してきたのに、まだ、完全に消防署に全面完全移行していない時点で「救急」を削除して「搬送班」とする目的、いわゆる意図・意義についてお聞きしたいと思います。提案説明でも述べられていますが、より詳しく聞きたい。

次に、「搬送班」であるがため、救急処置ができないとのことで、あってはならないことですが、運営者として、懸念しなくてはならないのは、救急措置賠償責任等問題が発生した時の法的な対応策をどのように考えているのか。

また、高規格道路一部供用開始後、由岐地区からの消防署への出勤要請は何件あったのか。

それと、もう1点伺いたいのは、最近のデータとして、救急搬送班の出勤回数を昼・夜に分けると、どれぐらいの比率になっているのかを聞き、最後に「運用規則」9条の「重傷者の扱い」の項に「傷病者が重症であってかつ搬送することにより、傷病の程度を悪化させ、また、生命に重大な影響を及ぼす恐れがあると認める時は、医師の往診を待って、その結果により措置しなければならない」と明記されているが、病気でなく事故等の緊急時はそれでよいのか。どのように解釈したらよいのか。

以上の項目にわたり、伺いたいと思います。

次に、大きく分けての3点め、観光行政について。本町は「観光の町」として、自他共に認めるところですが、また、体験型観光も順調に進んでいるとのことですが、日和佐地区には年間100万人近い観光客があり、八十八ヶ所札所薬王寺・うみがめ等もあり、県南観光の拠点として位置付けているところでは。

これからの観光の町美波町としての先駆的な取り組みとして、講座等を開講して、町の歴史、観光を学び、「観光ガイドボランティア」として登録していただいて、団体客・その他イベント等に、要請があれば「観光ガイドボランティア」として動いていただき、観光の町として、あるいは団塊世代対策の一環として、観光協会等にも協力をいただきながら、将来的には公的な観光施設の運営にも携わっていただいても良いのではないかという点と。現に以前「ねんりんピック」等に取り組み、活動していただいて、好評と聞いており、取り組んではどうですかという提案でございます。

次に、最近四国八十八ヶ所遍路ブームということで、本町でも巡礼者は多く、また、世界遺産登録に向けての取り組みとして、四国4県が協力しているところであり、最近では本町におきましても、バスツアー団体客が体験遍路として、北河内・大戸地区あたりで下車して、23番札所まで歩いての遍路体験を行っており、その際に、まだ国道55号線一の坂トンネル付近からレストラン海賊丸付近までの間、これは歩道計画があ

りながら、一部まだ未整備部分があり、非常に危険な状態であり、今後交通量は減ることは承知であるが、体験遍路もあるということ踏まえて、遺産登録への取り組みとして、歩道整備は四国4県の課題となっており、せめて、本町の札所近辺だけでも、そういう取り組みを示すことにより、本町の観光に対する姿勢のイメージアップにもつながり、何にも勝る「もてなしの心」が生まれてくるのではないかと。我々もそういう視点に立って取り組んでいるところでございますが、なおいっその取り組みを行政共々、関係機関に働きかけることを提案しているところで。この点についても、併せてお聞きしたいと思っております。

長 町長。

長 山本議員のご質問について、自席からお答えさせていただきます。

まず、海部郡3町合併案に対して、町のトップとして、どのような見解を持っているのかについてでございます。県におかれましては、この前も委員会でご説明申し上げましたとおり、平成の大合併で未合併である県内の14市町村の再編構想づくりを進めておりますところの「徳島県市町村合併推進審議会」の第7回めの会合が、去る国交省のように5月31日に開催されまして、事務局から素案として、東部圏域・南部圏域の町村合併パターンの素案が示されたところでございます。

その中で、南部圏域では未合併である町は、牟岐町だけでございました。であります、牟岐町の関係から、隣接の海陽町と当美波町との海部郡3町の合併案が示されたところでございます。まあ、当町にいたしますと、旧町の合併は、旧由岐と日和佐、牟岐と脱落した経過がございますが、その後1年前に合併しまして、一生懸命、目下町民挙げて、いろいろと一体的・総体的な取り組みをしている最中でありまして。まあ、そういう時にこの案が示されたのであります。

また、加えまして、その審議会の会長からですね、町長宛に、この3町の枠組みについての見解を文書で求められ、回答を迫られているところでもございます。それも要式行為がございまして、わたくしがお答えしなければならぬのは、5つありまして、選択肢が。「適当である」「おおむね適当である」「どちらかというとな適当でない」「適当でない」「その他」という内容でございまして、それぞれについて、回答する場合は、理由を付して回答を求められているところでございます。

そこで、今ご質問の、長として、どのような見解を持っているかについてでございますが、これは極めて重要な判断を迫られているものと、心から思っております。わたくしは、そこで、今回の合併構想について、わたくしは、まずは住民がどのように、現在、そして将来を考えていらっしゃるのか。同様に、住民の代表でございます議会の諸議員におかれども、どのようにご理解、あるいは将来の展望をお持ちであるのか。その双方の意思を充分に取り違えることのないように、これは真剣に考え

ておこなきゃあならない、考える必要がある、とこういうふうに存知、その意思を尊重して、その求められている回答をいたしたいと考えております。

で、そこで、現在は、知事に答申すべき審議会が独自の案、考え方として広く県民に東部と南部についての合併素案について、いわゆる「パブリックコメント」なるものを求めている最中でございますし、また、県民がこの圏域についての意見を述べる方法は、審議会に対しては、この方法によってしか、意見表明ができないということに相成っていることだと思っております。そこで、わたくしは、今ご質問にお答えして、「パブリックコメント」を求めている最中の時に、わたくしもその中の一員でありたかったんだけど、別途首長については意見求められてる。

しかし、一般の県民の方々、郡民の方々、町民の方々、今応募してる段階です、わたくしが言いますことは、いわゆるまあ、わたしごときものの発言が、どうこう影響与えるものではないと思っておりますけれども、ただ、素案について影響があってはいけないなあと。こう思っておりますので、結論的に申し上げますと、わたくしは、町民のご意向、そしてその代表である議員の先生方の意向、現在、そして将来を眺めた双方の意見に則って、それを背中に背負ってしか、この件に関する見解は出せない、自らをそういうふうに存じております。

したがって、くどいですが、「パブリックコメント」を今まだ募集中、応募中でございますので、もう、どうせ少しの期間でございますが、この場で言いますと、まあ僭越ながら影響あってはいけないということで、今日この席でのご答弁はですね、差し控えたいなあと存じておるところでございます。声高らかとして町の将来を思い、現状を思っている山本議員の合併素案に対する一定のお考え方もあろうかと思うんですが、お尋ね、こちらからするわけにもいきませんが、さで、山本議員はどのようにお考えなのか承りたいところでございますが、このやり取りを通じて、まあそこらはまた、斟酌して頭にしたいと思っております。1問についてはそうでございます。

次に、住民の意見、考え方を、審議会は「パブリックコメント」を求めているんだけど、どういうふうに町として集約していくんだというお尋ねであったと思っております。現在はですね、知事が諮問している審議会のことでございますので、審議しよる最中で「パブリックコメント」を広く求めておる最中に、美波町はどうするっていうことを、その意見をですね、まあ、集約するのも、審議会の段階でもありますので、まあそこはちょっと遠慮して、実施しないほうが良いと考えております。

但し、県の当審議会は、仄聞するところによりますと、7月中か、遅くとも8月ぐらいまでには、この合併素案に対して、審議会として審議した結果を、知事に報告すると聞かされております。で、その報告を受け

た知事は、おそらく新法に基づく合併推進対策本部なるものをお作りになって、そこで議員お話にありましたように、勧告権で勧告するのか、あるいは報告にとどめて、各市町村の未合併市町村に対して、誘導行政的になさるのか。こういうようなことがなされるだろうと思います。

その段階で、審議会以後、答申を受けた知事が、その本部として、どのように審議会の意見を忖度をして、関係市町村にどのように来るか、その前で、いちばん大事な意見集約をしなければならないと考えております。

その方法は、お話のようにアンケートによる方法もあるでしょうし、かねがね言っておるように、住民の意思というのは、住民投票条例でもつくって聞くかとか、いろんな住民のお心をサーベイする方法があるかと思えます。その時点で、住民の意見を集約することに相成るだろうと思うし、わたくしはそうすべきだと考えているところでございます。

最後に合併のことに関連して、美波町、これからの美波町について、どのようなヴィジョンを持っているかというようなことでございますけれども。これだけですね、激しい変化が続いている政治経済情勢の中、特に何よりも、制度の変化よりも、そこに住んでる人たちの、住民のその人口の動態、家庭の家族構成の動態、こういう住んでる人たちの変化がですね、制度の変革も激しいことながら、いわゆる少子高齢化の、先ほどもやり取りの中でお示ししましたように、子どもが少なくて、高齢化が多くなって、独り者の人口がたった1年、たった3年で、先ほどのお答えのような、激変が起こっております。そういう中で、これだけその増大しておる少子高齢化に伴って、医療費をどうする、お年寄りをどうやって支えていくんだと、介護をどうやっていくんだと。まあ、少なくとも生まれてきた子どもを、どうやって安全に出産させて、どのようにして大きくして、就学、義務教育の就学、そして卒業させるのかと。

こういうような町村長として、最低限度のサービスを提供するには、実は海部郡3町の枠組みではなかなか3町ともがですね、それを支える行財政、財政力つまり財源、それが恵まれてない3町が、とてもおそらくこのことについては対応しにくいなあと。まして、その新法はですね、財政援助の伴わない、得点の伴わない、その14市町村加えて海部については当町と海陽町が入るわけですが、16町村力を問われとんですが、その中でも示された合併素案というのは、ひじょうにまあ厳しいものがあると。これは、まだ別に見解じゃないんです。

そういうことから、そこで、財政援助が無く、地方交付税の唯一の財源であることが、見直しが進んでいくと、こういうような中で、その激しい人口減少と高齢化と独り者が増えると。よって、財政事情が、それを支えていけないと。そういうことから考えると。その時に自主的に自立できる、今度の法律は前のように特例財政援助は無いし、普通交付税の

その算定の特例も講じないと。とにかく、その16町村について、自分が、自分の町の現状の上に立って、将来を見据えて自主的に自立できるという法律の枠組みであると。議員はそこは、自主自立といいながら、実は県の方から、ボンと示されたと。極めて「青天の霹靂」だと言いますが、わたくしはそれ以上の、雷以上のものを感じておるのであります、そういう点ではひじょうに同感であります。

そこで、じゃあそういう枠組みがあるんだけども、とりあえず、美波町について、どのような地域を作っていくんだと。どういう枠組みになるかもしれないにしても、この2町の140平方キロの中で今、8,300人の人間がどう、そのビジョンはどうかっていうんで、ひじょうにこの先ほども、総合審議会、「総合計画」を立てるときに、10年というのは立てにくくなってきたと。絵に餅を描くんでなくて、せめてどういいう変化があっても食える餅を。餅に絵を描くぐらいの現実的なものをするというようなお話がありましたように、実はビジョンは持たないわけではありません。いや、持たなければならぬと考えております。

ただ、ビジョンがあっても、そのビジョンを具体的に、どうやってやっていくのかというその手続きを経て、住民が1年経って、年経って、目に見える成果、定着する定住していく条件の具体的な、少しでもが近寄るようなものでなかったらいかん。しかし、そういうものの無いビジョンというのは、単なるビジョンであると。

そこで、ビジョンは言いにくいんですけども、当面はですね、当面はビジョンは持たないわけではありませんし、ビジョンは持たなければなりません、当面わたくしは、揺れ動いている枠組みもありますけれども、町民と行政一体となって、今の美波町で、今まで続けてきた事務と事業とについて、厳選な、住民とともどもになってですね、理解のもとに「選択と集中」を図りながら、生き残っていくためには、どういうふうにしたらいいかと。

今の枠組みの中で抽象的に言えば、小さい町であっても、存在感のある、この美波町でありたいと。具体的に言うと、先ほどから言いましたように、無いものねだりをしてもしょうがないんで、知恵と工夫によって、すなわち存在感のある地域づくりとは、その地域資源を生かした、豊かで、安全で安心な暮らしのできる町というのが、まあ言うたらビジョン。「自然系を生かした産業興し」をしていくということがビジョンであって、その地域づくりに一生懸命に取り組むことが、当面重要であろうかと思っております。抽象的ですけども、非常に激変の激しい中でのビジョンは、そういうことであります。

そのためには、やはり、くどいですが、今までの事業、事務・事業について何をさらに伸ばし、何については辛抱しあうかという選択が大事だと思っております。

それで、合併についても、考え方はそのように考えておるところで、その中で、もう一つ誤解を避けとかなきゃいけませんことは、決して海部3町がばらばらになるとか、あるいはばらばらにすべきだという議論に立つものではないです。

海部3町及び那賀町につきましては、危機管理行政の消防行政については、4町で枠組みを組んで、町村長の仕事を協働して処理しておるところでございますし、あるいはゴミ処理の問題にしても、3町が仲良くやってきておるところであります。この3町が取り組んでいる、このゴミにしてもですね、施設が老朽化して、この際合併が示されたから、3町が袂を分かつというには、なかなかその袂を、意見を異にするような代物ではないという財政事情も、これ抱えております。つまり、ゴミの問題であります。施設の問題であります。老朽化の問題であります。

次に、福祉関係につきましては、老人ホームというのは、牟岐町に所在するのを3町で運営管理をしてるところでございます。これに対する一般会計からの繰出し負担も、容易ならざるものがあります。これにつきましては、また、行政改革の観点から、当町では入所者が少ないから、入所者対費用負担という観点からするならば、とても払えないと。まあ言わば、この組合から脱退したいぐらいの、というようなご意見もあるぐらい、改革を要する地点もあります。しかし、それとて、決してその入所者割ともいかないと。人口がどんどん減っていきよるから、人口割でしょうということになってきますと、具体的には、入ってる人は、住民で何人かなんだけども、人口割でスタートをしておると。途中、自分が費用対効果の関係から、とてもできないからと。こういう点もなかなか難しい問題がある。

もう1点は、特別養護老人ホーム。海陽町に所在します。これも大きい施設を抱えてですね、やっておるところで。これも3町がですね、町単独ではできない。かつては6町でございましたけども、それぞれが一緒にやろうということで、確かに、その時点での経済情勢、あるいは町の財政状況を勘案して、海部6町は一蓮托生のもとに運命をしてきたんですが。

ただ、そういう郷愁だけでこれからはやっていけるかと考えますと、なかなか、今先生ご承知のとおり、財政力、財布があかんと。3町合併してもですね、標準財政規模が100億少々であります。普通会計ベースでの借金残高が150億ぐらいであります。その交際費、これはまた大きいものがございます。3町合わせましても、財政力支出は、0.25越えることはありません。で、誤解を解くために、今、説明を加えているところでございますが、その3町が仲良くやったとしても、徳島県の16町村の適正的な市町村の姿となってくると、この審議会に答申されておる案は、しみじみと県民の一人として、徳島県のこの合併素案を

考えた時に、人口80万を割ろうとしている時に、東部においては40万都市であることが一つ案。2番めの案として、東部のパターンとして35万程度、3番めの案として、30万程度。つまり、80万を割るところで市町村制が展開される中で、巨大都市が一つあると。あと、ひじょうに議論があります。

で、すでに意見表明しておる所では、板野が一本になってない。板野はですね。例えば北島町は、人口は非常に大きゅうございます。藍住も石井もそうでございますが、石井町なんかは、合併はする必要はないと考えておるところです。牟岐町は3町が賛成であると。14町村には、聞かれてるところでございます。

長くなりましたけども、そういう中で海部郡の3町を、そしたら、3町が仲良くやったとしても、徳島県下の均衡ある合併構想であるかっていったら。県道をうまく、道州制の議論はまあ、置いといたとしても。どうなるかと申しますと、展望します時に、海部3町が2万5千と書いてありますが、今すでに、はや、24,347人なんですね。それくらい激変で人口が動きよる時に、せめて10年か15年ぐらいは安定した規模が望ましい。

しかし、もう一つ、総務省から言われてる視点が、もう一つあると思います。それは、概ねですね、人口10万程度ですね、人口のパターンていうのが、この南部においてもそういう枠組みが、不可能ではない。そういう案が、なぜ東部のようなご議論が、できないのだろうか。こういうふうにしてるところでございます。3町がばらばらして、どっかだけがどうこうでなくて、ただ、そういうことを、これは県民の立場として思うことであります。

長くなりましたが、そういうようなことも、揺れ動いておりまして、これがしかも、平成22年3月31日までの自主自立の道だといわれております。いずれにしても、決断を求められるところであります。わたくしも、あと1週間後には、答弁しなきゃならないんですが、そういう私見は、持っておりますも、これはいつにかかって、町民がどのようにお考えなのか。そして、その上に立って、町民は個々のご見解ですが、それをまとめるお立場で、由岐町、あるいは旧日和佐町の、合併して美波町を生んだ、ここに素晴らしい議員の先輩方もおいでる。その人たちのご意見も踏まえてでしか、わたくしの意見は表明すべきでないし、それを表明することが、今与えられた美波町長の責務と思っております。

したがって、できたら、ここで逆に山本議員に、山本議員におかれは、この3町合併案については、どのようにお考えなのか。今日お一人でも、ここで表明していただけたら、ごっつい、わたくしも一つの参考になろうかと思っております。つまり、町長がどのように考えるかなくて、議員とか住民がどう考えているんだと。わたしの支持者でない

人でも含めて、こう思ってるらしいということをごすね、ぜひ。
この議会というのは、形式的で、予めの質問と予めの答弁がわかっていて進むのではなくて、この問題とか医療の問題というのは、心から叫び合って、本当に住民のご意向をごすね、しかも、今の意向じゃいかんの
ごすね、今はお隣りみんな元気でやっておると。10年後どうなるのっていった時、自分がおらんかもわからんし、隣りもおらんかもわからん。その時にこの町をどうやって続けるのっていう、将来の視点に、遠方の視点に立って、ぜひ考えて。わたくしはまあ、見解は言わんと言いながら、まあそんな見解を持っておるんです。

で、具体的な返事は、1・2・3・4・5のうちどこを選ぶかについてはごすね、皆さん方のご指導のもとでやっていきたい。長くなりました。これ大事なことでごすね、できましたら、まだ「パブリックコメント」もごすね、県下ではようけ無いと思っておりますので、ぜひひとつ、先生方におかれても、わたしどももやっておるつもりでごすね、あと4、5日したら、どれか1・2・3・4・5と、こう思っとなごすね、少なくとも、今言えることでは、「適当だとは思にくい」とは思っております。以上でごすね。

議 支
支 所

長 支所長。

わたくしからは、救急搬送班に関する5点についてご答弁をさせていただきます。

1点めの「救急搬送班を救急班に名称を変更した意図・意義は何か」について でございます。このことにつきましては、定例会初日に町長から、諸般の報告あるいは提案理由で申し上げましたとおり、地域高規格道路の開通に伴い、由岐地区が海部消防組合の業務範囲となりました。今までは、救急業務の補完という位置付けで業務を行ってまいりましたが、今後は地方自治法第2条第2項の定めの中で、福祉施策の一事務として搬送業務を存続することとし、このことから美波町では、消防組合による救急搬送業務と、町による搬送業務が並立し、その選択は住民の判断に拠ることになりますので、消防組合の救急搬送業務と町単独の搬送業務の区分を、表現上からも明確にし、住民各位にご認識を深めていただくことにあります。

2点めの「賠償責任問題発生時の対応はどうしていくのか」について でございます。前段でも申し上げましたとおり、町の事務として搬送業務を行うことになりますので、消防法に基づく救急搬送業務ではなく、いわゆるメディカルコントロールはできません。このことから賠償責任問題が発生することは考えづらいのですが、山本議員ご指摘のような事態も起こり得る可能性も否めません。

万が一そのような事態が発生した場合は、搬送業務に対し、医療損害保証的な保険制度はございませんが、そのケ - ス毎に判断をせざるを得な

いと考えております。

3点めの「高規格道路供用開始後、由岐地区から消防署への出動要請は何件あったのか」についてでございます。高規格道路の供用が開始された5月12日～6月27日現在で、2件の要請がございました。高規格道路開通から5月31日までは、消防組合では119番の通報があれば、消防組合かあるいは搬送班かの希望を聞き、出動することにいたしておりました。

6月からは、119番通報があれば、消防組合から出動することになっておりますが、要請2件の状況は、携帯による119番通報が1件、固定電話から1件でしたが、携帯からの通報は搬送班を希望するものであったことから、搬送班が出動し、固定電話からの通報についても搬送班への要請でしたが、搬送班が出動中であったことから、消防組合に転送され、消防組合が出動したという状況でございます。

4点めの「救急搬送班の出動回数の昼・夜の割合はどうなっているのか」についてでございます。早朝・昼間・夜間に区分させていただき、18年度の実績で申し上げます。出動件数は、173件ございました。早朝0時から8時までです、これが30件、全体の割合で、17.34%。昼間、これは8時から17時、114件 65.90%。夜間、これは17時から24時まで、これが、29件 16.76%となっており、早朝・夜間を合わせて約35%の割合となっております。

5点め「運用規則第9条については、医師の往診を待っての措置となるが、緊急時にそれでよいのか」ということでございます。

山本議員のご質問のとおり、運用規則で重症者の取り扱いについて定めておりますが、発足以来この措置をとったことは、皆無に近い状態で現在に至っております。

ただ、現在までに自損行為の時にこの措置をとったことがあります。現場では様々な状況に接しますが、申し上げましたとおり、特異の状況を除いては病院へ搬送することになりますので、迅速な搬送が行えるものと考えております。

以上でご答弁とさせていただきます。

議長
産業振興課長

産業振興課長。

3点めの、「観光ガイドボランティア」を養成してはどうかという点について、お答えをいたしたいと思っております。美波町町内の豊かな自然・史跡、あるいは歴史的建造物の案内や説明などを、ボランティア活動の一環で取り組んだらどうかというようなご提案ということで受け止めておるわけでございますが、このような活動を行うためには、自発的・献身的な姿勢を継続することが、たいへん重要になるかと思っております。

県内でも、うだつの町並み・徳島城の博物館・それから阿波十郎兵衛屋敷などですね、こういった施設で現在行っております。まあ、各施設

ごとにですね、まあ実施しているケースが多いようでございます。
本町の観光施設の中で、所有者あるいは管理者がですね、ボランティア活動での観光ガイドを望んでいるか、あるいはこれらの活動にご理解が得られるのかどうか。まあ、そういった意見をですね、伺いながら、今後、まあ判断してまいりたいと思います。以上でございます。

議 長
建設課長

建設課長。
観光行政について 2の「世界遺産四国八十八カ所の取り組みの一環として国道55号線の歩道整備を」また「バスツアー団体客の体験遍路の対応策として、北河内地区での歩道整備を関係機関に要望してはどうか」について、お答えいたします。

国道の歩道整備については、現在、奥河内地区で整備が進められております。北河内地区においては、日和佐道路が全線供用になれば、ほとんどが新しい道路を通行すると予測されますので、日和佐道路を早く全線つなげることに、予算を重点化すると聞いておりますが、余り大きくない予算で、安全が確保できるのであれば、創意工夫して対応してくれるものと考えており、費用対効果の面で有効なものについては、その都度要望してまいります。以上でございます。

議 長
10番議員

山本議員。
自席から再問に移りたいと思います、失礼いたしまして。
先ほど、まあ町長に合併構想案に対して質問いたしましたところ、まあ町長の言葉というのは、今の時点ではいろいろ責任も重く、まあ町長が今判断するののも一つの方法であるとも、わたくし自身も思いますが、まあ町長自身そういうふうに思っておるのであれば、まあ住民の意見を聞きながら、判断するとのことですので、その意見、考えを尊重したいと思います。

それとまあ、わたくし自身の意見を考えを述べということであるのですが、まあわたくし3町合併問題に対しては、結論から言って、まあ「否定」です。美波町として発足いたしまして、まだ1年が過ぎた時点で、まだ町の計画が実行へと、まだまだ遅々進められておる中で、また3町合併となると、とても対処できていかなくなると思います。

また、将来的には道州制と言われ、県無くして、市に大きく権限移譲をしていこうとする中で、今3町合併をしても、将来、また隣接市町と合併となると、なるのではないかと、まあそうせざるを得なくなるでしょう。また、平成の合併で、よかったと言える自治体が少ない中で、合併疲れと言いますか、御家、町の事情もあり、今のままでもう少し辛抱しており、なおいっそうの、まあ行革にも取り組み、税収増が見込めない中で、基本的な「出づを制す」といって、いかに支出を減らすかにかかっており、町全体で、そのような意識改革をして取り組んでいかななくては、合併も補助金の取り合いでは、とても成り立っていかないと、わたくし自

身は考える次第でございます。

次に、救急搬送員について。問1は、まあ結論から言って、救急業務の趣旨区分を明確にするのはわかりますが、利用者側の視点からは、救命措置のできない搬送班でなく、メディカルコントロール体制のついた救急車を利用しなさいという意図の下かなということですよ。

町長提案説明でも、救急搬のことに言っておりましたが、年度毎に検証するとのことでございますが、専門部会等も設けて検証するべきであり、現に5分余りで由岐町まで行ける。わたくしの家より近く、昼時間に帰れるような距離であるんで、『集中改革プラン』と掲げている中で当然のことであり、まあ言えることは、特にこの職員6人も、どのように配置していくとかいうことの、その辺の環境整備をまず取り組んでいき、「搬送班の問題は避ける」でなしに、一つの節目として、合併後の調整が、いかに難しいかという教訓を与えてくれた一例であり、「災いを転じて福と成す」ということわざがございますが、この機会におおいに議論をし、継続的に取り組む問題であり、一地域の問題でなしに、美波町全体の問題として捉えていくべきであり、是々非々の立場から意見を提言いたします。先ほども言いましたが、この6人も職員の配置ということをごどのように考えておるといようなところも、ちょっと再度お聞きしたいと思います。

そしてこのまあ、先ほどのアンケートの数値で、夜の出動のことにもついて聞いたんですが、まあかなりあるということで。わたくし自身は夜の出動はあまり少ないのであれば、日勤とかいう方法もとっていった方が、ええんではないかというような考えを持っております。

「観光ガイドボランティア」については、まあいろいろそういうふうに答弁をいただきましたので、よろしく関係機関に働きかけていただき、我々自身も協力しながらやっていきたいと思っております。

議 副 町 長 山本議員、答弁誰にお願いしますか。町長。副町長。
救急搬送班につきましては、まあ今後搬送班のあり方については、各年度毎に検証を加えて、やっていきたいという考えであります。その検証時にもですね、まあ住民の声を入れながらですね、検証は進めていきたい。現在、6名の搬送員がですね、そのままおるわけでございますが、検証を加えることによって、これが若干でも減るといことであればですね、減る方法を今度選択した場合ですね、それについては、美波町の職員でございますので、適時適材適所に、配置はしていこうというようには、基本的には考えております。以上でございます。

議 長 ほんで、答弁もれはありませんか。以上で山本議員の一般質問は終了いたしました。続いて、通告5番 13番 笹田議員の一般質問を許可いたします。

13番議員 わたしから、1, 2, 3と一般質問させていただきます。

まず、由岐大西線の道路改良整備事業について。由岐大西線の道路改良予算が、毎年減少し、継続な着工が危ぶまれている。昨年は、地域高規格の由岐インターや日和佐小野線の由岐坂工事費に回されたと聞かすが、また、日和佐小野線の由岐坂改良工事と共に、県との今後の予算獲得はどのようなになっているのか。ご答弁願います。

それと、2番めの日和佐小学校校舎改築工事について。これは同僚議員からも重複した質問が出ておりますが、わたしからも、違った方向からも、質問させていただきます。主に校舎改築工事について質問したいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

1番めには、今年度から建築準備に入っていると思いますが、校舎はどのような構造計画をしているのか。例えば、鉄筋コンクリート建築か、また、木造建築か。

2番めの体育館は鉄骨建築か、また、木造建築か。まず、どのような耐久性の良い構造物を計画しているのか。

3点めには、工事の下請け作業に、地元業者の雇用確保を条件に、部分的にでも契約できないのか。また、関連質問として、組み入れさせていただきたいと思っております。

4番めには、建築準備に入っている段階で、これ先ほどの1番に入れたいんだっただけですけれども、設計業者の入札について、どのような入札方法を採用するのか。例えば、競争入札か、指名入札か。その業者の選定するのかどうか。また、一定の基準価格での落札を決めるのかどうか。以上ご答弁願います。

この3点めも、山本議員にも、町長さんから海部郡3町合併について詳しいお話が、答弁がございましたけれども、町長は今、答申を受ける段階で、町民にアンケートを出しているのも、もう少し答弁を控えさせていただきたいということですが、わたしは、あえてもういっぺん言いたいと思っております。県より海部郡3町での合併の答申を迫られているが、財政状況を考えても、合併はいかなものか。将来的に見て、阿南周辺を含めた大きな枠組みを取るのか。町長の最終判断はどうするかということをございます。まあこれは、町長の答弁は最後にいただけると思いますが、まず、最初にわたしの論理を述べさせていただきます。

美波町は、旧由岐町と日和佐町が難産の末に合併し、新しく誕生したばかりで、1年ほやほやである。今回の徳島県の提案は、美波町・海陽町が、それぞれ合併議論を行っている時に提案があれば、もっと議論できたはずだ。この前の合併議論の最後は、由岐町・日和佐町・牟岐町合わせた、人口14,200人足らずの合併を進めておきながら、県は海部郡3町合併を今回進めてきている。平成27年には、人口22,500人足らずになります。特にそうした指導をしないで、合併した途端に、これは小規模すぎるといふのは、いかなものか。当時わかって

いたはずでございます。

今度の海部郡3町での、現在の財政状況を考えても、合併は困難です。町民は理解に苦しみます。たとえ、海部郡全体を1つの町にまとめても、14,000人の人口が、25,000足らずの人口になるだけで、それがどうしたということか。平成27年には24,000にすぐになります。県がいう1つの町にするには、まず、美波町から、それが大事なんです。美波町から海陽町までの道路網の整備、中核となる病院の確立、公共交通機関の整備なども含めて、地域が一体となるようにすべきであり、住民としては、今から美波町の中身を充実していこうと歩き始めたばかりであります。しばらくは、この町を良くしていくために、住民が今こそ力を合わせるべき時と考えてはどうですか。

将来的には、海部郡だけでなく阿南周辺と一緒にする方向で、今後の課題として議論を重ね、検討すべきであると思います。現在、県は阿南周辺との合併構想を発表しておりません。なぜ、やらないのか。県のやり方はおかしい。そうした構想の無い中で、この美波町の町長に最終判断をどう下すのか。わたしは藤井町長の英断を、わたしは切にお願いするものでございます。先ほど同僚議員に、まあもう少し待てと、待つてほしいと言われておりましたけれども、わたしの今の要望等を踏まえてまた、心変わりしたんでないかとそう感じております。また、質問次にさせていただきます。

議
町

長
町長。

長 笹田議員のご質問に、自席からお許しを得て答弁させていただきます。海部郡3町の合併素案というのは、これは財政状況を考えても、あるいは旧法による合併の当時の状況を考えても、いかにも合併した途端の、苦労した暁にも関わらず小規模だということ。なぜ、今回あの当時の3町の合併でなく6町をと、こういうような質問であります。

この前段、山本議員にもお答えしましたとおり、この、これは見解じゃないんですが、解説、現状認識なんです。海部3町の枠組みで、これはいちばん大事に考えなきゃいかんのは、何よりもですね、その3町の合併とか東、部の合併でなしに、他ならぬ新法の合併の法律の、新法を進めてる総務大臣が基本方針を示しております。これは各議員にも、資料がお手元にあると思いますが、その基本方針とは何か。新法による合併は、生活圏域を踏まえた、行政区域の形成。生活圏域を踏まえた。より充実した行財政能力を有する圏域。そして、その県土の均衡なる発展につながる圏域。こういうことが新法の目指す所であります。で、それを誰から、でなくて自主自立で考えると、こういうことを基本方針にあります。

そこで、今笹田議員のおっしゃるように、なぜこの南部については、そういう考え方に立っても、同じようなご意見だろうと思います。このお

そらくご質問の笹田議員。実は、わたくしもその行財政能力を有すると。それからもう一つは、財政を豊かなとこと合併したいというんでなくて、何よりもこれからの少子高齢化を支えていく力を有するためには、その中の生活圏域、その中に住んでいる人達の生活の状態を、まず見るんが大事だと。

教育は、どういうところのサービス受けてるか。日常生活圏のショッピングは、どうしてるか。医療圏域がどうであるか。あるいは、いろんな業種があるけど、小さい町ではいろんな産業が成り立たない。建具屋があっても板金屋が無い。ある程度の広がりになりますと、一定の公務員採用するにしても、社会福祉士等資格職が要ると。小さい町では無い。大きい圏域の中ではいろんな人物がおいで。つまり、大きい広がりの中には、いろんな人材資源と。そういうことを活用しあうことによって行財政力を高め、地域の定着力を高めていくものだろうと考えております。

そういう視点に立って、今回の合併状況、合併の試案についての最終判断はと、こう言われとんですが、まあ、こういう現状認識に立ってる考え方を今申し上げました。あと4、5日もすれば、決断をしなきゃいけないんですが。先ほどの山本議員さんには、たいへん失礼になったんですが、わたくしの質問に、わたくしは適当でないというご意見もいただきました。ただ今は、笹田議員にはたいへん高邁な議論から、旧町での合併して、やっさもっさで苦労した経験議員として、そして、また、それを解決に向けて、美波町を生んだ産婆役の1人として、経験しただけにしかわからないご苦労を披瀝なりました。

そして、なおかつ、将来の医療圏域の問題、いろいろご意見がありましたんで。別に山本議員には答えられんと言って、今、ただ今の議員にはお答えするわけにもいきませんが、大体考え方としては、一口に言って総務大臣の基本方針にもありますように、今回新法に基づく徳島県下の合併素案については、少なくとも人口10万人程度の自治体への移行を前提とした組み合わせが、この少子高齢化の進む地域である、南部圏域にも、そういう合併パターンが示されても、おかしくは無いと感ずるところでございます。いずれにしても、最終的な判断は、住民とその代表である議員が、お考えになることと思っております。その両者の考え方を100%とは言えませんが、もうちょっと確証を得た上で、各議員それぞれのお考えが、吐露されていることが、充分頭の中にして、ひとつ返答したいと思います。

最後に、やっぱりこの地域を持続発展させるためには、小さい塊よりも、小さい塊よりも、絶対人口は減るにしても、多彩な産業構造を持ったり、多才な人物がおり、やはり、人口だけでなく、やっぱり相手への広がり、その時には、生活圏の実態、行き来の無い地域を一つの生活圏域、

あるいは合併の圏域に考えるのではなくて、今のモータリの進んだ状態の中で、どういうふうな教育のサービスを受けてるのか。高等教育は、どこでサービスを受けてるのか。医療のサービスは、どこで受けてるのか。日常は、どうしてるのって。カルチャーは、どこで求めているのかと。ま、そういうようなことを考える時に、いささか審議会の案につきましては、町長としては、まあいろいろ3町の枠組みもありますし、できれば、もっと広い県民の立場に立って、県下の市町村制という、適正な、お互いが競争し合える、競争し合える平等条件をこの際与えていただけるような、そういう圏域であってほしいなあと思っております。

見解は4, 5日の間に示したいと思っております。示す時には、交代する交代時には、こそっと交代するんでなくて、議員さん議会は閉会になった後でありまして、それは表明いたしたいと思っております。今はとにかく「パブリックコメント」を、今は求めている最中でありまして。その代表責任者として、先に言いますと、まあ影響は無いと思うんですけども、そのことが、人様に審議会に意見を求められている最中に、行政の責任ある立場の者が一定の方針を示すことは、かえって影響を避けたいなあと思う一心で、お答えを留保しておるところでありまして、頭の中にはおおよその見解を持っておるものでございます。その点ご理解賜りたいと思っております。ぜひ、当面は。

今後、じゃあ22年の3月31日までにこの案ができなかった場合は、今後10万都市とか、大きい広がり、いわゆる今地方自治法にある法律が無くても、市町村合併っていうのは、分合とか配置分合ということは、その合併の特別法が無くてもできる仕組みに、地方自治法上成されておるわけです。平成の合併の法律の根拠であった法律の無い時でも、それぞれの市町村が住民のとか、議会のご議論で新しい行政区域を生んでる例は全国あります。

いずれにしても、この県南の人口の絶対人口は、減るのはどこも減っております。それに悲しむマイナス思考だけでなく、ぜひ、存立可能なひとつことをですね、この法律は法律としてクリアしてもですね、ただ、勧告というきついものが出てきた段階では、先生方と共々に住民と共々に一定の覚悟ある行動を取らなければならないと思っております。しかし、この審議会の答申を受けた知事が、どういうふうなお立場で、なさるか。

我々は合併しなかったんではありません。一生懸命合併して、まだまだ一体化してる最中でありまして。苦労したわりに10,000に達しないという意味で、合併をしてない町との議論をするっていうことは、たいへんまあ、しにくい状況で、これは。長い答弁になりましたが、そういう認識であることをこの答弁には、そういう見解になるだろうということは、ひとつ想像に任せていただいて、ご了承賜りたい。

議 長 鈴木建設課長。
建設課長 由岐大西線の道路改良整備事業について でございます。予算が毎年減っているが、今後の見通しはどうなっているのか、についてお答えいたします。

県道由岐大西線については、阿部字西谷の、大井口バス停、通称ブレーキテストから、阿部展望台手前までについて、局部改良事業で、以前より継続して施行しておりますが、今年度は、阿部字西谷の山切と、阿部字大井の残土処理場を兼ねる盛立工事を、同時進行ができるよう要望しております。県も厳しい財政状況であります。当路線は阿部・伊座利への主要地方道であり、まだまだ要改良区間が多くございますが、当路線は優先度が高い現在の計画から順に整備を、本年度以降も引き続き要望して参ります。以上でございます。

議 長 丸岡教育次長。
教育次長 わたしの方からは、日和佐小学校の校舎の改築工事についてご答弁をさせていただきます。

まず、1番めの、どのような構造を計画しているのか、というふうなことでございますが、小学校の改築の設計業務につきましては、本定例議会の町長諸般の報告で申し上げましたように、プロポーザル方式によりまして、8業者に技術提案書の提出を要請しているところでございます。技術提案書の提出要請につきましては、発注者の方がどのような学校を建てたいのかという思いを伝える必要がございます。その思いを、基本構想という形で書面に示しまして、技術提案を求めているところでございますが、この基本構想につきましては、まずもって直接学校経営に携わっております現場の先生方の意見、保護者の要望、学校設置者でございます町当局の意見も伺いながら、とりまとめたものでございます。笹田議員おたずねの、施設の主体構造について でございますが、現時点で正式に決定はしてございません。ただ、設計業者から技術提案を求めるにあたりましては、どちらでもよいという叩き台の上では比較検討が難しいので、基本構想における校舎の構造につきましては「木造など」ということと、それと体育館につきましては「非木造(鉄骨造など)」という表現にとどめてございます。

そのようなことで、提出された技術提案書に基づきまして、各設計業者の方からヒアリングを行うこととしてございますが、例えば、新しい工法採用の提案でありますとか、周辺・異分野技術を暖用いたしました高度の検討・解析方法の提案でございますとか、更には工学的見地に基づきまして、複数の既存技術を統合化した提案等が示されることも、想定をいたしてございます。それぞれの提案に対しまして、総合的な評価・審査をいたしまして、業者を特定することとしてございます。

また、プロポーザルの実施要領の規定では、特定されました技術提案書

の内容に限定されることなく、設計業務の委託契約を締結することとしてございますし、プロポーザル方式自体が発注者と設計者との共同作業で業務を進めることを前提としてございますので、さまざまな観点を精査いたしまして、主体構造を決定することといたしております。

それと、2番めの工事の下請け作業に地元業者の雇用を条件に契約できないか、というふうなご質問でございますが、事業の進捗状況からいたしまして、時期早々ではございますが、現時点での考えにつきましてお答えをさせていただきたいと存じます。

議員ご指摘のとおり、日和佐小学校の改築は、美波町にとりまして、高額な事業費を要する大事業でございます。過疎高齢化の進行に歯止めをかけまして、少しでも地域経済の活性化の一助にしたいということは、誰しも思うところでございます。

ご承知のように工事の下請けにつきましては、建設工事の町の方の建設工事の「標準請負契約約款」に規定がございまして、請負契約に生ずる権利・義務を第三者に譲渡、承継させることは発注者の承諾を得ることを条件としてございます。

また、一括委任でありますとか、一括下請負の禁止ということで、工事を一括して、第三者に委任したり、請け負わせてはならないともしてございますように、でき上がります施設・構造物の品質や工期などに対応でき得る技術力とか、施行能力の見極めが必要でございます。

事業規模からいたしますと、工種についても多岐に渡るところでございますし、工事全体の工程計画とか、技術力・コスト等の諸条件も勘案せざるを得ないという部分が、多々あるかと考えております。

一般的な考え方といたしましては、入札時の特記仕様書に、地元業者への下請けなり、労務者の雇用を絶対条件として明記することは難しいと考えますが、「地元業者の活用・地元就労の促進に十分に配慮して下さい」との文言をつけることは、可能ではないかと考えております。

また、地元業者の技術力・価格面・工程面等の諸条件を精査いたしまして、可能な限り分離・分割して、工事発注が行えるように検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長
13番議員

笹田議員。

自席から質問させていただきます。

由岐大西線の改良整備事業には、今建設課長がおっしゃってくれとる工事も、今年も引き続いて予算獲得に努力するということですが、まあどのぐらいの予算を工事費として要望しておるのかと。

そしてまた、付け加えとったんですが、由岐日和佐小野線の由岐坂改良工事もまだ、3箇所ぐらい難所が終わっていないし、今後の改良工事の予算が必要でございます。急がれます。改良予定の周辺の道路幅は狭く、車が通れば、人が歩いて通れません。この道路は、この地域高規格道路

の車の供用で、車の出入りが非常に激しくなっている関係で、その曲がり角の所に大きな車が通れば、人は通れません。この道路を通過して、また、四国八十八ヶ所まわりの歩き遍路さんがよく由岐へ入ってきます。ほんとに危険な場所であるために事故が起こります。早くどうにかして、由岐大西線とともに、日和佐小野線の由岐坂の予算獲得に力を入れてください。

それと、2番めの日和佐小学校改築工事について。最後にこの設計業者の入札について、どのような方法をとるのかという返答が無かったんですけれども、例えば、競争入札か指名競争入札か。その業者の今まで従来日和佐、旧日和佐町がやっていた方法の最低業者を選定するのか。

また、一定の基準の価格で落札者を決めるのかどうか。これは設計者の選定に入札について、大きな、町の方は責務を感じていかなければなりません。わたしも、昨年までこの建築工事に43年間、町や県の工事に携わってきたものでございまして、いろいろな経験を踏んでおります。この入札に最低業者が取るとなれば、この設計者の事務所の能力によりますが、一応設計士となれば、全体的の一般的な項目は皆、設計の中に入っております。これは小さな事務所であれば、物ができた構造計算も外部に発注する。管工事、水道・ガス、そういった管工事も別工事です。また、電気工事それも皆外部へお願いしよるわけでございます。

また、木造で、これ今ちょっと話ありましたけれども、屋根工事、そういった積算を皆外部へ出してやね、協力業者をお願いして、まとめて設計のこの予算に組み入れておるものです。それがやね、最低金額で落とした場合、どんなになりますか。皆さん考えてくださいよ。この点充分、ねえ。これは県であれば、例えば、設計を民間に委託すると。でき上がってきたら、まあこれ内容は同じですよ。設計業者はいろいろなところから集計して、予算県の方へ上げていく。ねえ。上げていく。それを県は、この業者が、管理業者がおるんです。専門技師がおるんです。いろいろな方が。その人がこの検査、いろいろな工程に出向いて検査しよんですよ。中間検査も皆。町の場合はどこの、町の場合はそれができていない。設計業者にそれを委託してやね、管理までやね、設計して、管理まで委託してやね、やるとなってきたらやね、この最低金額に落としたらやね、どんなになりますか。元受業者にその支払していく過程で、ねえ、圧力かけていかなんたらできんでしょう。設計管理やけん。

そうしたことを踏まえてね、充分、この日和佐の、この小学校ができるのに考えてください。いろいろなね、わたしもほういう経験を踏まえて来られました。ねえ。この入札の金額を落として、その設計者から依頼が来るんですよ。あそこへ行って、もろうてきなさいよと。ねえ、この工事をもろうてきなさいよ。というて、まあ屋根工事、管工事、その方から伝てくるんですよ。ねえ、そこからきたらやっぱり、設計士は町か

ら権力を任せるとるけん、大方満額の金額が行かざるを得んのです。円滑にいくためには。そうした中で今まで、あの県や国がやかましい言よる談合、ねえ、そうした中で今までずっともう従来やってきとんよ。やけんど、厳しんなってきて、そこはもう皆さん考えんかと。予算で考えんかということになってきてね。こういうようになってきとんだから、まあほういう、今の設計段階の中で充分考えてください。

この町は、従来通り設計者にやね、管理監督をせず、また、あるところに委託するとか、町の役場には日和佐には、建築資格者がいるとわたしは聞いております。その人に、あの営繕の国土交通省の仕様書、工事施行に入る仕様書がございますと。それに基づいて皆施行しよんです。職員に勉強させてください。そういったことで、共に設計者と町のそういうあの場を踏んできとる、いや、勉強指摘とる方が、かじっとる方、もういっぺん勉強させて、これに取り組んでください。

それと、鉄筋工事がまあ、どうかなあと。木造建築の方がまあ、校舎として、というような素案を要望するような言い方しておりました。これはね、あのを鉄筋工事であれば、それぞれ皆耐久性がございます。鉄筋工事であれば腐りに強い。由岐の中学校の場合、21年になりますけれども、修理一つしないような構造になっております。

また、壁でも滞留工事吹き付けでもいろいろございます。リシンとか安いんでは、リシンとか。木造では、どうかなというようなことでございますが、これは両方合わせて、充分乾燥期間をおくために、充分期間をおいてください。そうすることによってね、あの今日和佐も中学校見せていただいたけれども、ものすごい空いております。あれ雨漏りするの、やっぱり鉄筋を、中は鉄筋ですけれども、外部にずっと空いて、下地のシートが見えております。そうしたことの無いように、充分な施行を乾燥していただきたい。

ほんで、工期が要るんですよ。早く発注していただきたい。鉄筋の場合は、もう遅れたらほの養生期間がございませぬ。張り構造やったら、28日間おかないかん。壁構造やったら少なあてもいけますけどもね。ほういう、どっちになっても養生期間が強度の関係します。そうしたことにより、施工期間を早く発注していただきたい。

そしてあのを、木造の内装の、木造、いろいろ言うておりますけれども、下請け、地元の下請け業者には、材料を一括してあの元請けが購入し、乾燥していただいて、部分的の施行手間を出すとか、いうね、もうあとあとの間違った、狂わないような施行の仕方をしていただきたい。ま、それと答弁いただけるんやどうや知らんけんど。

議

長 笹田議員。笹田議員にちょっとお願いしときますけど、文教委員会の委員で、ありますんで、あのを建設時の設計ができてきた時点で、そういった意見を述べていただいたら、完璧でなかるうかと思えますんで。

1 3 番 議 員 さっきの町長の答弁でございますから、いろいろと自分も考えて、もうあと4, 5日や言うとりますけれども、何言うてもね、由岐・日和佐やこの路線につきましては、現地と公図が違っている公図混乱地が多くあり、言うたら、生活圈阿南でございます。そうした中でね、アンケートもおそらく、あのあっちに来ると思います。そうした時に正確な判断をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議 長 答弁漏れは。建設課長。

建 設 課 長 由岐大西線についてでございます。由岐大西線の事業費予算につきまして、平成17年度が1,000万円、18年度が1,400万円、19年度は山切と盛立工事、切り取った土を盛土転用する計画でございますが、同時転用、同時進行ができるように要望しておりまして、要望額は、まだ採択は未定でございますが、採択額未定でございますが、3,000万円を要望してございます。

本年度を含めた残事業は、阿部字西谷の改良、約150メートル、舗装が200メートル、計画幅員が、7メートルでございますが、阿部字大井の盛立工事は6段のうち2段めまでできておりますが、段々上まで上げてくる予定でございます。

要改良区間が多く残っている要因の一つと聞いております。

現在の計画だけでも、まだ、相当の年数がかかると思います。本年度以降も引き続き要望してまいりたいと考えております。

それと、もう1点でございますが、日和佐小野線由岐坂改良工事。この件についてでございますが、笹田議員さんの質問事項に入っておりませんでしたので、答弁しておりませんが、今後とも、要改良区間につきましては、県に要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 以上で、笹田議員の一般質問を終わります。時間の都合上、15分の小休をいたします。

(時に14時25分)

(時に14時40分)

議 長 それでは、小休に引き続き一般質問を行います。通告6番 久保議員を指名いたします。久保議員。

5 番 議 員 本日最後の一般質問のお時間をいただきまして、ありがとうございます。長らくお待たせいたしました。3点についてお聞きいたします。

合併についてと、日和佐小学校改築については、先ほど同僚議員も一般質問しており、重複することがあるかと思いますが、ひとつよろしくご答弁のほどお願いいたします。

はじめに、合併についてをお尋ねいたします。県は平成の大合併で未合

併の市町村、14市町村の再編構想で海部郡を南部圏域として、未合併の牟岐町を含め3町合併案が示されております。美波町・海陽町は、合併後1年を過ぎた今その効果も見えて来ず、住民からも合併してよかったなあという声も聞かれておりません。いろんな会合においても旧町ではこうだった、また、ああだったという声も多く聞かれております。また、合併した他町村においても利害対立で事業が進まない、また、住民サービスの低下等が多く聞かれると言われております。合併効果が、実績が見えてこないにもかかわらず、次への海部郡3町合併構想が示されたこと自身に疑問さえ感じます。それならば当初から、海部郡を1町とした合併を、県は強く指導すべきでなかったかと思われま

す。合併の苦労と、これまでのいろいろな経緯で、3町合併は難しい局面も予想されることと思います。3町合わせて220億を借金を抱えた3町合併で、本当に町民に幸せがあるのか。

また、この合併が、どのようなメリットがあるのか。町民の理解が得られることができるのか、お尋ねいたします。

道州制が議論される中、徳島市の原市長は「40万人規模の中核都市構想」を掲げておられるようですが、仮に海部郡3町合併しても、26,000足らずの小さな町に過ぎないのであります。次への合併は日時をかけてでも、「急がず、焦らず、慌てず」と目標にして、阿南市那賀町を含め、1市4町合併に向け、議論を進めるべきでないでしょうか。お尋ねいたします。

続いて、町内各学校統合についてお尋ねいたします。町長は本年3月の第1回定例会において『集中改革プラン』の策定において、事務事業の見直し、組織構造の見直し、その他5項目において検討されていると説明がありました。その中で、美波町は類似団体の中でも施設の多いという特長を持っていると言われております。

その一つに小・中学校が、現在分校を含め10校あります。そこで、学校統合についてお聞きいたします。

現在、日和佐小学校は老朽化に伴い、校舎改築に向け事業化が取り組まれております。3年後には新校舎が開校することと思われま

す。わたし達議会は、本年2月20日、23日の両日、文教厚生委員会で町内各学校・各幼稚園・保育所の現地研修と各施設の視察を行いました。由岐地区の各学校等は、比較的新しく見栄えは良かったかと思われま

す。日和佐地区では、中学校校舎はまだ建てて新しく、心配は必要ないと思われま

ます。その中で理事者からはさまざまな方向から考えなければと答弁されておりますが、今後、赤松小学校は改築をするのか、統合にするのか、どう考えておられるのか。お伺いいたします。

また、年を追って児童・生徒も減少する中、今後赤松小学校を改築か統合か、お尋ねいたします。

また、由岐地区には分校を含め、小学校が4校ありますが、比較的生徒数も少なくまた、年々減少傾向になり、今後、統合に向けての話し合いを進めるべきではないのか。

また、日和佐中学校・由岐中学校も、高規格道路も開通し、比較的距離も近くなり、スクールバス・JR等も利用できることから、今後の話し合いを進めるべきでないかと思っておりますが、学校の統合を現在どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

続いて、日和佐小学校改築について。日和佐小学校改築は、現在、地質調査を始め、19年度の設計、20年9月頃に校舎の解体、その後21年の完成に向け事業化されると聞かされております。そこで、校舎は木造か、コンクリートかとお聞きしたいのですが、先ほど、木造と言われております。このコンクリート木造で、どのようなメリットがあるのか。それとまた、工事費はどれほどの差になるのか。お尋ねいたします。

また、今中国でオリンピックを控え、建築資材が大幅に値上がりしていると聞かされておりますが、最終工事費はどの程度が予想されるのか。工事費はいろいろと不都合であろうと言われておりますので、概ねご答弁をいただきたいと思っております。また、体育館・校舎別々にお答えいただけたら幸いです。

また、都市部では景気が良くなっていると報道されておりますが、地方の経済は一向に良くなる気配はございません。町内でも仕事も少なくなってきたおり、日和佐小学校の改築は、日和佐中学校改築以来の、久々の大型工事であります。中学校建設には、町内業者も多くの下請けで仕事を受注しておりました。今回も仕事の少ない中、できる限り地元住民の雇用と、工事の受注・資材の地元調達を工事契約として条件にすることはできないのか。先ほどはできないと言われておりますが、どうしてできないのかをお尋ねいたします。

また、日和佐小学校校舎の建設場所用地として、現在、空いております日和佐中学校跡地はどうかをお尋ねいたします。現在地の校舎で建て替えになると、解体を始め、仮校舎への引越し、机教材等の持ち運びなど、また、設備機械、また、クーラーの修理、電球の入れ替え等、また、高校生と小学生低学年の体の違いで一部改造も考えられます。そこで、経費もいろいろかかってこようかと思われそうですが、なぜ日和佐中学校跡地を利用することができないのか。

そこで、中学校跡地を利用する場合は、今すぐにも校舎建設に向け、

工事はかかれると思われれます。新校舎のできるまで、今の小学校で何ら支障も無く授業もすることができると思いますが、なぜ、小学校跡地に校舎建設をこだわるのか。中学校跡地がどうして適地でないのか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

長 町長。

長 久保議員のご質問のうち、合併問題について、わたくしから自席からご答弁させていただきます。

まず、合併後まだ1年余りで、この素案に基づく案について、町民の理解が得られるだろうかというお尋ねでございますが、まあご承知のように、やっさもっさの合併経験を経て、今、議会・住民あるいは各団体が一体になって、懸命に現時点で、新しい町づくりのためにやっている最中でございます。今時点でまた、今回の合併構想素案を。

しかも、22年の3月までのこの期限を示した合併については、住民の理解は、わたくしの直感ですけれども、理解は得られにくい、現時点での心境ではないだろうか。中にはそれは、ひょっとして合併した途端ではあるけれども、将来を見据えたら、次なることも考えて良いというご意見もあるだろうけれども、町民の理解が得られるかとお尋ねになりますと、まあまあ、なかなか合併を経験した両町にとって、一つの町に、町民が心一つにするのは、なかなかおろかでないなあと。こういう心境の町民各団体でなかろうかと。それも、今後時間をかけて、将来を見据えての議論であれば、まだしも。あと2年半少々で理解を得るというのは、なかなか至難の業かなあと。したがって、その間に、もし勧告でも出て、理解を求めると言われたらどうなるだろうかと、これはまあ想像ですけど。今時点では、理解が得られにくいのではないかと、これは感覚でございますが、お答えさせていただきたいと思えます。

3町合併でメリットは何なんだろうと。なぜ3町にこだわるのかと、こういうお尋ねでございますが、決して美波町がこだわっているわけございませんでして、この素案は、3町の合併にこだわっておるのは、県の審議会に対する県の素案として出されたものでございまして、断っておきますけれども、当町がこの3町素案についてどうだろうかと内々の打診があったわけでも何にもありません。唐突に出てきたことであって、したがって、当町がこだわるものではありません。

ただ、3町合併を素案としてまとめた理由につきましては、すでに各議員も、この前の総務産業建設委員会でお配りしました県の素案の添付資料にもありますように、この合併のメリットとして考えておるのは、まあそのとおり読ませていただきますと、「南部圏域3町を考えた理由は、約26,000の町が誕生して、豊かな自然を活かして、広域的な観光や交流を一体となって行うことによって、それで地域の魅力や存在感を高めて、そして発展が期待できる」と。こういう書き方だけあります。

自然系であります。組み合わせについての考え方は、まあ、あのう牟岐町と、牟岐町を除いて両町は合併したところではあるんだけど、この海部全体3町の組み合わせによって、一定の規模の町が誕生し、まとまりのある県南地域が形成されると謳っております。

そして、その3つが県南地域として、一定規模が形成されることによって、ここはちょっと気に食わないですね、「人口1万人未満の小規模町村、牟岐町・美波町が再編されることとなり、より充実した基礎団体の形成につながるものと考えられる」と。一生懸命苦労したわけでありまして。で、そのことが美波町で合併をして、今一体感で一生懸命町民ともどもやってる最中の時に、わたしたちは、実は新法に向かったの合併の位置付けは、この際3つ一緒になったら小規模町村美波町が解消されると。こういうことで。で、県の素案で考えておるメリットは、そういうことでもあります。

で、その3町合併のメリットをわたくしなりに考えて、じゃあなぜ具体的なメリットが。具体的にどうなるかとなりますと、ま、先生ご存知のように、規模の適正化ということと、直接効果といたしましては、ご存知のように、首長をはじめとする執行機関の数が増えることと、議会議員の定数減になると、こういうようなこと。そういうことを通じてまあ、合併を。非常に細かい直裁的なお話。

あと、その一定の規模のこれで適正規模というのなら、この中に先ほど縷々、議員にお答えしましたように、その中に一定の広がりの中に、非常に異業種がたくさんあるし、裾野の広い1次産業のみならず、2次も3次もあり、あるいは医療の提供サービス機関もあり、あるいは学校教育の、そしてまた、私的教育保管サービスとか、例えば塾とか買い物とか。そういうものでも広がるといふものならばいいんですが、自然系の話と適正規模になるだけで、実は東南部に示されてるような産業が活発化するとか。さらに進んだ情報化促進がなるとかいう、そういう合併の期待メリットは示されてないところでもあります。もう、委員は先刻そんなのは承知の上でご質問と。

したがいまして、なぜ3町にこだわるのかというのは、素案がこういうようなことにこだわってることについて、わたくしも些かたいへん、行政預かるもんとして本当の言葉ですが、そもそもがこの合併素案の県全体についてのコメント、財政がこうなる、高齢化こうなる、わたし達の南部のとこ書いてあるのは、人口と高齢化率と阿南国定公園で共通しとるとか、3町はなんか共通しとるとこあるじゃとか、弱小町村が、適正になると。こういうことだけでありますので、もう少し県民に「パブリックコメント」を求めるのであれば、東部の方ではこうなんだと。海部もこうなると。

ここには産業系、あるいは雇用系、そういう実態、東部について書いて

るような分析をして、客観的に揃えて、そして県民に意見を求めてくれたら、海部の3町はそれはやっていけないのじゃないのっていう、徳島市民も出てくるかもしれませんし、阿南市民も出てくると。こう思っておりますので、この素案については、たいへんわたくしも自身がこだわってるんじゃないし、こだわるところか、客観的にもう少し、素案であっても審議会にかけるなら、客観的にその圏域内の経済情勢高齢化状況とかを期待すべきであると。

ただ、国定公園は昔から国定公園であります。昭和36年かな。そういうことだけではなかなかやっていけない。旧由岐町においても、旧日和佐町においても、観光とか、この自然系を生かして一生懸命やってきたと。しかし、それで、確かに地域はいい面もあるんですけども、なかなかその波だけでは地域振興になってないということから、この3町合併で、2点めのお尋ね、メリットは何なのかというのは、当町にとってはあんまり期待はできない。

ただ、具体的にこの構成メンバーの一つとして言うならば、直接効果としては、執行機関の、まあ一般職員については、まあいろんな問題がありまして、なかなか一気に定数減とはいきません。けれども、合併によって旧法であったように、首長が数が減ることを、首長をはじめとする執行機関、あるいは議員等々の、まあ細かい直接効果があるかどうかというふうに推察するところであります。

3点めの、これはご提言だろうと思いますが、かねてから2,3の議員の先生方もお尋ねがありましたけれども、やっぱり今後は、阿南市那賀町含め広域圏での合併を望むべきでないかと。これにつきましては、わたくしもかねて言うておりますように、総務大臣の基本方針にもありますように、新法による合併というのは、生活圈域を踏まえた行政区域の形成、より充実した行財政能力を有する広がり、そして県土の均衡なる発展につながるパターン、そういうことを考えますと、少なくとも人口10万人程度の自治体への移行を前提とした組み合わせのパターンが、この県南部圏域においても、考えられてもしかるべきではないかと。実態はないわけではないと。すでに、南部圏域協議会というのもあり、いろんな共通してやる事業については、もう昭和の40年から南部広域圏協議会というこの人口10万と。どこどことは言いませんけども、一つのとまりがあると。

その中には、いろんなもう生活圈も、実は医療も教育も高等教育、あるいは高専教育、あるいはその他の産業系にしましても、下請け・中請け・元請け、あるいは最近におきましては大企業も2,3。そういう中で、実はこの過疎の地から雇用者として雇用されて、ひじょうにその分配関係が。それは単に、海部3町のうちの我が美波町だけでなく、下2町におかれても、そういう連携があるだろうと。3町が、那賀も含めてで

すね、一体になるっていう久保議員のご提案っていうのは、そうなるだろうと。

さて、その案は、しかし、素案にしても無いと。今後じゃあ22年の3月31日までにこの案が消えたらやれやれと、この8,500の美波町でどうするかっていうのは、これはまた至難の業でございます。今後、新法も、もう2年後2年半後少々で期限切れたあと、じゃあわたし達は どうやって、法律の無い世界でどうやって自主自立して、自らの課題に自らの金で対応できる枠組みっていうことについては、今、久保議員がお尋ねの、あるいは頭にされている圏域の皆さん方と、お互いに理解協調し、交流を促進することによって、相互理解によって、山には無いものがこっちに有る、こっちには無くても向こうに有ると。

大都市って言っても、まあ都市といっても、そこはですね、こちらからの労働力が無ければ、自己市内だけでの、自己完結のできる都市でないことは、わたくしもかつて勤務経験のある実態から、よくわかっております。そうすることによって、都市部には無い森林の資源が活用できたり、あるいは造船の部分だって、必要な木製部分がこの圏域内で調達できて。しかも、1人の首長の中で、普遍的な行政サービスに可能な。そのうちにまあ、そうは言いながら、臍のあるとこと、足っぼの方では、なんぼその大きい10万都市になっても、やっぱり不便なところは不便だと。まあそれは、これからのモータリとか通信網の発達、まあご存知のように、ITだって我々も、もうあと2,3年後には、やりようわけですので、那賀町にもできて。そういうことも。そういうことで、確かな地域が形成されると。それを合併の法律でないところでやるために、そういう議論も。

だから、この場はここ1,2年、これで仮に勧告が無かったとして、いったとしても、まあやれやれ、町議会としてはそれじゃあどうするかというんでも、やっぱり将来生きていく、持続可能な基礎団体、わたしどももまあ小さいながら、さっき縷々細かいこと「総合計画」こんなもんこんなもと考えますけども。それと合わせて「生き残る自治体」ということを、ぜひやっていかなきゃいかんと。で、それは合併の法律だけを意識する。

ですけども、ただこの際に、この2年半後の22年3月31日までのこの法律の中で、このご議論が出されたことで、いろんなご議論は、意見はあるだろうと。右・左あると思いますけども、これの風が吹いたら、やれやれと思うんでなくて、これを契機に、ぜひ力強い自治体のあり方を、本来の地方自治法で相談しようってやると。市議会・町議会ともどもになってやって、ご指導を賜ればと、こういうふうに念ずるところでございます。

議

長 教育長。

教 育 長 お答えをいたします。

学校統合につきましては、是非をめぐる諸問題が山積いたしておりますことについて、議員ご承知の通りでございます。

教育委員会といたしましては、現状並びに将来の見通しに立った十分な調査検討のもと、新町として、真に子ども達のためになる、望ましい教育環境確立へ努めてまいります。

申すまでもなく、統合により教育活動に伴う数々の利点と財政的効率性が生じます反面、学校と地域の相互関係がもたらす、歴史的・文化的面を含めた教育施設への愛着など、相互の関係が多様に絡み合い、統合推進への隘路として立ちはだかつてまいります。

お答えに入ります前に、町内小中学校の児童生徒数の現況を申し上げますと、伊座利小学校 12名、阿部小学校 7名、由岐小学校 75名、木岐小学校 35名、赤松小学校 14名、日和佐小学校 214名。由岐中学校本校 79名、伊座利分校 4名、阿部分校 4名、日和佐中学校 117名。5月1日現在の数字でございます。

児童生徒数の推移を中心とした将来的な学校規模の想定と、これを踏まえて教育活動への影響、地域の意向等諸般にわたって十二分に勘案のうえ、全ての面において、新町にふさわしい教育拠点の実現へ努めてまいり所存でございますので、議員皆さまによる特段のご支援とご指導をお願い申し上げ、1と2の答弁とさせていただきます。

質問3の中学校に関しましても、統合ににつきましては、前段申し上げました事情が存在いたしますものの、中学校教育の充実振興が図られるものと期待できますので、交通事情を含む諸般の状況、中学校の特性に伴う教育の効率性重視、その他を幅広く勘案して、調査検討を加えてまいりたく存じております。

小学校を含めましての学校統合につきましては、今後教育委員会において教育改革担当を中心に、慎重に慎重を重ね協議検討し、教育効果を考えることはもちろん、児童・生徒、保護者、地域の意向に沿っての慎重な対応を意図しておりますので、議員各位一層のご指導を重ねてお願い申し上げ、言葉尽くせませんが答弁とさせていただきます。

続きまして、日和佐小学校校舎の建設についての建設場所として、旧中学校跡地はどうかというご質問にお答えしたいと思います。

日和佐小学校改築につきましては、本定例議会の町長諸般の報告で申し上げましたように、現地建て替えを基本構想といたしまして、選定業者に技術提案書の提出を要請しているところでございますが、まずもって建築場所を現地とした経緯から説明させていただきたいと存じます。

町長が日和佐小学校の耐震化を決断いたしましたのは、平成17年の12月議会で、同議会に耐震診断の委託料を計上して、調査に着手いたしました。昨年6月議会で、耐震診断の判定結果の報告等合わせまし

て、建て替えの方針で検討していくことを、提案説明というかたちで報告をさせていただいております。

そのようなことで、同年8月から、教育委員会での用地選定の検討を開始いたしました。町当局からは、厳しい財政状況に鑑み、新たな用地取得はできない旨示されてございましたので、現在地建て替えか、旧中学校跡地かに絞って検討をいたしたところでございます。大きくは自然条件、気象状況、教育環境、建設条件の4項目について比較をいたしました。

まず、自然条件でございますが、敷地面積では双方とも11,000平方メートル。一町一反程度で差異は無く、地盤の特性ですとか、災害、特に津波・排水等については同等ではないかと考えました。土地の形状や段差の面からは旧中学校用地の方が有利でございますので、自然条件では旧中学校用地の方を評価いたしました。

2つめの気象条件でございますが、日照・風向については、同等で、風速・塩害の面では、現在地が有利で、湿気の面では旧中学校用地の方が有利ございましたが、気象状況全体としては、現在地を評価いたしました。

3つめの教育環境についてでございますが、静寂性は同等であります、児童全体での通学の利便性や、周辺環境としての近隣住宅地への配慮という観点から、現在地を評価いたしました。

4つめの建設条件の工期についてですが、旧中学校用地の方が、1年程早く新校舎を利用できるという机上での目安は立ちますが、近隣住宅地への協議・説明と建物位置の検討等への諸条件をクリアーするために、ある程度の期間が必要でありますので、甲乙付け難いところございました。

仮校舎の有無、出入り口の状況、工事の難易度の観点からは旧中学校用地が有利でございます。しかし、建設費につきましては、現在地の方が有利ではないかと考えました。

現在地とした場合、旧日和佐高校を、仮校舎として利用するための手直し工事及び一回分余分の移転費用が必要ですが、旧中学校用地では、新たなプール建設が必要でございます。

現在のプールは、平成5年に建設してございますが、当時の費用で8,000万円程度の事業費を要しているところでございます。建設条件全般としては現在地を評価いたしました。

このようなことで、大きく、自然条件・気象状況・教育環境・建設条件の4項目を総合的に検討評価した結果として、教育委員会としては現在地に建て替えた方がいいのではないかとこの意見を、学校設置者である町当局にお伝えをいたしました。

その後、昨年12月議会の町長諸般の報告におきまして、校舎建てかえ

の補助対象になることが決定した旨の報告と併せまして、現在地に建て替えることを念頭において、設計委託料・地質調査等の必要経費について、次年度の当初予算に計上予定である旨、お示しをさせていただきました。

これを受けまして、教育委員会では、次年度の当初予算の編成に着手するとともに、小学校の保護者全員にアンケートを実施することとし、内容等については、2月定例教育委員会での承認後、配布をいたしまして、集計結果をもとに建設基本構想の策定をいたしました。現時点におきましては、策定した基本構想を仕様書として、設計業者に技術提案書の提出要請をしている状況でございます。

久保議員のご指摘の点につきまして、検討項目に含まれていなかった部分もございしますが、教育委員会で総合的に検討して決定した建設用地を再検討する要因でないとの認識でございます。

ご指摘の点につきましては、今後の教育施設の整備のあり方や、まちづくりへの貴重な提言として、しっかりと受けとめさせていただきたく存じます。

日和佐小学校の改築にあたり、南海地震対策・児童の安全確保・地域住民の応急的避難場所等の観点から、早急な整備ができるよう全力で取り組んでいきたいと考えております。よりよき学校を建設するため、今後におきましても、引き続きご指導ご助言賜りますことをお願い申し上げます、答弁といたします。

議 長
教 育 次 長

教育次長。

わたしの方からは、最後に残りました日和佐小学校の校舎の建設についてのご質問にご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、構造は木造か、鉄筋コンクリートかというふうなご質問でございますが、改築予定の校舎及び体育館の主体構造につきましては、笹田議員のご質問にお答えさせていただきましたとおり、発注者側の示しました基本構想を叩き台といたしまして、設計業者に技術提案をいただいた中で、コスト面も含めまして総合的に検討して決定することといたしております。

次に、主体構造の違いにより工事費の差額についてのお尋ねでございますが、前段のことを踏まえまして、正確なところは把握できておりません。担当者自身も一番知りたいところでございまして、ことあるごとに、資格経験のある技術者・関係者に伺っているところでございますが、専門家の見解として、一貫しておりますのは、木造とした場合が高く付くということでございます。

その理由といたしましては、学校施設のような、ある程度広い空間を必要とする建物の場合は、主体構造を木造とすると柱・梁がかなり太くなるということ。それと、耐火構造等に費用を要するからでございます。

日和佐小学校の改築設計を進めるにあたりまして、国土交通省の四国整備局に2度程出向きまして、さまざまなご指導をいただいたり、県教委の施設整備室にもおたずねする中で、最近、建設しました学校施設の情報を教えていただきまして、問い合わせなり、資料提供を求めているところですが、主体構造を木造といたしましても、例えば、多目的ホールのような広い空間を要する室につきましては、梁が太くなり過ぎて、その部分だけRC造にしているようなところもございます。

建物の規模とか、敷地条件、外溝・附帯工事等の諸条件により、比較検討が難しいところですが、さまざまな情報を収集した中で、割高となります木造校舎の㎡単価250,000円を目安として、技術提案書の提出を求めているところでございます。

RC造の場合は、内装の仕上げ材等に何を使用するかによって、㎡単価に幅を持たせることができるというような専門家のご指摘があるわけですが、まあそういったことで単純比較のできない一つの要因ともなっております。

充分なお答えにはなってございませんが、主体構造の違いによる工事費の差につきましては、木造とした場合が多少割高になるというあたりのことしか、ご答弁ができませんことをご了解いただきたいと思います。次に、2番めの建築資材の値上がりと、総工事費の関係についてでございますが、主体構造とか、建築規模等が未確定なことから、明確な把握ができておりませんので、一般的なことで、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、建築資材の動向でございますが、財団法人の「建設物価調査会」の出版しております「建設物価」という冊子の5月号によりますと、議員からご指摘のありました鉄鋼関係の話でございますが、その冊子の中で平成12年(2000年)の平均を100とした指数で、本年3月現在の鉄鋼製品では160.4%と値上がりをしてございます。また、生コンのように横這いのものもございまして、あるいは、ガラス製品のように若干値下がりしているような資材もございまして。

また、労務費につきましては、値下がり傾向でございまして、それぞれの地域間の格差もございまして、総工事費の金額が把握しにくい状況がございまして。今、ご説明申し上げております「建設物価」なる冊子中に、参考数値といたしまして「建築費指数」という統計が示されてございます。具体的には、資材費・労務費を含む建築費と電気・衛生設備等の設備費を考慮した工事原価につきまして、これも同じく平成7年の平均を100とした指数で表すものでございます。

建物の標準設定といたしまして、小学校、RC造の3階建て、延床面積4,000平方メートルのもので、平成18年3月の建築費指数が84.9であったものが、一年後の本年3月の暫定値で87.7と、一

年間で2.8%上昇してございます。

同じく、体育館で、鉄骨平屋建、延床面積800平方メートル。今度建て替えの規模として想定する分でございますが、その分については、88.3から、90.2と1.9%の上昇となっております。

この数値につきましては、東京での建築費指数でございまして、さらに東京の指数を100とした都市間の格差指数っていうのが、高松市では、東京100に対して95と、そのような指数となっております。

一概には言えませんが、建築費がここ1年間で値上がりしていることは、間違いのないことであるという認識をいたしております。

次に、概算工事費の目安でございますが、まず、想定をしております建物の規模から申しますと、校舎につきましては、2階建て、延床面積が2,400平方メートル程度で、現況の延床面積より500平方メートルほど小さく想定をいたしております。体育館につきましても、延床面積を800平方メートル程度といたしまして、同じく300平方メートルほど小さく想定をいたしております。

建築工事費につきましては、校舎・体育館を含めた改築延面積を3,200平方メートル程度として、 m^2 単価先ほど申しました250,000円での試算をしております。既存校舎の解体工事費につきましては、校舎・体育館合わせまして(2,937+1,115)4,052平方メートルの取り壊し単価を、 m^2 単価20,000円程度で考えてございます。

それと、次はその他の外溝・附帯工事と、先ほど申しました日和佐高校の仮校舎の若干の手直し工事が必要になるかと考えてございますが、現時点では、工事費の試算ができてございません。

次は、地元業者への仕事の発注、資材等の地元調達を契約条件にできないかというふうなことでございますが、その理由につきましては、その理由について説明をしていただきたいというふうなことでございますが、それについては、段々と申し上げておりますように、地元の業者の能力とか技術力、そういった面が問題になってこようかと思うんですが、契約条件にできないかっていうところは難しいんでございますが、できる限り地元業者への分離・分割発注でありますとか、地域材の優先的使用・調達につきましては、検討を加えて行きたいと考えてございます。以上でございます。

議長
5 番 議員

久保議員。

合併については、先ほどからも、まあ再三ご説明いただいておりますが、まあ席の方からたいがいすみません。

1年経った今、まだ実績が出てこないのに、また、次の合併といわれておるんですが、これ本当にこの22年3月までにこの合併がせなんだらいかんの、もしも合併せなんだ場合には、どのようなペナルティがある

んですか。

ほれと、6月の1日の徳島新聞では、牟岐、大神町長は「3町合併を期待しておる」と。そしてまた、海陽町の五軒家町長は「あくまでもそれは県の考え方だ」と。そしてまた、本町の町長藤井町長さんは、「小さな枠組みで持続可能か」といろいろ意見がこう違いがあるんですが、そのあたりは、今後合併に向けてはどのような話をしていくんですか。それについてお尋ねしたいのと。

それと、この中学校のスクールバス、ええと、統合ですが、今もこれあのう毎年毎年生徒も減ってきております。そして、また全国各地でも分校、また廃校が進んでおる中で、学校が生徒が少なくなってきた、体育とか、またクラブ活動、また特に人数を要するスポーツができてこないというような声も聞かれております。

特に本町では、赤松では1クラスが、1人クラスが赤松で3クラス。また、伊座利では2クラス。阿部小学校では3クラスと、もう1人の生徒が1人の先生が教えておると。ほいてほれが複式になってきて、ほんまのこれ教育ができるんだらうか。そして、またほれが前に回っても1番、後ろに回っても1番、いつもいつも1番というような、まあ1という数字に戸惑うんじゃないかと思えます。

そして、また中学校にしても、来年は、今は両町で195人おりますが、来年はさらに減って164人となります。由岐中学校・日和佐中学校で。これもいつまでもこのようにせんでも、新しく高規格道路もついたら、また由岐木岐間、北河内間にはJRも通っております。このJRも利用したら、あのう1町1校でも、できてくるんじゃないかと思うんですが、そのあたりについても、まあどういう考えでおられるんか。まあ地域、歴史いろいろと、先ほど教育長も言われておりますが、難しい問題かと思えますが、これもやっぱり町長が言われたとおり、改革していかなんだら、この町は生きていけないんじゃないかというようなことも、町民にわかってもらうためにも、こういうことからできるところを、統合に向けて、話し合いをしていくべきでないかと思えます。

そしてまた、先ほど小学校建設の中で、建設用地が、わたしが中学校用地を提案したのは、はっきり言うて、この庁舎に駐車場が無いんです。いつもこの大きな行事をするにしても、日和佐へ来ても車置くところが無いというような声があります。

それと、今、日和佐の老人コミュニティホール、あそこもいろいろ森林組合とか、老人会とか、いろいろな会合においても、車置くところが無い。堤防・防波堤の上まで持って行ったり、また国道、あのう県道の両脇に停めたりすることで。我々も、町内の町道・県道には「駐車は禁止」というようなことを言うておりますが、町行政が行事をする時も、あんなとこに停めてずうっと置いとんですよ。前は、その時には専売公社の

用地が空いとったんで、あそこへ持っていってもかんまんというようなことがあったんですが、専売公社の用地も、まあ個人用地になってしもて、まあ置くところが無いようになってきておる。そういうことの中で、この日和佐の小学校を中学校へ移転する、中学校で建設することによって、この用地が広く大きく使われるんです。

そしてそこへ向いて、まあ今の日和佐の公民館が古くなってきておるといことで、先では公民館をこっちへ持って来て、持って来てても駐車場が充分使えると。普段からこの小学校用地の中で、駐車場も充分使えるといことで、まあ中学校の方へ小学校を持って行って、ここを空き地にした方がいいのではないかと思います。

そしてまた、その小学校の体育館も、これあの補強をしてですね、町の倉庫とか、また時折また、使用するんだったら体育館として使うように、残してもええんでないかと思います。その点についてももう一度ご答弁いただきたいなあと考えております。まあ時間が来まして、たいがいすまんですけど。よろしく願います。

長 町長。

長 この新法による合併ができなかったことによるペナルティって。それは、法律の目的に書いてある主旨からしてありません。

それから、3町長がそれは、素案が示されて、5月31日に行われて翌々の新聞でしたか、新聞記者の取材において、それぞれ言ったところでございまして、それにつきましては牟岐町が言うとするのは、実はこの県の合併審議会で、すでに旧法による14町村の中で、意見を言うとするわけです。

で、審議会開かれた5月31日以降のコメントとしてではなくてですね、牟岐町はその14町村どうするのと言ったとき、海部が3町はいいですわねと、こう言った。海陽町とわたしの方については14町村に選ばれてないんですね。に、かかわらず合併素案の中では、2つ牟岐のことがあるんで、両方来いと。それならば、14町村の時に打診があったらですね、それぞれがばらばらでコメントを言うのではなくて。そう言うても、なぜお呼びでなかったのかと。それは海陽町にしてもですね、法の旧法に基づく10,000人未満の合併を、孜孜英英としてやられたと。うちもやったわけですね。

ところが、海陽町の言い分にすれば、わたしの方は旧法の合併では10,000ぐらい達成しておるのに、なんで。美波町が呼ばれるのはしょうがないわと。10,000未満じゃけん。わたしが何で呼ばれるのだという町民のご意見もあるわけです。海陽町にすればね。わたしの方にすれば、合併したのにといいけど、いや、もともとあの法律は、この法律は切れるんだけど、合併しても10,000未満の所は、標準目標以下の所は、なんか次の新法が、もうすでに予定されておった時に。実は、

海陽町とわたしの方は弱小町村といいながら、実はうちと牟岐町だけが弱小町村の位置付け。

で、あっちこっち言いましたけども、3町の意見はどうするのかということですが、実は14町村の時に、牟岐町が呼ばれた時に、関連するんならね、この何べんも言いますけど、県の合併素案を示すにあたって、海陽町と美波町は関係が無いんだけど、牟岐町の関連があるっていうところで、こうなっちゃってると。だから、3町揃って意見を審議会で述べよと言われてたらしいんですが、それも入っておりません。コメントでどうぞ。パブコメ。そして、町長は個別にと。こうなっておるんで、正式にきちっとした意見を表明ができないということ。

まず、まずお答えは、ペナルティは無いということと。3町の意見集約は。で、3町長いろいろと広域行政でお話するんですが、そのことで意識的とか、無意識的なのか、3人とも年中会いよるんですが、そのことについてはあんまり触れてはおりません。

議 長
教 育 長

教育長。

久保議員の方から、小規模校、もうほとんどが、美波町の場合は、小規模校なんです。先ほどの数字のとおり。まあそういう中で、体育の授業とか、クラブ活動とか、まあ複式学級の中でとかいうようなことで、中学校のこととか、いろんなことが、まあ出たんですけれども。やはり、先ほども最後の方で申しましたように、やはりこれは、あのう児童生徒とかそれから保護者地域の方々とか、いろんな方の声をほんまに慎重に慎重に、いろんな声を吸い上げて、お聞きをして、やっていかないかんことと思っております。

いろんな声の中には、やはり保護者の中では、やはり統合した方がいいんじゃないかなあ、地域の方の声にも、統合した方がいいんじゃないかなあ、それとも、やっぱり学校が無くなるということはたいへん辛いと、寂しいというような声から、わたし達教育委員会にしてもですね、つい先日、各学校・園を訪問させていただきました。そういう中で、全ての学校で子ども達と先生方が、本当に一生懸命に、教育に取り組んでいる、勉強している子ども達の姿、いろいろこう見た中で、地域の人々の支えとか、保護者の支えとかがあって、その子達は生き生きと輝いているんだなあという感じも受けました。

しかし、子ども達は、まあ法律の中にもありますように、等しく教育を受ける権利を持っております。そういう中で、子ども達がいちばん、子ども達に焦点を当ててみた時に、子ども達がいちばん幸せになるのは、どういう方法がいちばんいいのかなっていうことは、これは本当に検討し、深く考えてみないかんことやないかなあと思っております。それが統合なのか、このままで置いていいのかっていうようなことも、全てを考えて慎重に慎重を重ねて、これから先取り組んでいかなくては

いけないんでないかな、そんなことを考えております。

なお、中学校の部活等に対しましては、今のところは県の中体連、全国の中学校体育連盟の取り組みの中で、人数が少なくなった部活動については、少ない同士の学校同士が一緒になって、統合チームを作って、参加をするというような方法も、今のところは対応でいております。ただ、個人競技のある種目については、剣道とか、卓球とか、バドミントンについては、統合するのはだめですよと。どうしてもならばというと、個人で出れますから。

まあ先日も、中学校の総合体育大会、海部郡の総合体育大会ありまして、伊座利分校がソフトテニスに参加をしております。そういう中で、あともう1回勝てば郡代表で県大会に出れるっていうような、小規模校の学校でも、一生懸命にグラウンドいっぱいテニスコートに作って、そして一生懸命取り組んでいる姿も見ております。

非常にこう、せこい、わたし自身としては、もう非常に、せこい部分もあるんですけども、議員の皆さん方とも検討を重ねていって、どうすれば子どもが、先ほどの繰り返しになりますけれども、幸せになるのは、もう何がいちばんなのかっていうことも、充分に考えて、これから前に進んでまいりたいと思っております。

議
町

長
町長。

まああの、学校の日和佐小学校の建築に絡んで、駐車場の問題等々も出てまいりました。その他公民館等も出ましたので、その観点からわたくしからお答えしたい。

確かにあのう、日和佐の町並みは、観光交流というんですけども、これは実はこれ、よそから来た人が町に入ると、「両脇に自動車をもうぎりぎりに置いとることの多い町ですね」と言われます。我々は何気なくそれを思うんですが、やっぱりその状態は、これ将来、町を観光とか交流を促進する町としては、考えなきゃいかん。まして、公共施設を管理する立場として、そこに最近の自動車状況を考えた時に、駐車場というのは欠かせない問題だと思っております。

まあ、そういう観点からも、小学校の位置についてはというお尋ねがあるんで、これはまあ教育のいろいろ中身は別としまして、義務教育の設置者である町長としては、できたら現在地点で、まあご理解願って。

そのことについてはですね、教育のみならず、わたしの方でもこれ、お隣りのコミュニティホールにしてもそうでございます。あるいは町並みにしてもそうでございます。町並みは個人の自助努力ですが、自分の家はもう、その側道から1メートルのところでドアが開くのに、車1台も置けないと。はみ出ていると。夜も実は10センチ20センチはみ出ていると。まあまあ見ていますけども。そういったようなことも含めてですね、まず、小学校の用地、いや小学校の用地を今現在地にすることに

よって、駐車場については、ひとつ工夫してまいりたいと。

もう1点有りますことは、避難住民地でありますので、これはまあ副町長段階、副町長とわたしの話ですが、まああのいわゆるライフラインとしての、まあ3リットル1人、そしてまあ2日、まあ3日もそんなにならんけど、まあそれはあとあと日和佐高校の跡を考えておるわけですが。とりあえず避難地であることに限って、飲みやすい水を地下に埋めたりなんかするっていうこともですね、教育予算とは別途、まあ考えておるところでございますので、駐車場確保については、久保議員がご指摘のあるようにですね、難点は。

で、決してこだわっておるわけではありませんが、もう一つはまあ11,000平方メートルの旧中学校跡地については、まああのこれはあの近郊の方、ひじょうに密集市街地ではございまして、墓地も乱雑にあったり、まあ避難、まあひじょうに老朽密集地帯でございます。言葉は悪いんですが。で、その折に、いつかの時代に、それはわたくしの限られた中では、なかなかできない事業かもしれませんが、あそこはひじょうに、災害のみならず、火災の発生危険度から考えて、この一帯はですね、こういうことをリプレイスする時には、10,000平方メートルぐらいの空地を持つときませんと。わたしも隣の市でいろんなことあったりしたんですけど、なかなかしにくいもんでございます。まあ将来のために、そういう意味においては、そのことで、教育委員会はこう現在地へ移ったんではないんですけども。

できたら、あの用地はいろんな都市改造の時、避難地、民間住宅ではありますけども、非常に古い密集した古いお家が多い。空き家が多い。これを町並み改造する時には、あれぐらいの互換機能、それから併せて、先議会でも議論がありましたように、乱立しております墓地のことも、おいおいやらなきゃいかんと。

加えてですね、中学校が建った時のトラブルとか、出て行った後のトラブル。なかなかこれから、あつこでまた学校をねってなりますと、これ非常に難しい問題があります。そういうようなこと諸々考えまして、教育委員会の教育長及び次長からお答えした上に、加えて、えらい、町長までが、こだわるとるように思うけれど、決してこだわっておるんでなくて。ぜひ、できたら、伝統と縁のある、いわゆる日和佐のご陣屋と。1807年に、ここで教育と行政をやってきたという縁のところであります。

ただ、まあ運動場がそうだねえ、狭いなあとも感じたり、もう少しのびのびとしたところで、小学校ってのは、あつていいかなあとか、いろいろ考えるとございしますが、まずは、またプールを作るとなると、またこれはまた大変だなあとか。これも実は思っております。多々言いたいことはありますけども、時間の関係上省略しますが。

ぜひ、1点に絞って言いますと、学校のライフラインの避難地に考えて、水、水槽、これは別途の予算ですね。また、教育委員会と。それと併せて駐車場整備について。それから、町並みについてのことについては、今後ですね、また、別の前向きな検討をしていきたいと思う。これはまあ外部委員、外部の町民からもずいぶん言われました。「町は素晴らしいけど、家、軒並み乗用車がこうある」と。「あれはなんとかしたらきれいのにね」と、こう言われた。これは皆さんの協力によって。なかなか行政が、ほんなこと能動でできません。まあ空き家をどけることによって、できたらお互いが共通してカーポートを作るとか。そういうようなことをすることも、町並みをシェイプアップしていくことだと思っております。これはご質問外ですけど。そういうこと含めて、ぜひひとつご理解賜りたいと存じます。

- 議 長 久保議員。
- 5 番 議 員 聞きたいこともあるんですが、もう時間が何したんで、一応終わります。ありがとうございます。
- 議 長 以上で通告者の一般質問は全員終了いたしました。これにて一般質問を終わります。
- 引き続き議案審議を行います。
- 日程第2 「報告第1号平成18年度美波町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から、日程第6「報告第5号 美波町国民保護計画について」まで 5件を一括議題といたします。異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 「異議なし」と認めます。
- 報告第1号から第5号まで、5件を一括議題とします。
- 当局の説明を求めます。総務課長。
- 議 長 (報告第1号の説明をする。)
- 議 長 鈴木建設課長。
- 議 長 (報告第2号 報告第3号の説明をする。)
- 議 長 田川住民福祉課長。
- 議 長 (報告第4号の説明をする。)
- 議 長 寺内消防防災課長。
- 議 長 (報告第5号の説明をする。)
- 議 長 ありがとうございました。報告第1号から第5号まで、5件を一括議題といたします。
- 一括して質疑を行います。質疑ございませんか。戎野議員。
- 7 番 議 員 ちょっとお尋ねしたいと思いますが、先ほど寺内課長が申されました「国民保護計画」の中で、75ページのちょっと報告の項目を見ましたら、

核攻撃等による災害が発生した場合、まあ核攻撃ですから、攻撃ですからこれ、まあ災害ではなく戦争状態を言うんだらうと思いますが、なんとなくこの自然災害と戦争を同列に扱うことにより、核攻撃など、実際それを受けた場合は、この防護服を着用させるどころか、町全体が、まあ無くなってしまうような状態が想定されるんでないかと思うんですが。そういった核攻撃などの無意味な事態想定ですね、国民の危機を煽って、まあ戦争を避けられないものとして捉えてですね、平時から戦争の体制というか、準備計画が、町村や住民までも強制してくるのでないかと、ちょっと懸念、心配するわけでございますが。

実際、核攻撃とは、どういうものを、こう想定すべきなのかとか。その結果、こういった被害が生じるのかとか。まあ実際、これは計画であって、正確な調査とか、そういうものは考えてないかもわかりませんが、やはりあの、他の実際、被爆した市町村では、この核攻撃の項目を削除したりですね、この想定から見直していくということをやっていると聞いてもおりますので。

まず、この計画の中からですね、想定を、今後、こう見直していくつもりはないのかとか。その点についてお聞きしてですね、やはり、あの対処というか、対策については、非常にあのう懸念してやっていこうとするんですが。その対策よりか、そうならないための、政策というんですか、そういうものを、本来まあ想定して考えていくべきでないかと。まあ具体的には、国際条約で認められておりますような「無防備都市宣言」を、この町のそういう攻撃対応よりか、政策の中に込めてやっていくとか。そういう計画をですね、今後、持ち合わせていくようなつもりはないのか。その点についてお聞きしたいと思います。

議 長
消防防災課長

消防防災課長。

核攻撃とは、ということでありましてけれども、当然、核弾頭を搭載したミサイルが飛んでくるでありますとか、あと、あの汚染物質を撒かれるというふうな爆弾が使われるというような内容を想定しての対応であります。その時の対応であります。

この時に、まああの措置にあたる要員に防護服を着用させて、被爆線量の管理を行うという活動を実施させるということで、書いてあるんですけども、これを使用、実施するためには、こんだけのことをせんかったら、まあ実施できないというふうにも、まあ読み込めますので、そのような内容としても、読み込んでいただけたらと思っております。

実際に、まあ省くのか、ここから除くのかということもありますけど、何がある時には、何がどこまでできていなければいけないという内容を確認できる上でも、まあ今のわたしの考えとしては、記載をして知っておくことは、いいことではないかというふうに考えております。以上であります。

議 長 他に質疑ございませんか。山本議員。

10番議員 民生費のね、この地域会合空間整備等事業に、結局町長提案説明書にもありますように、この「東紅会」の事業所建設予定地が、農地転用の手続きが必要であるという繰越金でございますが、これまあ「東紅会」の事業所建設予定地が、まあ「ライスセンター」と隣接しており、建設後、騒音、また塵肺というような問題が起きてくるという心配は無いのか。まああのう農協等の対応は、どのようになっているのか。この委員会のね、経緯、ちょっと説明して欲しいと思います。

議 長 そして、農業委員会というのは、まあその農地転用でなしに、やっぱり農業全般のことを総合的判断していくべき立場であるということ、わたくし自身は考えております。

議 長 町長。

産業振興課長 産業振興課長。

産業振興課長 ただいまのご質問の件ですが、あのう農地転用の処理については、審議は、農業委員会の方で行うということになってございますが、その前段の段階です、候補地については、農業振興地域の農用地であるというようなことで、この農用地という指定をですね、外さない限り、まあ農地の転用に進めないというようなことで、現在、農用地の除外申請というんですけれども、その申請がですね、まああのう県の方をお願いをしまして、これはまあ本人申請でございますので、県の方をお願いしまして、現在、あのう同意をいただいております。ただ、あのう農地転用についてはですね、まだ、あのう審議の段階にはございませんけれども、現在の状況は、以上でございます。

10番議員 県の補助ばかりで、トンネル予算とは思いますが、まあ農協等の対応いうのは、どういうようにしとん。まだ、ほういうような、こういうような塵肺が出たらどうするとかいうようなことは、してないんですか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 現在の状況の報告は、いただいております。

議 長 他に質疑ございませんか。

質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから、報告第1号「平成18年度美波町一般会計繰越明許費繰越計算書について」

報告第2号「平成18年度美波町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」

報告第3号「平成18年度美波町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」

報告第4号「平成18年度美波町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」

報告第5号「美波町国民保護計画について」、計5件を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案通り承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

報告第1号から5号まで計5件は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第43号 美波町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第44号 美波町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第45号 美波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について の3件については、関連議案でございますので一括議題といたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議案第43号から第45号まで、3件を一括議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

総務課長 (議案第43号から45号までの説明をする。)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。

ないようですので、質疑を終わります。はい、坂口議員。

15番議員 この条例を改正するということは、庁舎内の企画、あとう機構に伴って
ると思うんです。そこで、これ、これを条例を作った時に、本庁の職員
数、支所の職員数っていうのは、だいぶ変わるのかどうか、お聞きした
いんです。

議長 中東副町長。

副町長 あとう、本庁支所ですね、それぞれ一つの課と室が、まあ減るわけ
でございますので、これは8月1日からまあ、施行するということで。こ
れ可決いただきますとですね、7月中にこの組織機構に伴う人事異動と
いうのを8月1日に、まあ発令をしたい。

基本的にはですね、そう大きくまあ変わらない。多分支所の職員が減る
んでないかということ、ご心配なさっとんたろうと思うんですけども。
総務室とですね、住民福祉課室っていうのがまあ、2つの室があったん
ですけども、どうしても総務室は、こう税の徴収とかですね、職員がど
うしても外回り出て行きます。また、住民福祉室もですね、それぞれ福

社のまあ相談とか、個別訪問等々があって、窓口がどうしても手薄になるといふことで、それをじゃあひとつまとめてみようといふことで。ですから、今回新たに住民室という室がですね、まあかなりの充実した職員数になっていくといふように考えております。

それと、基本的には合併のスタートと、スタートした時にはですね、支所については総合支所方式でいく。、要するに総合的な、要するに役場の本課の課の業務を、支所の何々室もですね、同じことをやっていくといふ方式でやってきたんですけども、この1年間、この総合方式でですね、やると、どうしてもこう、まあ支所で、本庁でといふ、こう多少まあ効率が悪いといふところが出てきましたので、一部今、総務課長が各課・室の事務事業内容を読み上げましたけども、一部事務事業についてはですね、分庁方式、要するに、この、まあ言うたら、課がもう専門的に美波町の全体やっていくと。

こういう分庁方式の事務にも一部、一部です。例えたらですね、従来今まあ進めております「志和岐の漁業集落」っていう事業につきましては、地域振興室の方で、やっておったんですけども、本課の方いきますと、要するに、下水の事業をまあやっておるわけですね。ですから、要するに汚水の関係、要するに住民福祉課が持っておった合併浄化槽、それと建設課が持っておった公共下水、地域振興室が持っておったですね、「漁業集落排水」については、これはもう建設課の方に一括して、要するにもうまとめてあります。そういうふうな一部、まあ事務事業につきましても、そういうふうに分庁方式の事務を今回はとらさせていただきます。職員数については、今後7月いっぱいかけてですね、職員の配置の計画を行っていきたいといふように考えております。

議長
15番議員

坂口議員。

今、副町長からの答弁ですが。ということは、もう合併協議会である程度の素案をしてきた中の、1年間で、もう合併協議会で、協議してきたことを消して、分庁方式っていうかたちを取り込んでいって、最終は本庁方式っていうかたちになるっていうふうにするんやけど、ほの辺はどんなんかいな。

議長
副町長

副町長。

えー、まああの最終的には、じゃあまあ支所も無くして、本庁一本でいくんかといふ、まあご質問でございますが、今の段階ではですね、そこまでは考えておりません。ただ、総合支所方式で取り組んできたけどもどうも効率が、一年間やってみて、効率が悪いなあという事業については、そういうふうに分庁にはさせていただきました。

で、今回まあ、あのう提案説明でも、まあ説明をさせていただいておりますが、あのうまあいうたら、4月からですね、役場の内部で各課のヒアリングをし、まあ各課長の意見も聴きですね、やってきて、その上で

一つの素案をこしらえて、役場だけで、とにかく決めたらいけないので、外部の住民を含めた外部の委員さんにですね、それをまあぶつけてですね、その意見をいただいて。ただこの外部委員さんについては、来年3月いっぱいまでの任期といたしておりますので、今回まあ言うたら、組織機構についてはですね、3月議会に、6月議会に提案をしたいということも申しておりましたので、引き続きこの外部委員さんには、年内いっぱい検討を加えていただくと。

また、課題についてもですね、住民福祉課長と税務保険課の事務事業についてですね、ちょっと、こうごじゃごじゃとした複雑なところもある、それをすっきりしなくてはいけないという課題もいただいておりますし、建設課と産業振興課が持っております、要するに建築建設・土木、農業、山林土木といったところの分についてもですね、今後時間をかけて、まあ整理をしていくことにしております。

そういうことで、今の段階では、まあ行く行くはというお話でございましたが、まあ行く行くの話はちょっと、まあ、お話は今できませんので、今の段階では、たちまち、それはもう要するに支所をという、廃止の方向にというような考えでは、取り組んではおりません。

議長 坂口議員。

15番議員

「考えでは取り組んでない」というかたちで答弁もらいよんやけども、この「志和岐の集落排水」にしても、別に支所の方で責任を持たしてやらそうと思うたら、できるわけでしょ。これを強いて、なんで本庁に持ってくるかっていうんがわからん。それは本庁に持ってきたら楽やろうけども、そういうかたちにしていくにはよ。けど、現実に総合支所方式でやるって、ある程度決めて、1年ぐらいでやなあ、そういうふうなかたちになっていくっていうんが、ちょっとわからんところなんよ。

それからこう、職員の人事及び給与に関することなんかも、総務企画でやる、まあ総務課でやるんだろうけども、これも、あの本庁の方に来とうなかで、合併協議会だったら、給料についても、もうそろそろ今日和佐、元日和佐の職員の人と旧由岐の人との給料が揃てきとうっていうかたち。いやいや、その努力をしていくっていうんが、もう1年も過ぎた結果。

この仕事内容っていうんは、そういう仕事をしていくんが、合併して1年半かかった時の仕事でないんかと思うんやけど。そういう仕事は別においてやなあ、いっこも進まんようなかたちで聞いとうわけよ。それにこういう仕事だけは、何で、収縮していかかわからんのやけど。このへん、町長。

町長 まああのう、それぞれが、合併後、両方の職員が、議論をし合うて、ひとつの、誰がどう仕切るんでなくて、民主的にヒアリングをしましてね、こういう成案を出たので、出しとると。それについては、まああのう原

案ご理解賜ってですね、あのう職員が集中して、効率的にやろうという意欲は、尊重したいと思っております。

なお、合併協議の中で、例えば、旧由岐町と旧日和佐町の職員の給与に格差が有るといような点も、どうなってるかっていうお尋ねがございましたが、これはあのうまあ財政力の小さいところは、地方交付税で種地区分ていうんがありまして、日和佐と由岐町とは種地区も違います。牟岐町とも違うでしょうと。羽の浦町とも違う。ま、そういうようなこともあって、その中で、お互いが今度の合併したんだけど。そこはこれは、なかなか難しい問題で。

えー、合併してから給与格差があると。一緒の仕事しよるでないかと。どうしてくれるのって。高い方へつけるって。住民は納得するかどうか。そこらの問題もあるだろうと思います。このことは、勇気を持って、言葉にさせていただいておるわけですが。住民がどのように考えるかと、いうことで。じゃあ高い方を下げると。まあ一緒の仕事をしていて、おんなじような経験があって、高等学校を卒業して、あるいは高専を出て、大学って。おんなじような経験だけど、A町に入ったのとB町に入ったのは違うと。こういう実態が合併町村にはあるわけでありまして。で、このことは合併をすれば、誰が仕事をするかといったら公務員でありますから。公務員は365日、まあ法令の中で括られてやってるんだから、それを合併の時に充分議論しとかないと。

合併後しょう、合併後しょうということで、この点についても、実は、住民の目の前ではですね、特例債があるとか、補助金があるんじゃないとか、ほういうことで、実は、いちばん大事な公共施設をどのようにするかとか、仕事をする公務員の待遇をどうするんであるかと。これが実は、合併の過程で充分議論しとくと、という議論はまああったわけで。当町の場合は、たいへんまあ忙しくって、3町の枠組みが崩れてから、たちどころにまた、2町の合併をしておるとい経過があります。

いずれにいたしましても、公務員給与は非常に厳しい状態があります。県財政におかれても、ひじょうに外部監査委員から、厳しい聖域ではないって言われております。職員がおんなじ経歴で、おんなじの勤務です。しかし、それぞれが、旧の段階では納得のいくんが、合併したことによって一緒の仕事をして、片方は高い、こっちは低いと。住民から見たら。だからね、あたってんです、今。いちばんだいじなこと、で、たいへん。実は、実はですね、あのぱっぱとやり取りをすればいいんですが、この合併の時ってというのは、行政の、こう寄ってきた経過とか、どういときに議論したとか。一手にここへ持って来られてですね、それもせえって、高い方へしたら、住民はどうするかと。それを今、一生懸命考えよる。自分もそうなんです。それから、やがてのことですけども、合併するに至った経過っていうことをよう考えて。だから、必ずしもその、

合併をその時点の意見とか、契約というとか、協議っていうのは大事にしなきゃいかんのですが、それをひとつこう、時間をかけてですね、やっていかなきゃいかん。

実は、今のその下水とか、汚水のことですがね、それについてはですね、技術の考え方とか、まあいろいろあるだろうと思いますけど、ここはひとつ、あのうみんなが相談して決めて、成案をして、なおそのたたき台を行革の委員にぶつけて、やった結果で、ご理解賜りたいと。

ただ、今の給与問題については、先生の方からこういう問題があったはずじゃけど、片付いとるか。そういうことも、1年ぐらいに。実はこれは、課題であります。今後どないぞしてですね、日和佐の方が高いようでございますが、高いのをちょっと待っとれと、低いのが追っついてくるまで待つか。あるいは、今時点で高い方へつけるかっていうたら、住民は何と言うか。合併して給与高く払うんか。こういう議論も出てくるだろうと思います。

しかし、任命権者として、これを円満に決着をつけるのは非常に難しい課題であって、海陽町においても、ここは非常に難しいと。ちょっとの差ぐらいだったらええんですけどね、1,000円、2,000円。何万もになりますと、やっぱりおんなじ業務に、統一ワーキング。しかし、合併しなかったら、それはそれで納得しとったことなんです。

まあそこが、合併のいわゆる権能差、財政力支出差によって納得しとったものが、合併によって。合併によって、非効率的な方へ向くとなりますと、非常に問題があると。これは、住民の視点に立って議論をすることと、職員の意欲をどうするか、どこで接点を取るかと。これについては、合併前に協議をしてない町村については、大きい課題でございます。下、海陽町についても、任命権者に密かにお話をしたんだけど、これをどうするか。下については、ちょっと一定のお考えがありました。で、わたしもそういうように思うんだけど、まあ職員とはこれもう近いうちに取り組むとか、まあ、そういうこともございます。それからまた、いろんな行政改革するには、みんなが納得して笑うという改革は無いと思います。

どうぞひとつ、たった1年で、変えるかというご視点もあるんですが、今、副町長が職員ワーキングで、お互いに旧由岐で運用していた人とご意見もあったんだろうけど、こらで、まあ総合的にこれがよかろうと思っている案でございますので、ひとつこれで、ご了承願えればと思っております。

えー、わたしは長い答弁になったんですけど、その職員の意欲の問題と、これは、住民の、町民の視点で考えるべきだと考えておるところでございます。

議

長 坂口議員。

1 5 番 議員 今、町長曰く、町民の視点で考えるっていう中で、まあ、今1年経った中で、いちばんやりやすい仕事から、手につけていきよるとしか思えんわけです。そうでしょ。やっぱりまず、合併して1年も経つのに、やりにくい、しにくい、そういう仕事も、一個ずつ片を付けていって欲しいっていうんが、われわれ、わしの考え方の理事者との違いですよ。やっぱりやりにくいことでも、せなしゃあないんやけん。合併した以上。ほれには、努力していただきたいと思います。

議 長 他に質疑は。山本議員。

1 0 番 議員 課、室が減るということは、まあ課長、室長も減るということですね。そのあたりの人事の調整はどのようにしていくのか。また、今まで地元の人が地元の庁舎、支所に勤めるでなしに、人事交流を進めていくことによって、まあ、地元意識も薄れ、美波町としての一体性ができるのでないか。まあ、由岐・日和佐間の距離も近くなってきたのであるので、まあ提言といたしまして、あの、あれしときます。まあほんでほの、人事のことですが、ほの課長、室長が減るといいうと、ほこの調整のようなところ、したらと思うて。

議 長 町長。

議 長 町長。まあその、課長だったからいつまでも課長でおれるとは、こんな時代ですから、それはあのう、言えませんね。あのう、そういう基本精神では、しませんよ。しませんけども、あのう法律を読んだらですね、地方財政法読んでもらったら、予算の減額の時には、職員は減額するとかいてあるんです。ところが日本の国は、それは国家の財政が潰れたらですね、人件費も払わんぞと書いてあるんですね。そこが、本当に厳しいところなんです。

歴代の町長さんや議長さんは、そういうことは口にしなくって、いいお話ができたんですけど、わたしは、今の首長は、そういういいお話はできません。で、端的にご質問で、課・室が無くなります。課長として、室長として、敏腕をふるっていただいて、その時に今度は、じゃあ課長でもないのに、課長の月給を払うかという問題もあると思います。そこは円満に職員の意見をよく聞いてですね、適材適所で配置していきたいと思ってます。ただ、基本的に、課が無くなったけん、課長はどこかへ行行って、どっかのなんか課の無いところの課長とかいう訳にはいかない。職員、職当、職務分責に応じた給与体系でございます。

実はここは、血が出るほどのことはしないようにですね、モラル等、今までのモラル、勤労意欲が下がらないようにします。しかし、今までの通り、今までのように、明日も課長になると。10年経ったら、また、係長になれるという時代は、無いかもしれない。ぜひ、そういう意味で課制を無くして、全部プロジェクトの責任者にして、1・2・3・4・5という方法もあるだろうと思います。責任あるやり方としては、課長

とか課長補佐がありますけども。

もうすでに県の難解なプロジェクトはあるんですね、民間なんか行って、課長部長やとか総務課長とか勤務課長とかおりませんよ。そんな会社は潰れますよ。年中変えていかないかん。そういう時代が来たことを、わたくしも長いこと公務の席におってですね、こんなことをまさか言う立場と時間に遭遇すると思いません。

で、各町村長も、それよりも、ほんとに職も無くて、子育てもできん住民がおることをですね、その住民の立場で、ああ、あの課長かわいそうというレベルまでしないとですね、今の住民の方々は、納税者の立場は、おそらく税金払ってくれんだろうと思います。課長から室長になったけんといって、月給何ぼ下がったんな、何パーセントでしょうと。そういうことです。

つまり、行政改革は、国が押さえつけてんでなしにラスパイレス指数の比較でないか。東京で働いてる国家公務員との比較とは、ちゃう。その町民が払うとる税金、税金払うておる町民の働いてる姿との比較をしろとまで、小泉総理は言って、極端なことを言うて去られましたけども、今度の新しい内閣においても、単なる給与水準についてもラスパイレス指数が100より少なかったらええんでなくて、地域の納税者の納得レベルにしろと、いうことです。

いずれにしましても、こんなこと一つにしても、今、坂口先生が言るように、一つ一つこうやってご指導受けながらですね、やっぱりその議員の立場で見よっても、1年ではもうちょっと続けたらいいんじゃないかと。給与もこうした方がどうだろうかと。我々が考えるんが、まあ相談してはしよるんだけど。ぜひですね、もう活発な議論していただいて、まあ課長であったのが、課は無くするけど、そこらはここいらに、おつとことか、そういうことまで含めてですね、実は、口先だけでなしに、お教えいただきたいと。それでまあ、納得できりゃあ、まあ降格もやむをえんと思いますけど、納得のできない場合もあるでしょうし、今の給与格差もあります。

ただ、一緒の町になって、一生懸命一体化しよるのに、給与が下がるということは、任命権者としてはたいへん僥い難い点があります。しかし、それを町内的に、住民抜きにして、執行機関と議会だけが知っておった時に、住民監査を受けた時に耐えられるかと、そのことに、ということもあります。わたくしも、就任早々、選挙中から申し上げておる通り、とにかく、ガラス張りの中でのうても、見える状態。今の宝くじ引いたようにね、1年でどうなるんだと。片付けやすいやつだけやって、難問が後ろへいきよると。このことは、ほんとに自戒の念至りであります。そういうことのためにも、課長から室長が無くなっても、その意欲の阻害のないように。ますます町民の幸せのために、働きやすい条件をどう

したらいいかと。まあともども考えていきたい。

なお、いいアイデアございましたら、お教を請いたいと。坂口議員には、逆らって答弁しておるものではありませんので、どうぞひとつ、片付けないことについてもですね、一生懸命やりたいと。

で、この下水については、やっぱりあのう公営企業的なことをまとめていこうという考え方も、ひとつ理解してやっていただきたいと。こう思います。

議 長 他に質疑ございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第43号 美波町課設置条例の一部を改正する条例の制定について(条例第13号)

議案第44号 美波町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について(条例第14号)

議案第45号 美波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(条例第15号)計3件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

議案第43号から45号まで計3件は、原案のとおり可決されました。10分ほど小休いたします。議員の方は議員控室にお集まりください。

(時に16時42分)

(時に16時53分)

議 長 再開いたします。お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事進行の都合により19時まで延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

よって本日の会議時間を19時まで延長することに決定いたしました。続いて、日程第10 議案第46号「美波町救急搬送班の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について(条例第16号)」を議題いたします。濱支所長。

支 所 長 （議案第46号の説明をする。）
議 長 質疑を行います。質疑ございませんか。
質疑がないようでございますので、議案第46号 美波町救急搬送班の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第16号）を採決を行います。異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。
よって議案第46号は、原案通り可決されました。
議 長 日程第11 議案第47号「美波町地域包括支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
当局の説明を求めます。住民福祉課長。
住民福祉課長 （議案第47号の説明をする。）
議 長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。
ないようですので、これで質疑を終わります。
これから、議案第47号 美波町地域包括支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第17号）を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。
議案第47号は、原案のとおり可決されました。
議 長 日程第12 議案第48号「美波町消防団設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
当局の説明を求めます。消防防災課長。
消防防災課長 （議案第48号の説明をする。）
議 長 説明が終わりました。質疑を行います。岩瀬議員。
12番議員 この団員の2名補充はもう済んどんですか。どっかの分団に入っとんですか。
議 長 消防防災課長。
消防防災課長 補充はしておりません。そのままです。今、あとう317名の団員であります。
議 長 岩瀬議員。
12番議員 これまあ、どこに入れるかは、団の要望で2人補充はできるんですか。

- 議 長 消防防災課長。
- 消防防災課長 この副団長を6人以内にするという内容につきましては、これは最終的には、5人以内にまでもっていくということで、合併時の消防団の調整で決められておまして、その内容につきましても、団長1名がおる方の副団長は2人として、団長1名がおらん方の副団長は3名にするという地域バランスを考えたうえでの、人数的な調整になっております。で、あとう団員に2人分入れれるのかということなんですが、団員の補充につきましても、新旧の入れ替わり、今現在おる団員がやめて次に入るについては、随時入れるんですけども、新たに団員を追加して増やしていくということにつきましては、その都度、協議して決めるというような内容になっております。以上です。
- 1 2 番 議員 団員を247に増やすんですよ。
- 消防防災課長 そうです。
- 1 2 番 議員 245あったんを247に増やすんでしょう。団員の数を。
- 消防防災課長 これは定員なので、それ以内であれば、まあそれでいいということでありまして。増やさないかんということではないんです。
- 1 2 番 議員 人数合わすんでないんでないん。
- 消防防災課長 違います。
- 1 2 番 議員 320人に合わすと違うんやね。
- 消防防災課長 違います、違います。ただ320人で、副団長も増やしていかんのに、2名副団長においとくと、団員が入りたくても入れないという、枠が少なくなってしまうので。で、その分を団員の方に増やしていくということです。
- 今現在、団員の空きが3人ということです。で、この調整をしなければ、団員は1人しか空きがなかったというような状態であったということです。
- 議 長 岩瀬議員。
- 1 2 番 議員 ほなけん、分団で欲しい団員が、まあおったらやね、補充できるんですか。
- 消防防災課長 それは幹部会で諮って、追加の場合は幹部会に諮って、まあ、ご相談のうえで決めていくということです。
- 議 長 小休いたします。

(時に17時04分)

(時に17時04分)

- 議 長 小休を解きます。再開いたします。消防防災課長。
- 消防防災課長 今おる団員がですね、やめた時には、それを入れるのは、別に何の問題

も無くまあ入れれると。ただし、今おるうえに、まだ増やしていくという場合には、幹部会をもって相談したうえで、入るか入れれるかどうかを決めるということでありませう。

早う手を上げて言うたところに、どんどん足していくということではないということです。

議 長 再開しております。ほな、小休いたします。

(時に17時05分)

(時に17時08分)

議 長 再開いたします。他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これから、議案第48号 美波町消防団設置条例の一部を改正する条例の制定について(条例第18号)を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

議案第48号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第49号 専決処分報告承認について

専決第1号から第12号まで計12件を一括議題といたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

「専決第1号から第12号まで、専決処分について承認を求める件12件」を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

総務課長 (議案第49号の説明をする。)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより、専決第1号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について

専決第2号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専決第3号 平成18年度美波町一般会計補正予算(第4号)
 専決第4号 平成18年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算
 (第4号)
 専決第5号 平成18年度美波町老人保健事業特別会計補正予算(第3
 号)
 専決第6号 平成18年度美波町住宅改良資金貸付特別会計補正予算
 (第1号)
 専決第7号 平成18年度美波町国民宿舎特別会計補正予算(第3号)
 専決第8号 平成18年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算(第
 4号)
 専決第9号 平成18年度美波町介護保健事業特別会計補正予算(第3
 号)
 専決第10号 平成18年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補
 正予算(第2号)
 専決第11号 平成19年度美波町一般会計補正予算(第1号)
 専決第12号 平成19年度美波町老人保健事業特別会計補正予算(第
 1号) 計12件を採決します。
 お諮りします。
 本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

専決第1号から12号まで計12件は原案のとおり承認されました。
 日程第14 議案第50号 平成19年度美波町一般会計補正予算(第
 2号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

総務課長 (議案第50号の説明をする。)

議 長 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。戎野議員。

7番議員 1点だけお願いします。12ページの林業振興費のモビレージの改修費
 550万円ですが、これは国民宿舎が事業運営に、まあその後改修後、
 担っていくということは聞いておるんですけど。この改修の部分はどの、
 宿泊のための改修だと思うんですが、どういうことをやって、その後の
 事業運営については、人員配置を常時これだけの費用かけたあとやって
 いくのか。その点お伺いしたいと思います。

議 長 町長。

議 長 町長 これは、あのう県の施設から町が受けて、普通財産として今町が管理し
 ているところでございます。かねて議会で説明しましたように、このモ

ビレージの10棟の宿舎と、平屋の峰張りの、10棟の宿舎と、エントランスの会議場ございます。

で、これをなんか有効活用しようと、こういうようなことで模索してありましたところ、このほど、ここに書いてありますように、農林水産省の掲げる、いわゆる農村地域における定住促進と、こういうような助成と、その財源があるというようなことを県とも相談してありましたら、これが受けられることになりまして、10棟全部やろうと思っただけなんですけど、とりあえず、まあ5戸ぐらいの改修になろうかと思っております。

で、改修された当該施設を、国民宿舎会計で運営しております「うみがめ荘」と、お城と合わせてですね、このモビレージの改修された後の施設を、国民宿舎のスタッフの中で運営をして、その宿泊あるいはステイの場として業務運営させようとしております。そういう経過とこういうことでございますが、今後、人的にどうするかは、ご案内のとおり「うみがめ荘」の利用客は最近微増はあるとはいいいながら、その営業収支においてスタッフの経営努力もあることながら、最近ちょっと上は向いとはなっていますが、やはり、年度末になりますと、一般会計に負担を余儀なくされてる。これから脱却すべくですね、ぜひ期待を寄せてるところで。

そういう観点からいきますと、新たに職員を、スタッフでなしに、それは、もう支配人岡本がですね、自分の営業の才覚の中で、どういうふうに臨時的に雇うか、パート職員を雇うか。あるいはあそこで受付をして、あそこで申し込んだ人に対して、まあいわゆる車を使っているのですね、料理提供をするのか。これは、支配人のこれからの経営方針に関わるんですが。

ただ、町といたしましては、うみがめ特別会計で独自の職員採用といっても、それはやっぱりトータルとして、わたしの方は、統制させていただきたいと。できれば、経営の種はこういうふうな補助金を得てする代わりに、ぜひまあパートとか、あるいは臨時とか、営業費用の中でできる範囲の中で、創意工夫をこらしていただきたいなあと。で、具体は改修後において直ちにまあ詳細は詰めていきたいと思っております。

なお、この際ですから、岡本支配人におかれても、具体的な、もうひょっとしたら見解を持っているかもしれません。答弁できることございますか。あるようでございますので。

経過はそういうこと申し上げまして、今後、わたしどもとしては、なるべく一般会計にもたれることなく、この改修は、われわれ一般会計で農林の補助金を受けて、施設を改修して渡すから、管理の運営に円滑を期されと。こういうようなことを申し上げておるところでございます。

議 長
国民宿舎支配人

国民宿舎支配人。

失礼いたします。さきほどのご質問の中で、まだ、具体的なというんで

はないんですけども、イメージとしまして、まあ当然あの場所ですので、あのう前の時にも、ちょっとお話をさせていただいたかとは思いますが、すべての方にお泊まりいただいて、満足いただけるような場所ではありませんので、まあある意味、目的を持った人の中長期的な滞在場所として位置付けをして、ある意味、村とかコミュニティというような感じの場所にできたらなということで。それでまあいちばん近いのは、やはり移住とか、ちょっとしたお試しで、「田舎暮らしをしてみたいな」という方の、とりあえずの宿泊場所になれば、いちばんいいのではないかなというふうに考えております。

それでまあ、改修内容につきましても、まだ詳細ではありませんが、必要最低限で、まあ最小限で、まあ効果のある手直し方法、無駄な部分の直しは極力を避けて、まあ実際に住んでいただく方が住みやすいような、手直しをしていくようにするのが、いいのではないかと。それとまああの場所、あの雰囲気合うような改修方法がいいのではないかというふうなことはちょっと頭にあるんですが。

それと、まあ人をどうするかなんですけども、それにつきまして、アルバイト対応とか、まあいろいろ考えられるわけですけども。やはり、宿泊っていうこと、泊まりがありますので、放ったらかしというのは難しい話です。それで、まあ例えばなんですけど、こちらの方に、まあ定住目的でおいでた方で、積極的な方がいらっしゃいましたら、その方をまあ管理人にお願いすると。それで、まあその方を通じてまた、周辺の情報を入れてもらって、発信してもらって、というようなかたちも考えられるのではないかということで。今、そのあたりの情報の収集もしているところでございます。

ものすごくアバウトなイメージなんですけれども、以上でございます。

議 長
10番議員

山本議員。

この件に関連質問として、まあこれ建物自体もうかなり古いと思いますけどね、どこまでぐらいという、ほの550万という工事内容という、概略でもね、聞いたらいいと。

まあこれ、今、町の建築業者の指名業者いうんは、何社ぐらい今あるんですか。ほういう点をお聞きしたいんと。

もう一つ、15ページの日和佐中学校で、結局当初予算で、これ雨が漏りよんの調査費が計上されていたが、これまだ工事費というんが計上されていないが、あれのはどういふようになっとうか、お聞きします。

議 長
町 長

町長。

どういう工事内容かというのは、現場はご存知と思いますね。切り棟の平屋で。わたくしも県におるときに、あれ所管しとったことがあるんで、あの座板ですとか、水周りの流しの下ですとか、あるいはお便所の入口のドアの下の方が傷んでおる。わりあい、臨海が多湿なわりにです、

主体構造物はしゃんとしております。

で、どういうことかになりますと、まあ500万ですからね、で、5戸ですから、100万円で直し得ると。そうしますと、畳だとか、浴槽とか、何かからしよったら、ほらとても。100万に合うたですね、お金に応じた工事をするかなというイメージで、まあ、県とも話をしたんで、全部画一的なおんなじことをするより、むしろもうそのう地域材でパーンと、それビス止めの床であったり、あるいはひょっとしたらカーペットでいいところとか。ここをやるんですけども、まだあと5戸あるんですけど。それはまあ、次にこういう予算がまた来年もつけてくれるかどうかは別ですけども、5戸はそれぞれの5つとも、ばらばらのそれに応じた、部屋の間取りもちょっと違うんです。ひとつひとつね。それに応じたやつをしようとしております。そういうことでございますので。その一括で、例えば一箇所で500万の工事規模というんでなくて、棟の5箇所をこう適当にやっていくと。こういうようなことで進もうとしております。

あと、建築業者の登録については、県内の建設業法に基づく業者は19社であります。そのうち建築は、どの程度かは、建築の建設課長からお答えさせていただきます。

議長 建設課長 建設課長。
建設課長 手元に持ち合わせの資料はございませんが、美波町の方に指名願いの出ている町内の建築業者ということでございますので、約10社ぐらいと考えております。以上でございます。

議長 山本議員。
10番議員 山の業者数10社ということですが、まあ旧日和佐・由岐というように分けてくれたら、なお、わかりよいと思いますけど。

議長 建設課長。
建設課長 はい。日和佐地区が8社程度と、由岐地区が2社程度かなという感じでございます。以上です。

議長 他に質疑ございませんか。教育次長。
教育次長 日和佐中学校の漏水対策についてのご質問について、お答えをさせていただきます。あのう実際は、漏水しておりますのは、さくらホールという丸い所が、工事が完成した数ヵ月後から、ずっと漏水をしておるといふふうな状況で、その都度、あのう防水業者にいろんな手立てをとっておるんですが、なかなか止まらないというふうなことで。原因として、今までわかっておりますところは、主体構造がコンクリートで、それに木枠の枠をつけて、サッシを取り付けておるんで、その木枠の木自体の乾燥とか、そういったことで隙間が生じて、漏水をしておるといふところまでわかってはおるんですが。そのさらに詳しい原因につきまして、当初予算20万円計上させていただきます。で、その漏

水原因を、さらに詳しく特定するというふうなことで、予算計上をさせていただいておりますが、その予算の範囲内で、原因を特定していただける業者、専門家あたりの選定が、ちょっとまだできていないというふうなことで。早急に進めまして、以後、対応していきたいというふうに考えております。

議 長 他に質疑ございませんか。丸龍議員。
1 1 番 議員 すみません。各、ここ予算書にも載ってるんですが、このA E Dの設置を、各施設にたくさん、この頃施設設置をしておりますが、これ実際屋内に設置をすると。屋外からですね、ここに設置をしているよというふうな表示等をしているのか、それ安心安全のためにですね、「この施設にはA E Dを設置しているよ」というような表示をしているのかどうなのか。ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

議 長 消防防災課長。
消防防災課長 外から見てわかるような表示をしているかということなんですが、ほれについては、できていないと思います。内部に入ると、わかるようにはなっているんですが、外部から見てここじゃというふうには、わかるようにはなっておりません。

議 長 丸龍議員。
1 1 番 議員 やはり、「設置をしているよ」というふうな必要性っていうのが、今、望まれていると思いますね。とりあえずですね、美波町においてですね、このA E Dを設置してる所は、外部からもわかるというふうに急速に設置をしていただいて、表示をしていただきたいと思います。よろしく願いします。

議 長 消防防災課長。
消防防災課長 今後、検討させていただきたいと思います。
町 長 そこを利用する人だけでなく、それが、あるかないかによってずいぶん違いますね。それは、おっしゃるとおりです。で、やっぱり防災に強い地域づくりという意味で、検討じゃなしに、すぐせえ言うています。はい、以上です。

議 長 岩瀬議員。
1 2 番 議員 この1 4ページの阿部小学校の修繕費、玄関ドアというようなこと聞いたんですが、どう調子悪いんですか。この前、見てきたばかりなんやけど。

議 長 教育次長。
教 育 次 長 あのう詳細は把握しておりませんので、まあ玄関ドア等は、教員住宅の土間の修繕というふうに聞いております。のちほど、ちょっと分室長おりますんで、状態について、ちょっと確認して、報告させていただきます。

議 長 岩瀬議員。

- 1 2 番 議 員 この前見てきたばかりやけんね、小学校を。
それとこのA E Dのが違うんは、台数が違うんで、皆、各部署で。9万4千円があって、18万7千円があって、7万何ぼ...機種が違うん。2台も置いとうとかいうん、ほれだったらほれでええけんど。
- 議 長 原分室長。
教育委員会分室長 阿部の修繕費についてお答えいたします。
阿部のあのう玄関ドアの修理と、教員住宅の土間の張り替えでございます。それとあと、教員住宅の換気扇と、換気扇のふたがされておりますその取替えと、トイレの排水、トイレの匂いが出るところがふさがっていたのと、その修理でございます。
- 1 2 番 議 員 ドアだけでなかったんやな。
議 長 他に質疑ございませんか。教育委員会のA E D、説明。
教育委員会分室長 阿部小学校の玄関のドアですが、あのうドアはいけるんですけど、ドアを支えている、下のどういうんですかね、ドアを支えています下の金具ですね、それがもう錆びておりまして、ドアがきっちりと閉まらない状態でありましたので、その部分の取替えをいたします。
A E Dですけれども、学校についているのは同じものなんですけど、この今の総合体育館の分については、ちょっとわたくしではお答えできません。
- 議 長 教育次長。
教 育 次 長 16ページの公民館費のところ、の使用料及び賃借料の18万7千円につきましては、これは2台のリース料の単価となっております。
- 議 長 教育次長。
教 育 次 長 まあ細かなことですが、一応、これ月額のリース料で、算定して、機種等についても多少違うんでないかと思えますんで、まあ正確なところ精査しまして、また、ご報告させていただくということによろしいでしょうか。
- 議 長 岩瀬議員の質問は、それによろしいんですか。他に質疑、北山議員。
1 6 番 議 員 はい。企画費の負担金補助の「みなとの賑わい創出担い手育成支援事業」「健やかコミュニティモデル地区育成事業」の事業内容、教えていただけますか。
- 議 長 海司企画調整課長。
企画調整課長 失礼します。まず、「みなとの賑わい創出担い手育成支援事業」につきましては、これは、国土交通省港湾局のモデル事業でございます。事業内容につきましては、まあ大浜海岸周辺の景観・自然・歴史・食・レクリエーションなどの資源を活用した、住民参加の「みなとまちづくり」を目指すものでありまして、地域の活性化を図るというふうなもので、組織作りをまずするというので、ハード事業ではございません。ソフトの事業で、まあ地域活性化のための、まあ仮称としておるんです。

が、「美波みなとまちづくり協議会」というのを立ち上げて、そこで、いろんなイベントなりを開催して、活性化に役立てようという趣旨でございます。

先ほど申しましたとおり、100%交付金事業でございます、今、国土交通省港湾局の方へ申請をいたしまして、6月20日付で、実は内示をいただきました。それでまあ、今後は、まずは組織を立ち上げ、その活動をしていく予定にしております。この事業につきましては、19年度のみでございますが、今後は、そのできるならば、その組織を継続して、地域づくりに活用というか、地域づくりのために活動していただきたいと考えております。

それからもう一つの、「健やかコミュニティモデル地区育成事業」でございますが、事業主体が、赤松地区の「伝承吹き筒花火の保存継承事業」でございます。従来からあります宝くじの助成事業、「一般コミュニティ事業」とまあよく似ておりまして、ただ財源的には同じ宝くじを使っておりますが、上部団体が宝くじの場合ですと「自治総合センター」、財団法人の「自治総合センター」というふうになるんですが、この事業につきましては、同じ財団法人ですが、「地域社会振興財団」というのから、助成されることになっております。まあ同じ外郭団体でございます、これもまあ、宝くじ、この宝くじにつきましては、先ほどの一般コミュニティは、普通の宝くじを使うんですが、この事業につきましては、「地域医療等振興自治宝くじ」というふうな限定された財源になっております。まあ、このほどこの「地域社会振興財団」から内諾を得ましたので、この補正に計上させていただきます。以上でございます。

議 長
17番議員

他に質疑、川尻議員。

12ページの農林水産費の農業振興費であります、鳥獣害防止施設導入整備事業補助金で、まあいっておりますが。栗林産業課長、これはどこの地域でどういうふうなものか、イノシシ用の電柵か、またサルの防止網か。それをちょっとお聞かせを願いたい。

議 長
産業振興課長

産業振興課長。

これは、実は当初予算からですね、まあございまして、まあ、今回の要望については、当初予算を入れた金額に対して、まだ、不足が、まあ地元の要望から出ました分を、入れまして、まあ不足するというので、入れさせていただいてございます。

場所はですね、3カ所ございます。これは、赤松の地域でございます。

3カ所ですね、関係者が17名で、面積にいたしますと、約10ヘクタールございます。それで、これは何の対策かといいますと、主にイノシシ、シカの対策のための電柵の導入ということで、まあご理解いただいたらと思います。以上でございます。

議 長

川尻議員。

17番議員 先ほどものご説明ですが、イノシシとシカということ。ほんなら、電柵とネットということ、両方の併用するということですか。全然違うでえね。イノシシとシカいうたら、これ全然。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 これはあの電柵だけです、はい。

議長 他に質疑ございませんか。

質疑がないようでございますので、質疑を終わります。

これより、議案第50号 平成19年度美波町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

議案第50号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第15 議案第51号 平成19年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長 （議案第51号の説明をする。）

議長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決を行います。

お諮りします。

これより、議案第51号 平成19年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 「議案第52号 美波町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

総務課長 （議案第52号の説明をする。）

議長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより、議案第52号 「美波町教育委員会委員の任命について」を

採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。
議案第52号は、原案のとおり同意することに決定しました。
小休いたします。

(時に18時08分)

(時に18時09分)

- 議 長 再開いたします。
日程第17 発議第2号 決議(案)について議題といたします。
提出者の説明を求めます。江本議員。
- 2 番 議 員 友好都市を提携する決議(案)について説明させていただきます。
発議第2号 平成19年6月27日 美波町議会議長 新矢公宏殿
提出者 美波町議会議員江本 昇 賛成者 美波町議会議員 坂口 進
氏の賛成を得まして 決議(案)の提出について 上記の議案を、別紙
のとおり会議規則第13条の第1項及び第2項の規定により提出します。
友好都市を提携する決議(案) 今回、香川県三豊市と徳島県美波町と
の間に別紙盟約書(案)のとおり友好都市を提携することを決議する。
平成19年6月27日 徳島県海部郡美波町議会
友好都市提携盟約書(案)香川県三豊市と徳島県美波町は、美波町は、
旧詫間町と旧日和佐町が、昭和43年に、詫間町が浦島太郎の伝説の地、
日和佐町が海がめの上陸地であることから、観光事業を中心に相互に友
好親善を図ることを目的として姉妹町の提携を結び、これまで産業、文
化、教育などの分野において心温まる交流をつづけてきました。 わた
したちは、この交流の足跡を深く尊重し、この意思を引き継ぎ、さらに
相互理解に努めるとともに、両市町の益々の発展と住民の福祉を願い、
将来にわたり固い友情の絆を継承していくことを誓い、ここに友好都市
提携の盟約を締結します。
平成19年7月14日 香川県三豊市市長 横山 忠始 徳島県美波町
町長 藤井 格 立会人 香川県三豊市市議会議長 多田 治
徳島県美波町議会議長 新矢公宏 以上でございます。よろしくお願
い
します。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を行います。久保議員。

5 番 議 員 これはあのなんですか、美波町と香川県の三豊市とが、もう提携するということなんですか。もう詫間では、もうないんですね。そしたら、幅が広くなったということですか。そしたら幅が広くなったということは、あの三豊市以外の町でも、こう姉妹都市ということになるんですか。三豊市全部が。

議 長 小休いたします。

(時に18時13分)

(時に18時15分)

議 長 再開いたします。質疑ございませんか。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより、発議第2号「決議(案)について」採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第17 常任委員会の閉会中の継続審査申出書について議題といたします。

各常任委員長から所管事項のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました「所管事務の事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。これからそれぞれ読み上げますので、この審査をお願いしたいと思います。

総務産業建設常任委員会 江本委員長から、本委員会は所管事項のうち次の事件について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第73条の規定により申し入れます。

1. 行財政改革の推進について
2. 南海地震対策の推進について
3. 商工業の振興及び雇用対策について
4. 観光振興対策について
5. 農業水産業の振興対策について
6. 道路網、下水道及び港湾施設の整備について

次に、文教厚生常任委員会 北山委員長から、本委員会は所管事項のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第73条の規定により申し入れます。

1. 福祉対策の推進について
2. 保健医療対策の推進について
3. 環境汚染の対策について
4. 教育施設及び環境の対策について

以上、お諮りします。

それぞれ委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

次回定例会の会期日程等は、議会運営委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

次回定例会の会期等は、議会運営委員会に付託されました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成19年第2回美波町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でございました。ありがとうございました。

(時に18時20分)